

文部科学広報



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省 編集

特集

**文教・科学技術施策の動向と展開
令和2年度文部科学行政の推進**

特集

文教・科学技術施策の動向と展開

令和2年度文部科学行政の推進



- 令和2年度文部科学省 機構・定員の概要 [文部科学省大臣官房総務課] 1
- 令和2年度 文部科学関係予算の概要 [文部科学省大臣官房会計課] 2
- 令和2年度 税制改正の概要 [文部科学省大臣官房政策課] 9
- 効果的な政策の企画・立案及び推進 [文部科学省大臣官房政策課] 11
- 国際協力・交流の推進 [文部科学省大臣官房国際課・国際統括官付] 14
- 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 [文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部] 19
- 生涯学習社会の実現に向けた、学校教育・社会教育を通じた教育政策の総合的・横断的推進 [文部科学省総合教育政策局] 28
- 初等中等教育の充実 [文部科学省初等中等教育局] 37
- 高等教育の充実 [文部科学省高等教育局] 49
- 私立学校の振興 [文部科学省高等教育局私学部] 58
- 科学技術・学術政策の推進 [文部科学省 科学技術・学術政策局/研究振興局/研究開発局] 61
- 総合的・一体的なスポーツ行政の推進 [スポーツ庁] 81
- 「文化芸術立国」の実現を目指して [文化庁] 89



文教・科学技術施策の動向と展開

令和2年度文部科学行政の推進

令和2年度文部科学省 機構・定員の概要

文部科学省大臣官房総務課

文部科学省は、我が国の成長を支える基盤である教育や科学技術、文化・スポーツ等の重要施策を所掌しています。

令和2年度においては、これらの施策を着実に実施するために、後述のような組織体制の強化や必要な定員の措置を行うことを予定しています。

特に、総合教育政策局教育改革・国際課等の所掌事務の再編に伴い、教育改革・国際課を国際教育課へと課名変更するとともに、文化観光の推進や食文化の振興に向けた体制整備のため、文化庁に参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を新設します。

教育関係

- ・外国人児童生徒等に対する教育支援等推進体制の整備に伴う増

復興・防災関係

- ・原子力損害賠償の適切な実施体制の時限延長

【参考】

- 過去3年間の文部科学省定員の推移

平成30年度末 2126人

令和元年度末 2133人

令和2年度末 2150人

- ・度改革の推進体制の整備に伴う増
- ・スペースデブリ除去の推進体制の整備に伴う増

スポーツ関係

- ・スポーツ分野におけるEBPMの推進のための体制強化に伴う増

文化関係

- ・文化観光推進の支援体制の整備に伴う増
- ・食文化の振興に向けた体制整備に伴う増
- ・外国人材の受入れ拡大に伴う日本語教育の推進に係る体制整備に伴う増

科学技術関係

- ・人文科学の活用による科学技術・イノベーションの活性化のための体制整備に伴う増
- ・「研究力向上改革2019」を踏まえた競争的研究費制

令和2年度 文部科学関係予算の概要

文部科学省大臣官房会計課

令和2年度 文部科学関係予算

教育政策推進のための基盤の整備

- 新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導運営体制の構築

令和2年度文部科学関係予算については、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化芸術の振興により、「人づくり革命」を断行し、「生産性革命」を実現するための予算として、総額5兆3,060億円の予算を計上しました。また、「臨時・特別の措置」（防災・減災、国土強靭化関係）について別途1,092億円を計上するほか、幼児教育・保育の無償化や高等教育の修学支援新制度等に必要な予算を別途確保するなど文部科学行政を推進するに当たつて必要な予算を確保できましたと考えています。

教職員定数については、英語教育を行う小学校専科指導教員の充実のために1,000人の改善を行なうほか、専門性の高い専科指導に取り組む学校への支援、中学校における生徒指導や支援体制の強化など、3,726人の定数改善を図ります。

また、スクール・サポート・スタッフの拡充（4,600人（対前年度1,000人増））や中学校における部活動指導員の配置拡充（10,200人（対前年度1,200人増））などを図り、学校における働き方改革を強力に推進します。

これらの活用に当たっては、在校等時間の客観的把握を要件とするなど、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革の両立を図ります。

● 国立高等専門学校の高度化・国際化

国立高等専門学校については、社会変革に対応できる人材や地域に求められる人材を教育するための取組を重点的に支援するほか、令和元年度補正予算と合わせ施設・設備の集中的な改善・更新を行い高等専門学校の高度化を図ります。また、日本型高等専門学校教育制度（KONSEN）の海外展開を推進するとともに、国際的な教育モデルを確立し、国際的な質保証を図ります。

教育関係予算について

我が国が持続的に成長・発展するには、一人一人の能力や可能性を最大限引き出し、多様な個性を伸ばす教育が不可欠です。令和2年度文教関係予算（いわゆる教育分野）については、対前年度30億円増の4兆303億円の予算を確保しました。

集団登校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故・事件の発生などを受けて、スクールガード・リーダーの大幅な増員（4,000人（対前年度2,300人増））により、登下校中の児童生徒の安全確保を強化します。また、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とした学校、家庭、地域及び関係機関が連携した学校安全推進体制の構築を推進するこ

とにより、学校安全の取組を更に強化します。

● 新時代の学びを支える先端技術の活用推進

学校における高速大容量のネットワーク環境と、義務教育段階における一人一台の端末の令和5年度までの整備を目指す「GIGAスクール構想」を実現するため、先端技術や遠隔教育システムの活用に関する実証、多様な通信環境の在り方に関する実証を行なうほか、「ICT活用教育アドバイザー」の配置を図ります。

● 国立大学改革の推進

国立大学改革については、Society 5.0に向けた人材育成や、イノベーション創出の中核としての国立大学の役割を果たすため、教育研究の基盤である運営費交付金等を確保するとともに、取組・成果に応じた手厚い支援と厳格な評価を徹底することにより、「教育」「研究」「ガバナンス」改革を加速化します。また、国立大学経営改革促進事業として、各大学の経営改革構想の実現の加速化を支援します。

●私立大学等改革の推進等

私立大学等経常費補助について、客観的指標を活用したメリハリある配分により、大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援します。また、各大学の役割や特色・強みの明確化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援します。

私立高等学校等経常費助成費等補助については、都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援とともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援します。

●学校施設整備の推進

児童生徒等の安全と健康を守り、計画的・効率的な長寿命化を図る整備を中心とした教育研究環境の改善等を推進します。また、近年多発している大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災に万全を期すため、耐震化や非構造部材の耐震対策などを推進し、学校施設の強靱化を図ります。

査を実施します。

●新しい時代に求められる資質・能力の育成

PISA2018の結果を踏まえ、各学校における読解力等の学力向上に資するよう総合的な調査・実践研究等を実施します。

また、令和2年度からの新学習指導要領実施を踏まえ、外国語教育・情報教育、道徳教育の推進を図るほか、地域との協働による高等学校教育改革として、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図ります。

●虐待、いじめ・不登校対応等の推進

虐待、いじめ対策や不登校支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの従来の配置に加えて、いじめ・不登校対策のための重点配置を行うなど専門スタッフの配置充実を図ります。また、SNS等を活用した相談体制の構築や、学校以外の場における支援体制を整備し、不登校児童生徒等様々な悩みを抱える児童生徒へのきめ細やかな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進を図ります。

●Society5.0の到来等を見据えた高等教育改革の促進

あらゆるセクターをけん引する卓越した博士人材の育成に必要となる世界最高水準の教育・研究力を結集した学位プログラムの構築を促進するほか、数理・データサイエンス・A.I.教育の推進のための応用基礎レベルのモデルカリキュラム等の策定や、分野融合の学位プログラムの構築等大学の優れた取組を重点的に支援します。

●生涯学び、活躍できる環境の整備

リカレント教育等社会人の学び直しの総合的な充実

リカレント教育の抜本的拡充を図るため、大学等における高度技術人材や地方創生人材の教育プログラムのほか、専門学校におけるリカレントプログラムの開発を行うとともに、実務家教員の育成、女性のキャリアアップに向けた学び直しやキャリア形成の支援、社会人の学びの情報アクセスの改善等を通じ、就職氷河期世代を含む社会人を対象とした大学・専修学校等の取組を支援します。

●グローバル社会における児童生徒の教育機会の確保・充実

また、地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査を実施します。

在外教育施設への派遣教師数を拡充（1,321人（対前年度22人増））するとともに、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生の日本全国の高校への招へいや、地方公共団体や学校、民間団体等が実施する留学プログラム参加への支援を通じて、高校生の国際交流の促進を図ります。

本語を学ぶ優秀な高校生の日本全国の高校への招へいや、地方公共団体や学校、民間団体等が実施する留学プログラム参加への支援を通じて、高校生の国際交流の促進を図ります。

●夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

●地域と学校の連携・協働の推進

コミュニケーション・スクールや地域学校協働活動の推進などをはじめとした学校・家庭・地域の連携・協働による多様な事業を展開することによって、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成する取組を支援します。

●社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成

●保・充実

在例外教育施設への派遣教師数を拡充（1,321人（対前年度22人増））するとともに、アジア諸国で日本語を学ぶ優秀な高校生の日本全国の高校への招へいや、地方公共団体や学校、民間団体等が実施する留学プログラム参加への支援を通じて、高校生の国際交流の促進を図ります。

●特別支援教育の生涯学習化プラン

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障害者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるように、生涯を通じて教育やスポーツ、文化芸術等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進します。また、学校における医療的ケアのための看護師配置に係る支援を拡充（2,100人（対前年度300人増））します。

誰もが社会の担い手となるための 学びのセーフティネットの構築

●教育費の負担軽減

全ての子供に質の高い幼児教育を保障するため、来年度から通年実施となる幼児教育・保育の無償化を着実に実施します。

また、年収590万円未満世帯に対する私立高等学校授業料の実質無償化の実現をはじめとした高校生等への修学支援の充実を図るとともに、低所得世帯（住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯）であっても大学等において修学できるよう高等教育の修学支援を着実に実施するなど、各教育段階の負担軽減により学びのセーフティネットの構築を図ります。

●高校中途退学の未然防止及び高校中退者等に対する学習支援等による切れ目ない支援

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により高校中途退学の未然防止を図るほか、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にある高校

中退者を対象とした学習相談や学習支援の取組を支援する等、高校中退者に対し切れ目ない支援を推進します。

●日本語教育・外国人児童生徒等への教育の充実

外国人の受入れ拡大に対応するため、生活者としての外国人の日本語教育を推進するとともに、学校における日本語指導体制の充実や多言語翻訳システム等ICTの活用促進など、日本語教育が必要な児童生徒等に向けた教育を充実することを通じて、外国人が教育・就労・生活の場で円滑にコミュニケーションできる環境の整備を図ります。

●スポーツ関係予算について

スポーツ立国の実現に向けたスポーツの振興を図るための予算として、対前年度11億円増の351億円を計上しています。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等への対応として、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動への支援、メダル獲得に向けた多方面からの専門的かつ高度な支援、ドーピング防止活動などに取り組むとともに、2020年東京大会以降も見据えたスポーツ・レガシー創出等のため、スポーツ参画人口の拡大、障害者スポーツの振興、スポーツ産業の成長促進、スポーツ資源を活用したインバウンド拡大の環境整備等を推進します。

●文化芸術関係予算について

文化芸術立国の実現に向けて、対前年度0・1億円増の1,067億円を計上しています。

首里城やノートルダム大聖堂での火災を踏まえ、災害等から文化財を護るために防災対策や文化財の確実な継承に向けた保存・活用の促進、舞台芸術などの文化芸術の創造活動や、文化芸術人材の育成及び子供たちの文化芸術体験の推進、文化振興の拠点としての博物館活動への支援など文化発信を支える基盤の整備・充実を行います。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充など、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

●科学技術予算について

第5期科学技術基本計画及び第6期科学技術基本計画の策定に向けた議論を踏まえ、我が国の研究力向上に向けて研究「人材」「資金」「環境」改革と大学改革を一連的に展開する「研究力向上2019」を実に実施します。

また、未来の大きな社会変革や生産性革命に対応し、超スマート社会(Society 5.0)を実現するため、イノベーションの創出に向けた取組を推進するとともに国家戦略上、重要な技術の研究開発を推進しま

す。
このため、令和2年度科学技術予算については、
対前年度11億円増の9・762億円を計上していま
す。

研究「人材」「資金」「環境」改革と大学改革の 一體的展開／研究力向上改革2019の 着実な推進、

●「人材」・研究人材強化体制の構築

研究人材の好循環を作り出し、研究者をより魅力ある職にすることを目指すため、科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成や活躍促進を図るための取組を重点的に推進します。具体的には、世界トップクラスの研究者育成システムを構築していくます。

また、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一體的に推進する大学等を支援します。

●「資金」・多様で挑戦的かつ卓越した研究への支援

我が国の研究力向上に向け、科研費の更なる拡充を行います。具体的には対前年度比2億円増となる2・374億円の予算を計上し、新種目の創設や基金融化の実現などによる新興・融合領域の開拓強化を図るとともに、若手研究者を重点的に支援します。
また、若手を中心とした多様な研究者が自由で挑戦的・融合的な研究を進めるための資金と研究に専念できる研究環境を確保することで、「創発的研究」の場の形成に取り組みます。

確に見据え、挑戦的な目標を設定したハイリスク・ハイインパクトな研究開発として、未来社会創造事業を拡充してまいります。

●「環境」・「ラボ改革」による研究効率の最大化・研究時間の確保

設備間のネットワークや研究機器の組織的な共用体制を確立（コアファシリティ化）し、全ての研究者が研究に打ち込める環境を実現します。
また、ナノテク・材料分野では、革新的材料開発力強化プログラム（M+cube）において革新的材料開発の加速に向けたスマートラボ化等の取組を推進し、イノベーションの創出に貢献します。

Society 5.0を実現し未来を切り拓く イノベーション創出とそれを支える基盤の強化

●共創の場構築によるオープンイノベーションの推進と大学発のベンチャー等の創業を支援

「組織」対「組織」の本格的产学官連携を通じたオープンイノベーションの加速により、企業だけでは実現できない飛躍的なイノベーションの創出を実現し、大学等の研究シーズを基に地域内外の人材・技術を取り込みながら、地域から世界で戦える新産業の創出に資する取組を推進するほか、民間の事業化ノウハウを活用した大学等発ベンチャー創出の取組などを推進するとともに、新たな研究領域に挑戦する優秀な若手研究者やアントレプレナー（起業家）の育成・確保を推進します。

国家的・社会的重要課題の解決に貢献する 研究開発の推進

●健康・医療分野の研究開発の推進

さらに、経済・社会的にインパクトのある出口を明確に見据え、挑戦的な目標を設定したハイリスク・ハイインパクトな研究開発として、未来社会創造事業を拡充してまいります。

ナノテク等の重点分野の研究開発を戦略的に推進

未来社会実現の鍵となるビッグデータ等を活用した革新的な人工知能の研究開発を推進し、経済・社会的な重要課題に対し光・量子技術を駆使して非連続的な解決を目指す光・量子飛躍フランギングシッププログラム（Q+LEAP）をはじめとした光・量子技術分野等の先端的な研究開発を推進します。
また、ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備と活用のノウハウを提供し、産学官連携や異分野融合、人材育成等を推進します。

●世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用を促進

我が国における世界最高水準の大型研究施設や学術研究基盤等の整備・利活用を推進します。

特に、令和3年度の運用開始を目指とした世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータ「富岳」の製造・システム開発として、60億円の予算を計上し、本格的な製造を着実に進めます。
また、研究力強化と生産性向上に貢献する次世代放射光施設の整備として、17億円の予算を計上し、官民地域パートナーシップによる役割分担により整備を進めます。

あわせて、我が国が世界に誇る最先端の大型研究施設の整備・共用を促進します。

よる世界最先端医療の実現や、精神・神経疾患の克服

服に向けた脳科学研究、がんや感染症等の疾患対策に向けた取組などの健康・医療分野の基礎的な研究開発を推進します。

また、理化学研究所や量子科学技術研究開発機構等において、それぞれのポテンシャルを活用し、健康・医療を支える基礎・基盤研究を実施します。

●防災・減災分野の研究開発の推進

南海トラフ地震の想定震源域のうち、観測網が設置されていない海域（高知県沖・日向灘）に新たな海底地震・津波観測網の構築を進める予算として59億円を臨時・特別の措置で計上しています。

また、防災ビッグデータの収集・整備・解析、官民一体となつた総合防災力向上のための研究、地震、津波、火山、豪雨灾害等に関する研究開発を推進することで、自然災害に対して強靭かつ安全・安心な社会の実現に貢献します。

●クリーンで経済的な環境エネルギー・システム実現に向けた研究開発の推進

温室効果ガスの大幅な排出削減と経済成長の両立、気候変動への適応等に貢献するため、環境問題とエネルギー問題の根本的解決が期待できる核融合エネルギーの実現を目指すITER（イーター）計画、B4A活動等の実施、大幅な省エネを実現する次世代半導体や、大容量・低コスト化を実現する新しい蓄電池等の革新的低炭素化技術の研究開発、気候変動メカニズムの解明や高精度予測情報の創出などを推進します。

●原子力分野の研究開発・安全確保対策等の推進

原子力が抱える問題に正面から向き合い、原子力の再生を図るため、JRR-3の運転再開や高温ガス炉に係る国際協力を含めた原子力基盤技術開発や共用促進等の取組を着実に進めます。

国家戦略上重要な技術の研究開発の推進

●宇宙・航空分野の研究開発の推進

宇宙・航空分野の予算是、対前年度比15億円増の1,575億円を計上しています。具体的には、令和2年度の初号機打ち上げに向けて開発を進めている

H3ロケットや、次世代人工衛星等による安全保障・防災、産業振興等につながる研究開発の積極的な推進に加え、月周回有人拠点「ゲートウェイ」を含む国際宇宙探査への参画等の科学技術の振興に貢献する

フロンティアの開拓、さらに、安全性・環境適合性・経済性といった重要なニーズに対応する次世代航空科学技術の研究開発等を推進します。

最後に

全な廃止措置等を着実に進めるため、国内外の英知を結集し、廃炉現場のニーズを一層踏まえた研究開発及び人材育成の推進に加え、原子力の安全研究、高速炉や加速器を用いた放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための研究開発等を着実に進めるとともに、原子力施設の安全確保対策を行います。

令和2年度 文部科学関係予算のポイント

「人生100年時代」や「Society 5.0」の到来を見据えながら、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていくため、教育再生、科学技術イノベーション、スポーツ・文化芸術の振興により、「人づくり革命」を断行し、「生産性革命」を実現する。

文教関係予算のポイント 4兆303億円(30億円増)

教育政策推進のための基盤の整備

◆新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制を構築し、「チームとしての学校」を実現

- ・義務教育費国庫負担金 1兆5,221億円(21億円増)
- ・専門スタッフ・外部人材の拡充 146億円(11億円増)

◆スクールガードリーダーの大幅増員により地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めるなど、警察・地域とも連携しながら学校安全体制を強化

- ・国公私立学校における見守り活動等の強化 7億円(6億円増)
- ・学校安全推進事業 2億円(0.1億円増)

◆「GIGAスクール構想」の実現に向け、先端技術の効果的な活用や多様な通信環境の整備に関する実証、ICT環境整備に向けた自治体への支援を実施

- ・新時代の学びにおける先端技術導入実証研究事業 5億円(2億円増)
【令和元年度補正予算額: 2,318億円】

◆大学等の基盤的経費を充実しつつ、評価や客観的指標に基づくメリハリある配分により改革の推進を図るとともに、高専の高度化・国際化を推進

- ・国立大学改革の推進等 1兆1,117億円(102億円増)
【令和元年度補正予算額: 45億円】
【令和2年度臨時・特別の措置: 28億円】
- ・国立高等専門学校の高度化・国際化 627億円(2億円増)
【令和元年度補正予算額: 40億円】
- ・国立大学・高専等施設整備 361億円(14億円増)
【令和元年度補正予算額: 320億円】
【令和2年度臨時・特別の措置: 430億円】
- ・私立大学等の改革の推進等^(新制度授業料等減免分を除く) 4,106億円(△184億円)
【令和元年度補正予算額: 50億円】
【令和2年度臨時・特別の措置: 43億円】

	前年度 予算額	令和2年度 予算額	比較増 △減額
文部科学省 予算	*1 5兆3,062億円	*2 *3 5兆3,060億円	△2億円

*1 幼児教育・保育の無償化に伴う予算組替後の数字

*2 「臨時・特別の措置」(防災・減災、国土強靭化関係)については別途1,092億円を計上

*3 幼児教育・保育の無償化、高等教育の修学支援新制度については別途内閣府予算に計上

*3 子ども・子育て支援新制度移行分を含めると、5兆3,072億円(対前年度10億円増)

◆計画的・効率的な長寿化を図る整備を中心とした公立学校施設の整備を進めるとともに、待機児童対策としての認定こども園施設の整備を推進

- ・公立学校施設整備 695億円(28億円増)
【令和元年度補正予算額: 606億円】
【令和2年度臨時・特別の措置: 470億円】
- ・認定こども園施設整備 25億円(2億円増)
【令和元年度補正予算額: 150億円】
【令和2年度臨時・特別の措置: 5億円】

夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成

◆学校・家庭・地域の連携を推進することにより、学校における働き方改革や、地域での学習支援、豊かな心を育成するための子供の体験活動を充実

- ・学校を核とした地域力強化プラン 74億円(10億円増)
- ・地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業 2億円(新規)

◆高等学校教育改革の推進や、PISA2018の結果等を踏まえた学力向上に向けた取組の充実、道徳教育の充実など、新しい時代に求められる資質・能力を育成するための支援を充実

- ・高校と地域社会や高等教育機関との協働による教育の推進 4億円(0.4億円増)
- ・読解力等の学力向上のための取組の推進 6億円(1億円増)
- ・道徳教育の抜本的改善・充実 42億円(0.3億円増)

◆教育相談体制等の充実による虐待、いじめ・不登校対応等を推進

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実 67億円(2億円増)
- ・SNS等を活用した相談体制の構築 2億円(前年同)
- ・不登校児童生徒に対する支援推進事業 2億円(新規)
- ・夜間中学の設置促進・充実 1億円(0.3億円増)

社会の持続的な発展をけん引するための多様な力の育成

- ◆在外教育施設への派遣教師拡充など、グローバル社会における児童生徒の教育機会を確保・充実
- ・在外教育施設の教育機能の強化 177億円(△1億円増)
 - ・アジア高校生架け橋プロジェクト 5億円(△0.5億円増)
- ◆Society 5.0や知識集約型社会等の到来を見据えて高等教育改革を促進
- ・卓越大学院プログラム 77億円(△3億円増)
 - ・数理・データサイエンス・AI教育の全国展開 10億円(△1億円増)
 - ・知識集約型社会を支える人材育成支援事業 4億円(新規)

生涯学び、活躍できる環境の整備

- ◆人生100年時代等を見据え、誰もがいつになっても新たなチャレンジができる社会を目指して、リカレント教育等社会人が学び直す機会を拡充
- ・専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト 4億円(△1億円増)
 - ・女性の学びとキャリア形成の一体的支援 0.3億円(新規)
- ◆就学前から卒業後まで、特別支援教育の生涯学習化を推進
- ・学校卒業後における障害者の学びの支援 1億円(△0.1億円増)
 - ・切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実 25億円(△0.5億円増)

誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットの構築

- ◆児童教育・保育無償化の着実な実施、私立高等学校授業料の実質無償化の実現、高等教育の修学支援新制度の創設など、各教育段階の負担軽減により学びのセーフティネットを構築
- ・児童教育・保育の無償化の着実な実施 3,410億円の内数
 - ・私立高等学校授業料の実質無償化 4,248億円(△539億円増)
 - ・高等教育の修学支援の着実な実施 5,823億円(△4,793億円増)
- ◆高校中途退学の未然防止を図るとともに、高校中退者等に対する学習支援等の実施による、切れ目ない支援を実施
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用 67億円(△2億円増)
 - ・高校等で学び直す者に対する修学支援 3億円(△1億円増)
 - ・高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進 1億円(△0.5億円増)
- ◆外国人の受け入れ拡大に対応し、共生社会の実現を図るため、日本語教育・外国人児童生徒等への教育を充実
- ・生活者としての外国人に対する日本語教育の推進 10億円(△2億円増)
 - ・外国人児童生徒等への教育の充実 8億円(△3億円増)

科学技術予算のポイント

9,762億円(11億円増)

※エネルギー対策特別会計への繰入額1,086億円(△2億円)を含む
※「臨時・特別の措置」59億円を別途計上【令和元年度補正予算額：1,265億円】

研究「人材」「資金」「環境」改革と大学改革の一体的展開**～研究力向上改革2019の着実な推進～**

- ◆「人材」：研究人材強化体制の構築―研究者をより魅力ある職に―
- ・特別研究員事業 156億円(△0.1億円増)
 - ・世界で活躍できる研究者戦略育成事業 3億円(△0.7億円増)
 - ・ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ 10億円(△0.1億円増)
- ◆「資金」：多様で挑戦的かつ卓越した研究への支援
- ・科学研究費助成事業（科研費） 2,374億円(△2億円増)
 - ・「創発的研究」の場の形成 0.6億円(新規)
- 【令和元年度補正予算額：550億円】
- ・未来社会創造事業 77億円(△12億円増)
- ◆「環境」：「ラボ改革」による研究効率の最大化・研究時間の確保
- ・先端研究基盤共用促進事業 12億円(△1億円)
 - ・革新的材料開発力強化プログラム（M-cube） 20億円(△0.4億円増)
- 【令和元年度補正予算額：14億円】

Society 5.0を実現し未来を切り拓くイノベーション創出とそれを支える基盤の強化

- ◆共創の場の構築によるオープンイノベーションを推進するとともに、大学発のベンチャー等の創業を支援
- ・共創の場形成支援 138億円(△12億円増)
 - ・大学発新産業創出プログラム（START） 19億円(△2億円増)
 - ・次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT） 4億円(△0.6億円増)
- ◆AI戦略、量子技術イノベーション戦略等の国家戦略の議論などを踏まえたAI・IoT、量子技術、ナノテク等の重点分野の研究開発を戦略的に推進
- ・理研・革新知能統合研究センター（AIPセンター） 32億円(△2億円増)
 - ・光・量子飛躍フランク・シッププログラム（Q-LEAP） 32億円(△10億円増)
 - ・ナノテクノロジープラットフォーム 16億円(△0.2億円)
- ◆世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用を促進
- ・スーパーコンピュータ「富岳」の製造・システム開発 60億円(△3億円増)
【令和元年度補正予算額：144億円】
 - ・官民地域パートナーシップによる次世代放射光施設の整備 17億円(△4億円増)
【令和元年度補正予算額：38億円】
 - ・最先端大型研究施設の整備・共用 407億円(△44億円増)

スポーツ関係予算のポイント

351億円(11億円増)

【令和元年度補正予算額：36億円】

- ◆各競技団体が実施する強化活動の支援や、大会中の選手のサポート拠点を設置するとともに、アンチ・ドーピング体制を整備・強化するなど、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等へ対応
- | | |
|--------------------|------------------|
| ・競技力向上事業 | 101億円(△0.1億円増) |
| ・ハイパフォーマンス・サポート事業 | 22億円(△9億円増) |
| ・アンチ・ドーピング体制の整備・強化 | 3億円(前年同) |
- ◆2020年東京大会以降も見据えたスポーツ・レガシーの創出のため、スポーツ参画人口の拡大、スポーツ産業の成長促進、武道・スポーツツーリズムの推進、障害者スポーツのための基盤整備など、スポーツ施策を総合的に推進
- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ・スポーツ参画人口の拡大に向けたSport in Lifeの推進 | 3億円(新規) |
| ・スポーツ産業の成長促進事業 | 2億円(△0.3億円増) |
| ・スポーツ資源を活用したインバウンド拡大の環境整備 | 2億円(新規) |
| ・障害者スポーツ推進プロジェクト | 0.9億円(△0.3億円増) |

文化芸術関係予算のポイント

1,067億円(0.1億円増)

※国際観光旅客税財源を充当する事業を別途計上(98億円)【令和元年度補正予算額：77億円】

- ◆文化財を確実に次世代へ継承するため、防火等の防災対策を推進するとともに、適切な周期による修理・整備、文化財を支える技の伝承基盤強化、日本遺産など観光資源としての魅力向上に資する取組を実施
- ・災害等から文化財を護るために防災対策促進プラン 39億円(△10億円増)
 - ・適切な修理周期等による文化財の継承の推進 212億円(△2億円増)
- ◆文化芸術立国の実現に向けて、文化プログラムを通じた2020年東京大会以降のレガシー創出に取り組むとともに、文化芸術創造活動への効果的な支援、新たな時代に対応した文化芸術人材の育成を推進
- | | |
|---------------------|---------------|
| ・文化芸術創造活動への効果的な支援 | 62億円(△1億円増) |
| ・文化芸術による創造性豊かな子供の育成 | 67億円(△1億円増) |
- ◆我が国の顔となる国立文化施設の整備・充実や、博物館等の機能強化に資する取組を支援し、文化発信の国内基盤の強化及び国民の鑑賞機会の充実を推進
- | | |
|-----------------|----------------|
| ・博物館文化拠点機能強化プラン | 20億円(新規) |
| ・国立文化施設の機能強化 | 295億円(△4億円増) |

国家的・社会的重要課題の解決に貢献する研究開発の推進

- ◆iPS細胞等による世界最先端医療の実現などの健康・医療分野の研究開発を推進
- | | |
|----------------------|---------------|
| ・再生医療実現拠点ネットワークプログラム | 91億円(前年同) |
| ・創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業 | 37億円(△8億円増) |
| ・東北メディカル・メガバンク計画 | 20億円(△5億円増) |
- ◆防災・減災分野の研究開発を推進
- ・南海トラフにおける新たな地震・津波観測網の構築 59億円【臨時・特別の措置】
 - ・基礎的・基盤的な防災科学技術の研究開発 76億円(前年同)
- 【令和元年度補正予算額：10億円】
- ◆クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に向けた研究開発を推進
- ・ITER計画、BA活動等の核融合研究開発の実施 213億円(△5億円)
 - ・省エネルギー社会の実現に資する次世代半導体研究開発 15億円(△0.8億円)

国家戦略上重要な技術の研究開発の実施

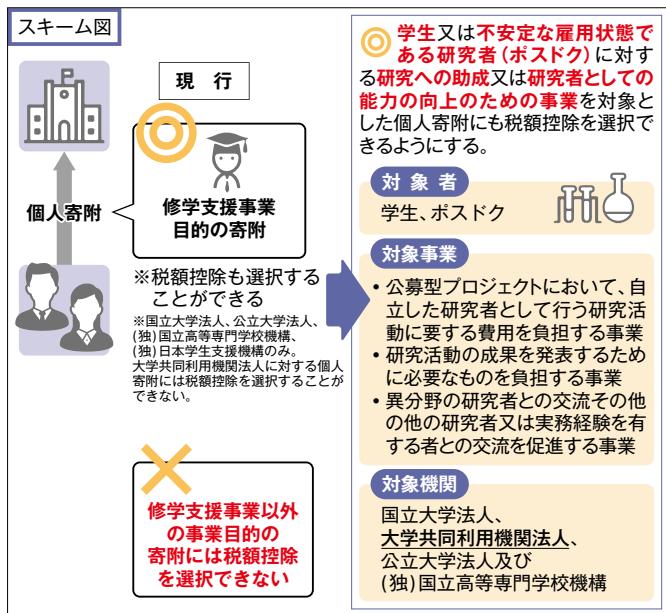
- ◆H3ロケット・宇宙科学等の宇宙・航空分野の研究開発を推進
- | | |
|--|-----------------|
| ・H3ロケットや次世代人工衛星等の安全保障・防災(安全・安心)/産業振興への貢献 | 727億円(△46億円増) |
| ・国際宇宙探査(ゲートウェイ構想等)に向けた研究開発等 | 70億円(△12億円増) |
| ・次世代航空科学技術の研究開発 | 36億円(△1億円) |
- ◆海洋・極域分野の研究開発を推進
- ・地球環境の状況把握と変動予測のための研究開発 30億円(△1億円)
 - ・北極域研究の戦略的推進 14億円(△3億円增)
- ◆原子力分野の研究開発・安全確保対策等を推進
- | | |
|---|---------------|
| ・原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成 | 51億円(△4億円増) |
| ・「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」の実現 | 42億円(△2億円) |
| ・高速増殖炉「もんじゅ」の廃止措置に係る取組 | 179億円(前年同) |

令和2年度 税制改正の概要

文部科学省大臣官房政策課

（※2）現行もゴルフ競技自体のための利用は非課税。
（※2）2021関西「2026年第20回アジア競技大会」が適用対象となる。

1 国立大学法人等への個人寄附に係る 税額控除の対象事業の拡大



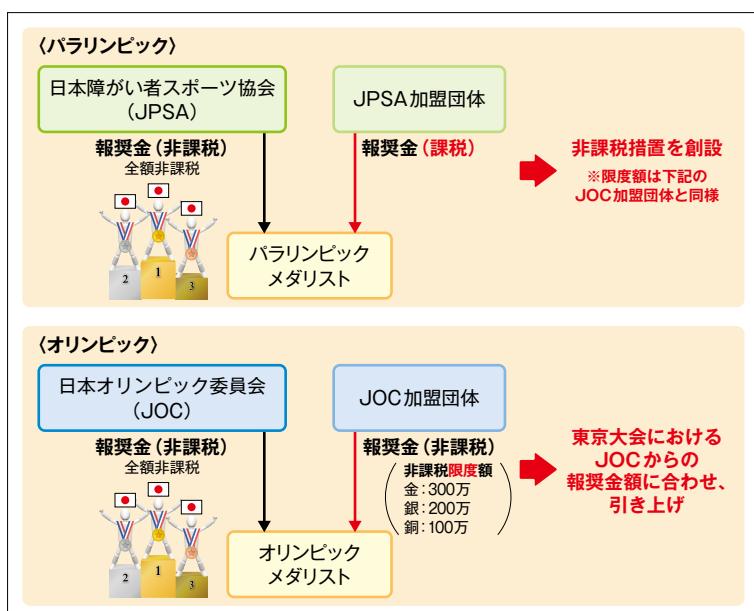
2 ゴルフ場利用税の非課税措置の拡充

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を目前に控えていること等の状況を踏まえ、新たに以下のゴルフ場利用について非課税とすることが認められました。

①オリンピックを含む国際的な規模のスポーツの競技会(※1)のゴルフ競技への参加選手による当該ゴルフ競技及び公式練習のための利用。

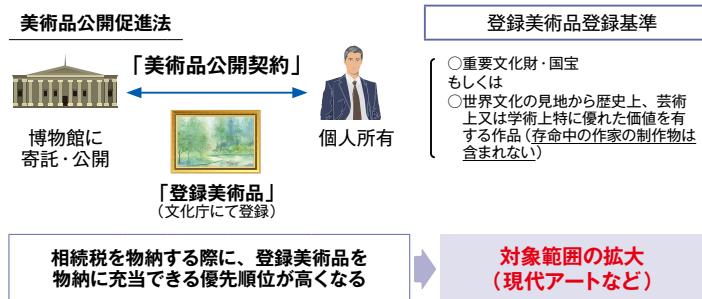
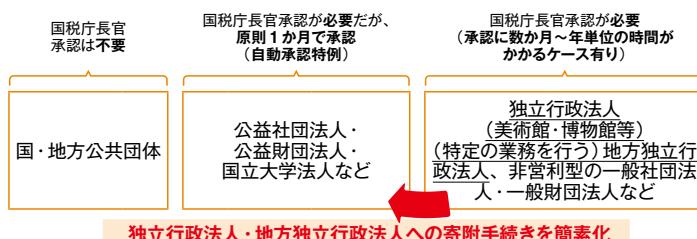
(※1)閣議決定又は了解された大会に限る(オリンピック以外の国際競技大会では、現状では「ワールドマスターズゲーム

3 オリンピック・パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置の拡充



オリンピック・パラリンピック競技大会のメダリストに交付される金品(報奨金)について以下の措置を講ずることが認められました。

①日本障がい者スポーツ協会(JPSA)の加盟団体からメダリストに交付される報奨金について、非課税措置を創設する。



博物館等と地域との連携によるインバウンド対応も含めた文化観光を推進し、博物館等のコレクションの充実による一層の魅力向上を図るため、新たな法律の制定を前提に、同法に基づく認定を受けた事業を行なう独立行政法人又は地方独立行政法人に美術品を寄附する際の非課税特例適用に係る手続を簡素化す

一定の要件を満たす博物館に特定の特例措置の創設

②日本オリンピック委員会（JOC）及びJPSAの加盟団体からメダリストに交付される報奨金について、東京大会においてJOCからメダリストに交付される報奨金の額まで非課税限度額を引き上げる。

る」とが認められました。

また、（美術館における）優れた美術品の一層の公開促進のため、相続税の物納について、関係法令等の改正を前提に、適用対象となる登録美術品の範囲に制作者が生存中である美術品のうち一定のものを加えることが認められました。

○退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について課税停止措置を3年延長する（令和5年3月31日まで）

5 障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

公益法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準（※3）に適合するバリアフリー改修を行う場合において、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する特例措置について、適用期限を2年延長することが認められた（令和4年3月31日まで）。

（※3）建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下幅
- ・車いす使用者用のトイレが必要階にあるなど

6 その他

上記のほか、制度改正等に伴い、以下の4点が認められました。

○令和2年4月から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現するための制度の見直しに伴い、高等学校等就学

支援金について、関連の法令改正を前提に、引き続き、非課税措置等の税制上の所要の措置を講ずる

○退職等年金給付の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、退職等年金給付の積立金に対する特別法人税について課税停止措置を3年延長する（令和5年3月31日まで）

○休眠預金等活用制度に基づく交付金について、学校法人を含む公益法人等が個人寄附に係る税額控除の対象となるための寄附実績の算定式から除外する等の税制上の所要の措置を講ずる

○私立学校法の一部改正より、学校法人においては役員報酬基準等の閲覧対象となる書類が拡大することに伴い、租税特別措置法施行令上の閲覧対象書類との整合を図る等所要の措置を講ずる

なお、令和2年度文部科学省税制改正事項の概要については、(https://www.mext.go.jp/content/20200106-mxt_kanseisk01-000003798_1.pdf)にも掲載してある。

効果的な政策の企画・立案及び推進

文部科学省大臣官房政策課

文部科学省においては、政策評価法に基づく政策評価や独立法通則法に基づく独立行政法人評価に加えて、効果的な政策の企画・立案及び推進には、エビデンスベースの議論、現場主義や多様な主体との対話が必要と捉えており、これらをこれまで以上に政策立案に取り入れるべく、様々な手法を取り入れています。

提案型政策形成の実施

証拠に基づく政策立案 (Evidence-based Policy making (EBPM)) の推進

我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、エビデンスの活用等を通じて政策課題を迅速かつ的確に把握して、有効な対応策を選択し、その効果を検証することが必要です。そのため、政府全体で、証拠に基づく政策立案(EBPM)が推進されています。

文部科学省では、省内の関係部署の連携体制を構築し、EBPMの試行的実践に取り組んでいます。今後も、省内における実践実例の創出を進めます。とともに、職員の能力向上のための研修等を実施し、EBPM的手法を活用することで政策の質の向上に取り組んでいきます。

省内公募開始から書面審査にかけて、提案者は政策アイディアの創出に向けた課題の整理や現状分析、様々な代替策との有効性や実効性などの比較検討を行ないます。その過程において、省内の担当職員による相談会や省外の有識者を招いた勉強会、幹部にアドバイスをもらう模擬書面審査が用意されており、提案者はこれらを活用して提案内容の改良が進められます。書面審査では、省内幹部が各提案について、政策アイディアの新規性に加えて、政策の有効性や実現可能性等の観点から審査を行い、5件が選抜されます。

て、幅広い視点から提案内容の有効性、必要性及び効率性の整理を行います。最終審査では、各提案者が省内幹部や担当課職員の前でプレゼンテーションを行い、審査を受けるとともに、今後のアドバイスを受けます。ここでは、直近1年以内の実施に向けて対応を検討する「優先実施施策」や、中長期的に実施を検討する「推進施策」が選定されます。

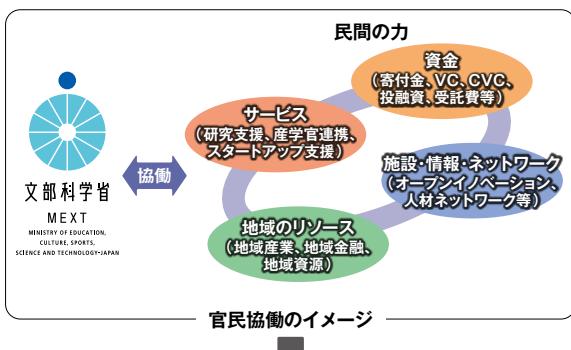
令和元年度における提案型政策形成では、計32件の応募があり、最終結果として1件の優先実施施策及び4件の推進施策が選出されました。これらの提案の実現に向けて、現在、関係課において検討しています。



書面審査の通過後、最終審査に向けて、提案者は政策実施に向けた提案内容の深堀りと政策工程の具体化を行います。特に、現場に受け入れられるようなものとするために、省内のみの問題意識にとらわれず、積極的に省外のステークホルダーとの対話を重ね、積極的に政策立案の「形成」までを職員が体験することができ、政策立

案機能の強化につながることが期待されます。

官民協働による新たな科学技術政策に 向けて



【期待される効果】

- ・限られた資源での政策効果の最大化
- ・新産業創出・産業活性化
- ・研究と社会のブリッジ
- ・地域課題解決・地域活性化
- ・スピード感・自由度の確保 等

「官」と「民」が協働しながら、科学技術イノベーションの取組を進めていくことは、限られた資源の中で政策の効果を最大化していく観点や、研究を産業にブリッジしていく観点から重要です。また、官民協働を進めていく上で、民間資金のみならず、民間のサービスや施設、情報、ネットワーク等のあらゆる民間の資源・活力と連携していく視点も重要です。こうした官民協働の取組を具体化していくため、文部科学省の有志の若手職員が、産学官の幅広い有識者と対話を深め、それぞれの所属や所掌を超えた自由な発想で政策を議論・提案し、令和元年9月に報告書として取りまとめました。具体的な取組とし

て、例えば、①民間事業者が行う優れた研究支援サービスを文部科学省が認定することにより、研究者の研究環境を向上させ、日本の科学技術イノベーションの推進等を支援することや、②コミュニケーション・スタートアップ・事業化支援等が充実している民間の研究・インキュベーション拠点を活用することにより、社会に価値を提供し民間資金を獲得しながら研究を進める研究者（テクノプレナー）モデルを育成することなどが提案されました。

【参考】「官民協働による新たな科学技術政策について」報道発表（令和元年9月3日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1420855.htm

わーと「ワクワク」する科学技術を目指して

政策立案教養研修（ドライバー）の実施

文部科学省の職員には、既存の思考に依拠しきることなく、これまでの自分にない視点や発想を得ながら政策の企画立案及び実施に取り組む姿勢及び

能力が求められているとの認識の下、「政策立案機能の強化」や「人材育成・交流の充実」を目的として、政策立案教養研修（Driving MEXT Project）（通称ドライバー）を開催しています。

文部科学省が取り組むべき科学技術イノベーション政策について、省内有志職員による局横断的な検討を行うため、「科学技術ワクワク挑戦チーム」を設置しました。

ここでは、「将来研究者を目指す人材の拡大と科学技術の魅力向上への挑戦」、「地方の力の最大活用による科学技術イノベーション創出への挑戦」、「科学技術イノベーションによる地方創生への挑戦」、「工

マージングテクノロジーに対する戦略的対応への挑戦」の三つのテーマを設定しており、それぞれが科学技術を通して国民や社会がワクワクできるような政策の立案を目指しています。今後、本年夏までの報告目標に、省内外の様々な関係者と議論を重ねていきます。



これららの姿勢・能力を醸成する機会を提供するため、民間企業やNPO法人、地方公共団体などから外部有識者を招き、講演会やワーキングショップなどを実施しています。これまで未来社会における



重ねており、平成30年の取組開始から50回以上開催し、のべ約1300人の職員が参加しました。

今後もこれらを通じ、効果的な政策の企画、立案、推進に取り組んでいきます。

国際協力・交流の推進

文部科学省大臣官房国際課・国際統括官付

はじめに

グローバル化が加速する中、今後も諸外国との協力や交流を強化していくことが重要です。

持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた取組の推進

様々な国際イベントの機会を通じて積極的に日本の立場を発信し、また国際的なコンセンサス形成に貢献することは、日本の国際社会における地位向上に不可欠です。さらに、令和2年度より順次実施される新学習指導要領では、「持続可能な社会の創り手」の育成というESDの考えが盛り込まれました。Society5.0時代に国際的に活躍しうる人材の育成のため、関係機関とも協力し諸政策を進めます。

特に、持続可能な開発のための教育(ESD.. Education for Sustainable Development)は、「現代社会における地球規模の課題を自らに関わる問題として主体的にとらえ、その解決に向けて自分で考え、行動を起こす力を身に付けるとともに、新たな価値観や行動等の変容をもたらすための教育」と定義されており、持続可能な社会の創り手の育成を通じて、SDGsの実現に大きく貢献するものです。我が国における学校教育の分野では、令和2年度から順次実施される小学校、中学校、及び高等学校の新学習指導要領においてこれからの中学校に求められることとして、前文及び総則に「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。さらに、令和元年12月に改定されたSDGs実施指針においても、SDGsの実現に向けた次世代、教育機関、研究機関の役割がより明確にされることとともに、東京オリンピック・パラリ



2020年1月に開催された日中韓教育大臣会合（於：中国）にて、日本の取組等について発言する萩生田大臣

ンピック競技大会の機会の活用やSDGsと文化・芸術との連携等が掲げられています。

外国人材の受入れ・共生の推進

本章では、文部科学省が実施する国際協力・交流に関する取組を紹介します。

平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に向け、諸外国政府や国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)等の国際機関と連携し様々な取組を実施しています。

近年、日本語指導が必要な児童生徒や国内の日本語学習者が大幅に増加していること、新たな在留資格「特定技能」が創設されたこと等を背景として、政府は平成30年12月以来、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定・更新し、日本人と外国人の共生社会の実現に向けて必要な取組を推進しています。文部科学省としても、浮島前文部科学副大臣を座長として「外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム」を設置し、令和元年6月に、今後重点的に進めるアクションを取りまとめました。

まず、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実のため、地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備やICT教材の対応言語の拡大等を行います。

また、外国人児童生徒の就学機会を適切に確保するため、「外国人の子供の就学状況調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援を行います。

さらに、留学生の就職支援の強化及び、留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する在留資格審査の厳格化等を行います。

以上三つの取組を柱に、外国人材の受入れ・共生のための環境整備を、引き続き強力に推進してまい

ります。



2018年度EDU-Port公認プロジェクト：「福井型教育の日本から世界への展開」アフリカ・中東・日本の教師教育コラボレーション事業
(写真提供：国立大学法人福井大学)

国際教育協力の推進

1 日本型教育の海外展開

戦後の復興から経済成長を遂げ、大震災などの困難も乗り越え、成熟した先進国の地位を維持している日本を支える人づくり、日本の教育に対し、新興国をはじめ諸外国からの関心が高まっています。知徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実験実習を中心とした5年一貫の実践的な技術者教育を行う高等専門学校制度など、我が

國の教育制度を取り入れたいとのニーズが各国から寄せられています。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は、日本型教育の海外展開に關し、外務省や経済産業省、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、民間教育産業等と協力する場（プラットフォーム）の構築や企業や大学等が行う海外展開事業を支援する「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」事業（EDU-Portニッポン）を平成28年度から実施しています。

令和元年度には、中南米とベトナムを対象に地域別分科会を実施し、地域別のニーズの明確化、機関・企業間の連携の機会の提供等を行いました。また、幼稚教育や教師教育等の特定のトピックに関するセミナーを実施し、海外展開をしている事業者やJICA、文部科学省による事例紹介等を行いました。さらに、アラブ首長国連邦で開催された教育見本市「GESSドバイ」に文部科学省ベースを出展し、日本型教育のPRを行いました。

本事業を通じて官民が連携して諸外国との教育協力の案件形成を行い、海外展開モデルケースの形成や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化の推進を目指します。

2 高等教育分野における国際教育協力

実験・研究を重視した少人数制を取る日本式工学教育は、開発途上国で高く評価されており、文部科学省は、開発途上国で高く評価されており、文部科学

省は、JICAが日本の大学等の協力を得て実施する開発途上国における高等教育機関の機能強化に関する様々な事業に協力してきました。

平成22年2月には、「エジプト日本科学技術大学」（E-JUST）が開学、平成23年9月には「マレーシア日本国際工科学院」（MJIT）が開校、平成28年9月にはベトナムに「日越大学」が開学しました。日本の協力を得て自国に大学を設置したいとの要望は様々な国から寄せられており、今後もトルコ等での大学設立構想に協力していきます。

さらに、ASEAN地域の大学と日本の大学のネットワークを強化する「ASEAN工学系高等教育ネットワーク」（AUN／SEED-Net）にも日本の多くの大学が参画しています。

3 初等中等教育分野における国際教育協力

教員の国際協力への参加促進のため、平成13年度にJICA海外協力隊「現職教員特別参加制度」が創設されました。

本制度では、対象教員が現職の身分を保持したまま活動に参加でき、学年暦に合わせた派遣期間の設定、一次選考（技術選考）の免除など教員の参加を促す様々な措置を講じています。その結果、これまでの18年間で1400名を超える教員が開発途上国に派遣されています。

教育委員会や学校においても、本制度の趣旨と成果を理解の上、国際的な視点や経験を持った人材の育成に、本制度を積極的に御活用ください。

4 新時代の教育のための国際協働

平成28年のG7教育大臣会合の成果文書「倉敷宣言」において、教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認されたことを踏まえ、平成29年度から「Society5.0時代の教育のための国際協働プログラム」（教員交流）を実施しています。令和2年度は、「Society5.0時代に向けた教育」と「インクルーシブ（包括的）で公平な教育」をテーマに事業を実施します。本事業を通じて各国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における諸外国との関係強化を図るとともに、様々な教育課題に関する教育実践の改善に取り組んでいます。

国際機関を通じた協力

文部科学省では、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）をはじめとして、OECD（経済協力開発機構）やAPEC（アジア・太平洋経済協力）、国連大学といった国際機関と協力し、様々な取組を行っています。



第40回ユネスコ総会の様子

のうち、教育・科学技術・文化等に関する計九つの目標において重要な役割を果たすことを表明し、主に教育に関する国際的議論を主導します。令和元年11月にフランス・パリで開催された第40回ユネスコ総会には、上野文部科学副大臣が日本政府首席代表として出席して一般政策演説を行い、我が国としてユネスコの各種事業に引き続き積極的に貢献する旨を表明しました。

（1）持続可能な開発のための教育の概要

前述したように、ESDは持続可能な社会の創手の育成を通じて、SDGsの実現に大きく貢献するものであり、新学習指導要領にも「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。また、ESDは教育に関するゴール（SDG4）の中で、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の習得に寄与するものとして記載されており、すべてのSDGsの実現への鍵であることが、令和元年12月の国連決議でも確認されています。

（2）ESD推進のための具体的な取組

文部科学省では、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、ユネスコが認定する平和や国際的な連携を実践する学校）をESDの推進拠点と位置付け、国内外の学校間交流、カリキュラムなど好事例の共有、教師の知見の向上等を通じて、ESDの普及・深化に取り組んでいます。令和元年11月には第11回ユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）を開催し、全国から約800名の教育関係者が一堂に会しました。このほか、ESD推進に向けたユース世代による活動の促進にも取り組んでいます。

ユネスコは、教育・科学・文化等の分野における国際的な取組を通じて、世界の平和に貢献することを目的とする国連の専門機関です。SDGsの17の目標

我が国がユネスコ活動において積極的な役割を果たしていくことが求められていることを踏まえ、令和元年10月に日本ユネスコ国内委員会の発意により、9年ぶりの建議として「ユネスコ活動の活性化について（建議）」が取りまとめられ、文部科学大臣及び外務大臣に対し提出されました。

令和元年度からは、「SDGsの担い手育成（ESD）推進事業」を実施し、国内の教育現場におけるSDGsの実現の担い手を育むためのカリキュラ



国連ハイレベルウィークサイドイベントの様子

ム開発、教員の能力向上、評価手法の開発等に取り組む大学、教育委員会、及びNGO等を支援しています。また、環境省と文部科学省の協力により、持続可能な地域づくりと人づくりの官民協働プラットフォームである「ESD推進ネットワーク」を形成し、その拠点として全国の「ESD活動支援センター」とび「地域ESD拠点」が多様な活動を展開しています。

ユネスコを通じた世界的なESDの推進の取組として、優れたESDの取組を世界に広めるために、日本政府の財政支援により創設された「ユネスコ／日本ESD賞」については、2019年には新たに3団体が受賞しました。また、令和元年の国連ハイレベルウィークの際には、日本政府とユネスコの共催により「持続可能な開発のための教育（ESD）：気候変動アクションに向けた学び」と題したサイドイベントが開催され、日本人生徒・学生2名を含む5名のパネリストが登壇しました。

（3）ESDの今後の展望

ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）の後継枠組みとして、令和12年までのESDの新たな国際的な実施枠組みでは、ESDは全てのSDGsの実現に貢献し、持続可能な開発のための教育・SDGs達成に向けて（ESD for 2030）」が令和元年11月の第40回ユネスコ総会及び同年12月の第74回国連総会で採択され、令和2年より開始しました。この新たな実施枠組みでは、ESDは全てのSDGsの実現に貢献し、持続可能な社会の構築に資すると捉え、ESDを更に推進していく方針となっています。

（4）ユネスコの科学事業を通じたSDGs実現への貢献

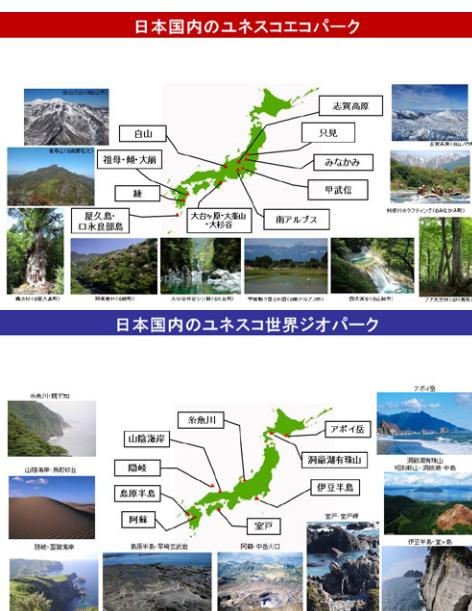
ユネスコ科学事業においても、SDGsへの貢献は共通の重要課題となっています。

まず、ユネスコの科学分野の登録認定事業として、ユネスコエコパーク及びユネスコ世界ジオパークがあります。ユネスコエコパークとは、自然と人間社会の共生に重点を置き、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とした事業であり、我が国では10か所登録されています。また、ユネスコ世界ジオパークは、

国際的な地質学的重要性を有する地層、岩石、地形、火山、断層等の地質遺産を保護し、科学・教育・地域振興等に活用することにより、自然と人間との共生及び持続可能な開発を実現することを目的とした事業で、我が国では9か所認定されています。両事業は、人々の生活と自然の調和を通じた、地域レベルでのSDGs達成を体現する取組としても注目されています。

ストが、気候変動という課題のために教育ができる」とについて議論を行いました。

これらの事業のほか、ユネスコの国際科学協力事業である海洋科学及び水科学の分野においても、SDGsの目標として設定されており、その推進は非常に重要なものとなっています。文部科学省では、専門家の派遣や信託基金の拠出等を通じて、政府間海洋学委員会、政府間水文学計画等の取組を支援しています。



OEC Dでは、PISA（生徒の学習到達度調査）、PIAAC（国際成人力調査）、TALIS（国際教員指導環境調査）等の各種国際比較分析及び調査・研究などの教育事業が行われており、我が国も事業に参加・協力しています。平成30年度には、PISA2018及びTALIS2018の調査が実施され、令和元年度にはその結果が公表されました。現在、OEC Dでは、2030年の時代に必要なキーコンピテンシー（主要な資質・能

力)を策定し新たな教育モデルの開発を目指す「Education2030」事業を推進しており、文部科学省では、本事業の運営主体であるインフォーマル・ワーキング・グループ(IWG)への出席や共同研究等を通じて積極的に参画しています。令和元年5月には同事業の成果として、児童生徒が自分たちの未来をつくり上げいくために必要なプロセスやコンピテンシーとして「OECDラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030」が公表されました。

また、文部科学省では、国内の教育関係者と他のOECD加盟国の行政官・教育専門家・学校関係者等との意見交換の場を設けることにより、教育分野における国際協力を推進し、我が国及び諸外国における教育改革や教育政策立案に資することを目的としたセミナーをOECDと共催で開催しています。令和元年度は、G20サミットに際した教育関連イベントとして「21世紀の教育政策～Society5.0時代における人材育成～」をOECD等と共に開催し、その第一部で、「Education for Innovation」をテーマにOECDによる基調講演、高校の生徒や卒業生、教員による事例発表、教育関係者等による対談を行いました。

3 APEC

APECへの参加・協力を通じた、教育及び科学分野での交流を行っています。その一環としてタイとの共同事業としてデジタル社会における算数・数学教育のカリキュラムに関する研究を行い、APEC域内への普及を図っています。

また、平成28年の第6回APEC教育大臣会合で

4 国連大学

国連大学は、我が国に本部を置く唯一の国連機関であり、文部科学省は、国連大学本部施設の提供を行っています。国内には本部とともに、「サステイナビリティ高等研究所」が設置されています。国連大学では、持続可能な開発目標(SDGs)をはじめ国連における重要課題の解決に向けて、研究活動を行うほか、大学院プログラムを開設し国内外から学生を受け入れています。国連大学大学院プログラムが授与する学位は、我が国国内法上も学位として認定されています。また、令和2年度からは、国内大学がSDGsを推進するため、国連大学がハブとなり、SDGsの理解促進及び戦略策定に関して連携・対話するフォーラムを構築する「SDGs推進大学フォーラム(仮称)」事業を実施予定です。文部科学省は、毎年事業費を拠出し、これらの活動に支援・協力を行っています。

国際バカロレアの普及・拡大

国際バカロレア(IB)は、課題論文、批判的思考の探究等の特色的なカリキュラム、双方向・協働型

は「APEC教育戦略」が採択され、その翌年の平成29年に「APEC教育戦略行動計画」が策定されたところであり、ことを受け、平成30年から本行動計画の進捗状況報告書が作成されました。

文部科学省は、平成30年度に「文部科学省IB教育推進コンソーシアム」を設立し、国際バカロレアに関する情報プラットフォームの構築やシンポジウムの開催、国内の関係者を糾合した協議会の開催、国内大学入試における国際バカロレア資格及びスコアの活用促進などを実行しました。令和2年度からは、国際バカロレアの導入を希望する学校・教育委員会等に向けたきめ細やかな支援を更に強化しています。

安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

文部科学省では、誰もが安心して利用できる安全な学校施設づくりを目指し、耐震化や防災機能強化を推進するとともに、災害復旧を支援しています。

また、豊かな教育環境を実現するために、長寿命化対策、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進し、地方公共団体が学校施設を整備する際の参考となる指針や手引、事例集などの作成を通じて、安全で質の高い学校づくりを進めています。

国立大学等施設についても、安全・安心な教育研究環境の整備や機能強化等への対応のため、耐震化や老朽施設の改善整備を中心とした戦略的なリノベーションなど、重点的・計画的な整備を進めています。

対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、平成31年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99・2%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は98・9%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。

平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」では、2度に及ぶ震度7の地震や4,000回を超える余震にもかかわらず、公立学校施設においては、先述のように耐震化や吊り天井の対策が進んでいたた

災害に強い学校施設整備

学校施設の防災対策

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要です。

そのため、文部科学省では、公立学校施設の構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止

対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、平成31年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99・2%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は98・9%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。

対策について、平成27年度までの完了を目標に、制度の充実を図りながら重点的に推進してきました。その結果、平成31年4月1日現在で公立小中学校の構造体の耐震化率は99・2%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は98・9%となり、おおむね完了した状況です。文部科学省としては、構造体の耐震化及び屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策が未完了の地方公共団体に対して、引き続き、必要な財政支援を行うとともに、一刻も早く耐震化が完了するよう要請しています。



屋内運動場の吊り天井の落下防止対策の例（天井撤去）



大雨による土砂の流入により被災した学校施設

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震では、学校のブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。このことを受け、文部科学省では、緊急点検を実施し、安全性に問題があるブロック塀等に対しても、緊急な対策が講じられるよう、平成30年度第1次補正予算において新たに「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」（以下、「臨時特例交付金」という。）を創設するなど、安全対策等に対して支援するとともに、速やかな完了を要請してきました。

その結果、外観点検で安全性に問題があるとされたブロック塀等を有する学校数は、平成30年8月公表のブロック塀等の調査では、全学校数の24・8%（約1万3000校）でしたが、安全対策等が進捗

するまでの間、児童生徒等が近づけないよう立入禁止措置を確実に講じることや、鉄筋等の内部の点検が完了していないブロック塀等について、早急に安全点検を実施するよう学校設置者に対して改めて要請し、確実にブロック塀等の安全対策が完了するよう取り組んでいます。

さらに、「平成30年7月豪雨」や「平成30年北海道胆振東部地震」などの災害による被害を踏まえ、重要インフラが自然災害時にその機能を維持できるよう、特に緊急に実施すべき対策について、3年間で集中的に実施するものとして、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」が平成30年12月14日に閣議決定されました。この中で、文部科学省関係の緊急対策として、学校施設等における、災害時に落下の危険性のある外壁や天井等の改善整備及び構造体の耐震化を行うこととされています。文部科学省としては、地震や津波などの大規模な災害時において、学校施設の機能維持を図るため、財政支援など必要な支援を取り組んでまいります。

また、「令和元年房総半島台風」、「令和元年東日本台風」等で発生した大規模な風水害により、老朽化した屋根等の大破や、受変電施設の浸水等により電気やトイレが使用できないといった甚大な物的被害

し、平成31年4月時点の調査では、令和元年度末に全学校数の3・7%（約1千900校）となることが分かりました。一方で、外観点検では問題がないが、鉄筋等の内部の安全点検が未完了のものが全学校数の6・9%（約3千500校）ありました。

今回の調査結果を受け、文部科学省では、安全性に問題があると判明したブロック塀等について、早急に安全対策を完了するとともに、安全対策が完了するまでの間、児童生徒等が近づけないよう立入禁止措置を確実に講じることや、鉄筋等の内部の点検が完了していないブロック塀等について、早急に安全点検を実施するよう学校設置者に対して改めて要請し、確実にブロック塀等の安全対策が完了するよう取り組んでいます。

文部科学省では、自然災害により被害を受けた公立学校施設の復旧に要する経費の一部を国庫負担（補助）しています。特に、激甚災害（国民経済に影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担緩和や被災者への特別の助成を行うことが特に必要な災害）に指定された災害に関しては、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担率が引き上げられます。

また、国立大学等施設についても、自然災害により被害を受けた施設の復旧に要する経費を国庫補助しています。

さらに、私立学校施設についても、激甚災害に指定された災害により被害を受けた施設の復旧に要する経費の一部を国庫補助しています。

これらの取組により、平成23年に発生した「東日本大震災」により被災した学校施設については、國からの支援を得て復旧する公立学校2,330校のうち2,318校（99・5%）、国立大学法人25法人全て（100・0%）、私立学校790校のうち784校（99・2%）の復旧が完了しました。

東日本大震災以降も、「平成28年熊本地震」、西日

学校施設の災害復旧

が広範囲に発生し、平時の対策・準備が課題となりました。これらを受けて、文部科学省では、学校施設の安全の確保や被害の軽減のため、風水害対策のパンフレットを作成しました。

こうした取組により、今後も、学校施設の耐震化や非構造部材等の耐震対策、防災機能強化等をより一層推進してまいります。

本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となつた「平成30年7月豪雨」、「平成30年北海道胆振東部地震」や「令和元年東日本台風」など相次ぐ災害により、多くの学校施設が被害を受けました。これらの災害の被災地でも、国からの支援を得て、仮設校舎の設置や校舎の本復旧などが現在も進められています。

文部科学省では、引き続き、自然災害により被害を受けた学校施設の早期復旧に向けて、支援してまいります。

豊かな学校施設環境の構築

学校施設整備指針の策定等

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能の確保のため、施設計画及び設計における基本的な考え方や留意事項を示した「学校施設整備指針」を学校種ごとに策定するとともに、社会状況の変化等を踏まえ、これまで数次にわたり見直しを行ってきました。平成29年2月からは、学習指導要領の改訂等に対応するため「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」を開催し、今後の学校施設の在り方及び学校施設整備指針の改訂に関する調査研究を開始しています。平成31年3月には、小学校及び中学校施設整備指針の改訂を行い、現在は、高等学校施設整備指針の改訂に向けて議論を進めています。

学校施設整備指針や調査研究協力者会議報告書は、文部科学省ホームページにおいて公表しています。
(参考) 学校施設の在り方にに関する調査研究協力者会議

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetsu/044/index.htm

環境を考慮した学校施設づくり

地球環境問題への対応が喫緊の課題となっている中、再生可能エネルギー設備の導入、校舎や体育館等の断熱性の向上、校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備が進められています。

エコスクールの整備によって、児童生徒にとって健康的で快適な学習・生活空間を維持しながら施設の環境負荷低減を図ることができます。また、エコスクールは、児童生徒が環境について学ぶ教材としての側面を持つとともに、地域の環境教育の発信拠点としての機能を果たすことができます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「学校等における省エネルギー推進のための手引き」を作成し、省エネルギーが停滞している教育委員会を対象に、実地調査や講習会の開催などの取組を行っています。引き続きこの手引を活用して、学校における省エネルギー対策を推進してまいります。

エコスクールの整備を推進するため、文部科学省では、関係省庁と連携してエコスクールパイロット・モデル事業を平成9年度から28年度まで実施し、1663校認定してきました。平成29年度からは「エコスクール・プラス」に改称し、エコスクールとして整備する学校を143校認定しています。

また、文部科学省ホームページにおいて、エコスクールの効果や積極的な取組事例などについて情報提供をしています。令和元年度には、エコスクールを継続しています。

統的に活用するためのポイントをまとめた事例集を作成しました。

学校における省エネルギー対策の推進

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、学校はエネルギーの使用の合理化（省エネルギー）に努めることが求められています。省エネルギーは、我慢によるエネルギー使用量の削減を求める「」ではなく、児童生徒の学習環境を確保した上でエネルギーを無駄なく使用することです。

近年の学校施設は、エアコン設置やICT導入による高機能化や学校教育以外の多目的利用等による多機能化によりエネルギー使用量が増加する傾向があり、地方公共団体が省エネルギーの推進に苦慮している状況が見られます。

このため、文部科学省では、学校でできる省エネルギー対策に関する資料「学校でできる省エネ」や学校等における省エネルギー推進のための基本的事項をまとめた「学校等における省エネルギー推進のための手引き」を作成し、省エネルギーが停滞している教育委員会を対象に、実地調査や講習会の開催などの取組を行っています。引き続きこの手引を活用して、学校における省エネルギー対策を推進してまいります。

また、学校設置者等に対し、エネルギー使用量が増加する夏季と冬季に省エネルギー対策への協力を呼び掛けています。

(参考) 省エネ法、グリーン購入法等への取組
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetsu/green/index.htm

木材を活用した学校施設づくり

学校施設における木材の利用は、木材の柔らかで温かみのある感触や優れた吸湿効果から、豊かで快適な学習環境づくりを行う上で大きな効果が期待できます。また、地場産業の活性化、地球環境の保全などの観点からも大きな意義があります。

このため、文部科学省では、木材を利用した公立学校施設の整備について、財政支援を行うとともに、木材利用に関する事例集の作成・配布、講習会の実施など、学校施設における木材利用の取組を推進しています。また、平成26年度に日本産業規格である「木造校舎の構造設計標準（JIS A 3301）」について、近年の学校施設に求められる機能の変化などを対応するよう全面改正するとともに、JIS A 3301の解説書となる技術資料を作成しました。

平成27年度には、建築基準法の一部改正により、これまで耐火建築物としなければならなかつた木造3階建て学校施設が、一時間準耐火構造で整備できるよう規制緩和されたことを受け、整備する際のポイントや留意事項をまとめた「木の学校づくり—木造3階建て校舎の手引ー」を作成しました。

平成27年度から29年度まで、JIS A 3301を活用した木造校舎、木造3階建て学校施設、CLT（直交集成板）を用いた木造校舎等を整備する地方公共団体の先導的な取組を支援する「木の学校づくり先導事業」を実施しました。

平成30年度には、木の学校づくりの留意点について分かりやすくまとめた「木の学校づくり—その構想からメンテナンスまでー（改訂版）」を、日本建築

学会の協力を得て作成しました。

令和元年度には、CLT（直交集成板）を活用した学校施設等の事例を紹介した「木の学校づくり 学校施設等のCLT活用事例」を作成しました。

学校施設における維持管理の徹底

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者は、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

文部科学省では、学校設置者に対して学校施設の維持管理の必要性・重要性を周知するため、平成28年3月に「子供たちの安全を守るためにー学校設置者のための維持管理手引ー」を作成するなど、維持管理の適切な実施を推進しています。また、平成29年5月には体育館の床板の剥離による負傷事故の防止を目的として、学校の設置者等に対し、適切な清掃（ワックス掛け・水拭きの禁止）や日常点検を要請する通知を発出するなど、維持管理を通じた安全・安心な教育環境の確保に取り組んでいます。

文部科学省では、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以降、フォローアップ調査を継続的に実施しています。この吹き付けアスベスト等の対策については、ほぼ完了している状況です。

また、平成26年3月に石綿障害予防規則が改正され、石綿含有保温材等（保温材、耐火被覆材、煙突用断熱材等）が新たに規制対象に加えられたことを受け、児童生徒等の安全性を確保する観点から、教室や廊下等の児童生徒・教職員等が通常立ち入る場所及び煙突を対象とし、その使用状況及び劣化、損傷等の状況について、調査を実施しています。

平成30年度の調査結果の公表時には、学校設置者等に対して、調査が未完了の機関は調査を早期完了すること、劣化、損傷等がある石綿含有保温材等を保有する機関は専門業者等に相談の上、適切な対策を早急に講じること、調査、措置済みの機関も含め、定期的な点検の実施を行うこと等を要請しました。

また、建物には多種多様なアスベスト含有建材が使用されていることから、各機関においては、引き続き適切な維持管理が必要であり、改修や取壊し工事を行う際には、関係法令等に基づいた適切な対応をするよう、お願いしています。

児童生徒等の安全対策に万全を期すため、今後も引き続き、アスベストに係る対策について取り組んでまいります。

アスベストへの対策

公立学校の長寿命化対策

公立学校施設については、これまで耐震化を最優先に進めてきましたが、その一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が増加しており、安全面や機能面で不具合が生じています。

平成29年度に文部科学省が実施した調査によれば、全国の公立小中学校で、外壁・窓枠の落下など建物の老朽化が主因の安全面における不具合は年間約3万2000件発生しており、約1万4000件であった平成24年度調査に比べて2倍以上となっています。

また、家庭や社会の環境の変化に伴い、学校施設の機能・性能の向上が求められています。例えば、少人数指導等に対応した学習環境やICT教育環境の整備、バリアフリー化、空調設備の設置、トイレの改修、省エネルギー化など、学習環境の改善が必要です。さらに、公立学校の約9割が避難所に指定されており、防災機能の強化も求められています。

厳しい財政状況の下、これらの課題を解決するためには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建て替え）と同等の教育環境を確保することができます。



廊下の壁を一部撤去して多目的スペースを整備



改築同等の教育環境を確保

基本計画では、各地方公共団体において、域内の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

文部科学省では、地方公共団体による中長期的な整備計画の策定や長寿命化改修の導入を推進するため、必要な支援を行っています。個別施設計画策定の推進に当たっては、平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」、平成29年3月には、手引に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的な留意点を解説した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」、さらに平成31年3月には、手引や解説書を活用しつつ限られた予算の中で計画を策定した事例等について、策定に当たっての体制づくりやスケジュール等を紹介した「学校と地域の将来設計！個別施設計画策定取組事例集」を作成しました。

長寿命化改修は、建物の耐久性を高めることに加え、学校施設に対する現代の社会的事情に応じるよう、建物の機能や性能を引き上げるものです。適切なタイミング（おおむね築後45年程度まで）で長寿命化改修を行うことで、技術的には、70～80年程度に

耐用年数を延ばすことが可能です。

平成25年11月、政府において「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。基本計画は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために方向性を示すものです。

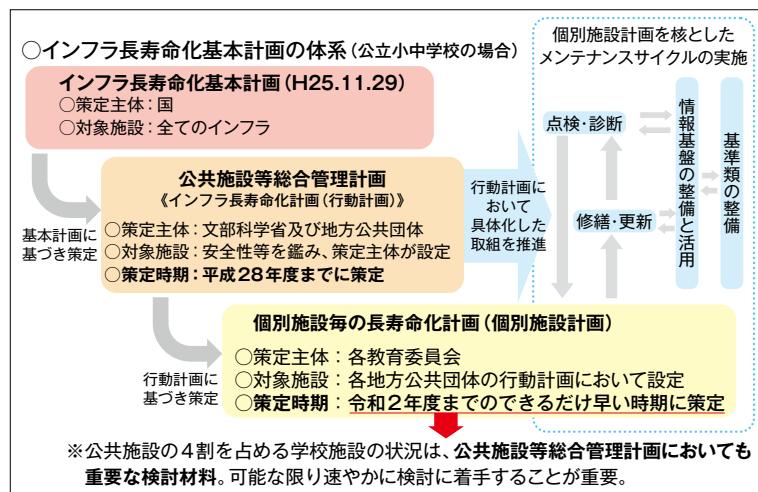
基本計画では、各地方公共団体において、域内の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を策定するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することが求められています。

文部科学省では、地方公共団体による中長期的な整備計画の策定や長寿命化改修の導入を推進するため、必要な支援を行っています。個別施設計画策定の推進に当たっては、平成27年4月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」、平成29年3月には、手引に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的な留意点を解説した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」、さらには、中長期的な視点の下、計画的な整備を行うとともに、コストを抑えながら改築（建て替え）と同等の教育環境を確保することができます。

改築同等の教育環境を確保

改修についても補助対象としています。

今後も引き続き、各地方公共団体が、長寿命化改修などの老朽化対策をそれぞれの実情に応じて適切に進めることができるよう支援してまいります。



公立学校の空調設備

近年、災害ともいわれる猛暑に起因する児童生徒の健康被害が発生しており、学校施設においても地域の実情を踏まえて空調を使用しつつ、適切な学習環境を確保することが重要です。文部科学省では、児童生徒の熱中症対策として臨時特例交付金を創設し、公立小中学校等の教室への空調設備の新設に対

し支援をしてきました。

この臨時特例交付金において、まずは児童生徒が最も長時間過ごす普通教室への空調（冷房）設備の設置に対して優先的に措置しました。その結果、令和元年9月1日時点での公立小中学校等における空調（冷房）設備設置状況は、普通教室の設置率78.4%（前年同月60.2%、18.2ポイント増）、特別教室等の設置率50.5%（前年同月44.0%、6.

5ポイント増）となりました。

文部科学省では、今後とも、子供たちの熱中症予防のための教室への空調設備の設置が早期に実施されるよう、引き続き、整備の推進に取り組みます。

公立特別支援学校の教室不足への対応

公立特別支援学校については、令和元年5月1日現在、全国で3162教室が不足しています。

文部科学省では、各地方公共団体に対し特別支援学校への受入れが想定される児童生徒数の推計を的確に行い、教室不足の解消計画を策定・更新するとともに、学校の新設や校舎の増築、分校・分教室の整備、廃校・余裕教室等の既存施設の活用等によって、教育上支障が生じないよう適切な対応を求めています。

また、令和2年度から6年度までの期間、既存施設を特別支援学校の用に供する改修事業について国庫補助の算定割合を3分の1から2分の1へ引き上げることとしています。

公立学校の廃校・余裕教室の活用

近年、少子化に伴う児童生徒数の減少により、廃校や余裕教室が増加しており、その有効活用が課題となっています。こうした状況を受けて、文部科学省では次のような取組を実施しています。

① 活用事例等の情報提供

廃校・余裕教室の活用事例や、活用用途を募集している廃校施設の一覧、活用に当たって利用可能な各省庁の補助制度等についてパンフレットや文部科学省のホームページを通じて情報提供したり、廃校を所有する地方公共団体と活用希望者とのマッチングを図るイベントを開催したりしています。（参考）～未来につなごう～

「みんなの廃校プロジェクト」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zuos/ei/1296809.htm

② 財産処分手続の弾力化

国庫補助金により整備した学校施設を学校以外に転用等する場合、国庫補助事業完了後10年以上経



IT企業のオフィスとして廃校を活用



過した建物等の無償による財産処分であれば、原則として国庫納付を不要にする等、財産処分手続を大幅に弾力化しています。

(参考) 廃校施設・余裕教室の有効活用
https://www.mext.go.jp/a_menu/shottou/zyosei/yojuu.htm

国立大学等の施設整備

国立大学等施設の現状と課題

国立大学等の施設は、将来を担う人材の育成の場であるとともに、地方創生やイノベーション創出等教育研究活動を支える重要なインフラです。

現在、国立大学等の施設は、建築後25年以上を経過した施設が約6割を占めるとともに、建築後50年以上を経過した改修を要する施設が今後5年間で大幅に増加するなど、老朽化が深刻な課題となっています。安全面に問題があることはもちろんのこと、大学の機能強化、大学教育の質的転換、グローバル化への対応など機能面でも様々な支障が生じています。また、キャンパス内に敷設されている給排水管やガス管などのライフラインの老朽化も著しく進行しており、今後、故障や事故が増加することが危惧されているほか、修繕費の増大など経営面にも影響する課題となっています。

こうした中、文部科学省では、大学経営の一環として国立大学法人等の戦略的な施設マネジメントを



外壁・建具落下的危険

改修・機能強化



耐震補強と外壁の改修



過密な研究室（機能低下と事故発生の危険）



フレキシブルなオープンラボの整備

さらに、新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の機能の高度化や国際化の実現に向け、国際寮の整備や老朽化の著しい学生寮、校舎等の集中的な改善整備を行っています。

推進するとともに、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）を踏まえ、「第4次国立大学法人等施設整備5か年計画（平成28年度～令和2年度）（平成28年3月29日文部科学大臣決定）」（以下、「第4次5か年計画」という。）を策定し、計画的に重点的な整備を推進しています。

第4次5か年計画では、安全・安心な教育研究環境の基盤の整備、国立大学等の機能強化等変化への対応や、サステイナブル・キャンパスの形成のために、省エネルギー対策や社会の先導モデルとなる取組を推進してきました。

今後の国立大学等施設の方向性

特に、大学等における教育研究活動の変化に対応するため、老朽化した建物の改修のタイミング等における施設の機能強化（戦略的リノベーション）を推進しています。例えば、大学等においては、学生の主体的な学修を支えるアクティブラーニングスペースの設置、複数の研究チームが実験室を共有し、自然なコミュニケーションを促すオープンラボ等の導入が進んでいます。

また、令和2年度に第4次5か年計画が終了することを踏まえ、平成30年9月に「今後の国立大学法人等施設整備に関する有識者会議」を開催し、次期計画の検討を開始し、令和元年6月に「今後の国立大学法人等施設整備に係る方向性」が取りまとめられました。これに引き続き、この有識者による検討体制を拡充した「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」を令和元年11月に開催しました。協力者会議では、国立大学等における教育研究の中で、「どのような活動が今後大学で展開」され、そのために「どのような施設が必要なのか」という点に着目し、令和3年度以降の施設整備の推進方策等について検討を進めています。

さらに、施設マネジメントの推進のための仕組みの構築や施設の有効活用、適切な維持管理の実施等戦

略的な施設マネジメントや、民間資金等の多様な財源を活用した施設整備をより一層推進するための方策について検討しています。

戦略的な施設マネジメントの推進

す。 ためには、経営的視点から、施設の整備や維持管理、既存施設の有効活用、省エネルギー対策、これらに必要な財源の確保などの施設全般に係る施設マネジメントの取組をより一層推進することが求められます。

国立大学の附属病院施設の整備

このため、文部科学省では、施設マネジメントの基本的な考え方、具体的な実施方策や先進的な取組事例等を示した報告書や事例集等を作成し、国立大学法人等における戦略的な施設マネジメントの取組を推進しています。

報告書や事例集等は、文部科学省のホームページにおいて公表しています。

参考] 施設メニューの推進カード一覧
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/1318421.htm

また、国立大学等施設の老朽化が深刻な課題となる中、施設の長寿命化により既存施設を有効活用し、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることが求められています。

このため、文部科学省では、「国立大学法人等施設の長寿命化に向けたライフサイクルの最適化に関する検討会」において施設の長寿命化に向けた基本的な考え方や具体的な推進方策等について検討を行い報

告書を取りまとめるとともに、国立大学法人等における行動計画・個別施設計画の策定を推進するなど、戦略的な施設マネジメントの取組や多様な財源を活用した施設整備を一層推進しています。

多様な文教施設整備

効率的かつ効果的であつて良好な公共サービスを実現するため、多様な PFI(Public Private Partnership ／ Private Finance Initiative) を推進すべき事が重要じゃ。

において決定された「PPP／PFI推進アクションプラン（令和元年改定版）」では、公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）等に關し、文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）については、「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標は達成した。今後も引き続き重点分野とし、文教施設の具体的な案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の組を支援する」とことされています。

文部科学省では、地方公共団体におけるコンセツション事業導入の検討が円滑に行われるよう、平成30年3月に実務的な手引きを作成するとともに、PPP／PFI手法に特化した事例集を令和2年3月に作成しました。

今後とも、手引きや事例集を地方公共団体に周知するとともに、PPP／PFIを検討する地方公共団体の支援に取り組んでいきます。

文教施設整備への技術的支援

文部科学省では、教育、学術、スポーツ及び文化の活動等の推進のため、これら文教行政と密接な関わりを持つ施設の整備を行つております。近年ではナショナルトレーニングセンターの建設や第一次大極殿正殿復原などの整備を実施しています。

令和元年6月末には、オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用施設である「ナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンターイースト（東館）」の整備が完了しました。

また、文教施設の質的水準の確保・向上、施設整備事務の効率化等を図るため、施設整備に必要な技術的基準を策定しています。また、国立大学等の機能を活性化する教育研究空間づくりを推進するため「国立大学等施設設計指針」を策定するとともに、国立大学等の特色ある施設整備を紹介する事例集の作成等を行っています。今後も引き続き国立大学等の施設整備を支援してまいります。

(参考) 国立大学等の特色ある施設(事例集等)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetsu/kokuri/tu/1404577.htm



ナショナルトレーニングセンター 屋内トレーニングセンター
イースト（東館）

生涯学習社会の実現に向けた、学校教育・社会教育を通じた教育政策の総合的・横断的推進

文部科学省総合教育政策局

総合教育政策局は、

- I. 学校教育・社会教育を通じた総合的かつ客観的根拠に基づく教育政策の推進
- II. 生涯にわたる学び、地域における学び、ともに生きる学びの政策の総合的推進

を主なミッションとして、平成30年10月に発足した局です。

特に、

- 1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進
- 2 グローバル社会における教育の推進
- 3 教員の資質能力の向上等
- 4 生涯にわたる学びの推進
- 5 地域における学びの推進
- 6 ともに生きる学びの推進

等の政策課題に取り組んでいます。

以下に令和2年度の重要な施策等について紹介します。

また、地方公共団体を対象に文部科学省が行つた調査では、個々の施策を中心にエビデンスに基づくPDCAサイクル確立に着手し始めている状況にあるものの、組織的・体系的にEBPMを推進する体制整備には課題があることが分かりました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省においては、地方公共団体や研究機関等からなるコンソーシアムを立ち上げ、国の取組状況や地方自治体における先進事例について情報共有することで、各地方公共団体における教育政策の立案や学校における取組の改善・充実等が、客観的な証拠に基づいて実施されるよう、取組を推進してまいります。

EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨

太の方針2019)等に基づき、政府全体としてEBPM(証拠に基づく政策立案：Evidence-based Policymaking)の推進が求められています。「客観的な根拠を重視した教育政策の推進」を特に留意すべき視点として位置付けた第3期教育振興基本計画の趣旨を踏まえ、文部科学省においては、EBPM的手法を実践した実例の創出とともに、教育政策に関する実証研究等の実施によるエビデンスの開発、データの収集・活用に資する調査・統計の見直し、研究者との連携強化などのEBPM推進策に取り組んでまいります。

本調査は、①国においては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して、教育施策の改善・充実に生かすこと

②教育委員会においては、自治体や学校の学力水準を検証し、教育委員会の施策の改善・充実に生かすこと

③学校では、個々の児童生徒の学習状況を把握して指導に生かすとともに、学校全体として指導方法の検証・改善につなげること

を目的として、平成19年度から実施しています。

令和2年度については、4月16日(木)に調査を実施予定としておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業による学校現場への影響を考慮し、4月16日の実施は取りやめることとしました。今後の取扱いについては、令和2年度中に実施するか否かも含め、今後改めて検討し、あらかじめ十分な時間的余裕をもつて決定し通知することといたします。

全国学力・学習状況調査

客観的な証拠を重視した教育政策を推進し、教育に関する継続的なPDCAサイクルを確立する観点から、全国学力・学習状況調査を活用していただくことは重要です。

1 総合的かつ客観的根拠に基づく教育改革政策の推進

EBPMの推進

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(骨

PISA2018について

O E C D が実施した義務教育修了段階の 15 歳児（日本は高等学校 1 年生）を対象とした、生徒の学習到達度調査（PISA）の 2018 年調査結果が 2019 年 12 月に公表されました。

調査は、2000 年から 3 年ごとに読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの 3 分野について行われており、前回の 2015 年調査から、従来の筆記型調査からコンピュータ使用型調査へ移行しています。

2018 年調査の結果からは、日本は、数学的リテラシー及び科学的リテラシーについては、前回調査に引き続き、国際的に見ると、平均得点が高い上位グループに位置していることが分かりました。一方、読解力は、O E C D 平均よりも高得点のグループに位置するものの、前回調査と比較すると、平均得点が有意に低下していました。読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的低かった問題には、テキストから情報を探し出す問題や、テキストの質と信憑性を評価する問題などがありました。また、生徒の I C T の活用状況については、日本は学校の授業でのデジタル機器の利用時間が短く、O E C D 加盟国中で最下位でした。

文部科学省では、新学習指導要領を着実に実施し、読解力等の言語能力や情報活用能力の確実な育成を図るとともに、学校 I C T 環境整備の加速化に向けた取組などを推進することとしています。

教育の無償化・負担軽減

誰もが家庭の経済事情に関わらず希望する質の高い教育を受けられることは、大変重要です。また、我が国においては、教育費の負担が少子化の要因の一つとなっており、少子化対策の観点からも、教育の無償化・負担軽減を進めることが不可欠です。

このため、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化、令和 2 年 4 月から真に支援が必要な子供たちを対象とした高等教育の修学支援新制度を実施するなど、消費税財源を活用し、家庭の教育費負担軽減に取り組んでいます。また、高等学校段階においても、令和 2 年 4 月から私立高等学校授業料の実質無償化が実施されています。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を推進するため、関係省庁と連携し、これらの制度の円滑な実施にしっかりと取り組んでまいります。

文部科学省としては、教育の無償化・負担軽減を実現するため、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しております。令和 2 年度は 2,000 人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

さらに、グローバル人材の育成に国を挙げて取り組むため、これら国費による支援に加え、官民協働海外留学

高校生留学の促進

第 3 期教育振興基本計画において、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを目標に掲げていること等を踏まえ、高校生の海外留学をはじめ、グローバル人材の基盤形成に取り組む都道府県を支援しています。

具体的には、地方公共団体、学校、民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加に対し、都道府県を通じて留学費用の一部を支援する事業を実施しております。令和 2 年度は 2,000 人の高校生を対象とする予定です。

また、都道府県における高校生留学の機運の醸成を図るため、都道府県が主催する啓発活動や研修の実施、留学相談員の配置に必要な経費を支援することとしています。

こうした流れを踏まえ、高校生留学の促進、在外教育施設における教育等に取り組んでいます。



「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」壮行会の様子

留学 JAPAN 日本代表プログラム」により、官民協働で日本人留学生を支援しています。平成 27 年度より高校生コースによる支援を開始し、令和 2 年度は 800 人の留学を支援することとしています。

在外教育施設における教育の充実

我が国の経済の国際化の進展に伴い多くの日本人が子供を海外に同伴しており、平成 31 年 4 月現在、日本人学校に約 2 万人、補習授業校に約 22 万人の子供が通学しています。

文部科学省では、海外子女教育の重要性を考慮し、日本人学校や補習授業校の教育の充実・向上を図るため、日本国内の義務教育諸学校の教師を派遣するとともに、退職教師をシニア派遣教師として派遣しています。平成 30 年度からは、正規に採用される前の若手教師を派遣するプレ派遣制度を創設するなど、派遣教師の一層の確保に努めています。

平成 29 年度には、派遣教師の魅力を高める「トビタテ！ 教師プロジェクト」を立ち上げるなど、教育環境の更なる整備・充実に取り組んでいます。その一環として、平成 30 年度から帰国教師の能力や知識、経験を国内の教育に還元・共有するため、帰国教師間のネットワーク作りに取り組んでおり、平成 30 年 8 月及び令和元年 8 月には帰国教師フォーラムを開催しました。

また、平成 30 年 12 月に、省令改正を行い、これまで学校教育法第 1 条に定める学校（小学校、中学校、高等学校等）に実施が限られていた教育実習について、平成 31 年 4 月から、日本人学校及び私立在外教

育施設においても可能としました。令和元年 9 月には、ジャカルタ日本人学校において、高松大学の学生の教育実習が行われました。

さらに、教育環境の整備として、義務教育教科書の無償給与、教材の整備、通信教育の実施などを行っています。

3 教師の資質能力の向上等

子供たちの成長を担う教師に求められるのは、いかに時代が変化しようとも、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが子供たちの道しるべとなるべく、その資質の向上を図り続けることです。ここでは、教師の養成・採用・研修を通じた資質能力向上に関する施策の状況等について紹介します。

教職員研修の効果的な実施について

学校の働き方改革を踏まえた教職員研修の効果的な実施については、都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の研修の整理や、夏季等の長期休業期間中の業務としての研修の精選、ICT の活用等による効果的で質の高い研修の実施などが求められています。

また、現職研修の一部を免許状更新講習として認定を受けることや、大学等が行う免許状更新講習を受講した教員については研修の一部を受講したとみなす取組など、現職研修と免許状更新講習の相互認定

についても積極的な検討が求められています。

各地域においては、そのような要請を踏まえ、教職員研修の効果的な実施を図るとともに、教員の負担の軽減について積極的な検討をお願いします。

外部人材の活用促進について

優れた知識経験等を有する社会人等を教師として迎え入れることは、学校教育の多様化や活性化を図るために重要です。また、令和 2 年度から始まる新たな学習指導要領においては、「社会に開かれた教育課程」が掲げられており、学校教育を学校内に閉じることなく社会と連携しながら実現することとされています。教育委員会関係者の皆様におかれでは、優れた外部人材の積極的活用を進めていただくようお願いします。

教員免許状を持つていない社会人等を学校現場に迎え入れるための仕組みとしては、特別非常勤講師制度や特別免許状があります。

特別非常勤講師制度は、届出により教員免許状を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担任させることができるものですが、また、特別免許状は、専門的な知識経験や技能を有する者が、都道府県教育委員会の行う教育職員検定に合格した場合に授与されるものであり、これによつて教科の全体を担任することができます。

各教育委員会においても、地域の特色ある教育課程を実施するに当たり、外部人材の活用について積極的な検討をお願いします。

30 文部科学広報 No.245 2020 年 4 月号

教員資格認定試験の見直しについて

小学校教員資格認定試験は、社会人等の教員免許を取得していない方や、既に他の学校種の教員免許を持っている方が小学校に活動の場を広げようとする場合に免許取得の道を開く仕組みとして、昭和48年（1973年）から実施されているものです。

これについて、社会人等の一層の活用が進むようにすることや、令和元年度は台風19号の影響により第2次試験が実施できずやむを得ず代替措置を取つたことも踏まえ、令和2年度以降の試験の在り方について、抜本的な見直しを行つこととしました。

具体的には、①従来、3次まで計6日間にわたつていた試験を2次まで合計3日間とし、受験者の負担を軽減すること、②知識・技能の確認から、模擬授業など具体的な授業場面での指導能力の確認に重点を置く内容にすること、③自然災害等により試験が実施できなかつた場合に備え予備日を設けること等です。

これにより、教育に熱意のある優秀な方がより多く小学校教員を目指していただけることを期待しています。

4 生涯にわたる学びの推進

生涯にわたる多様な学習機会の提供

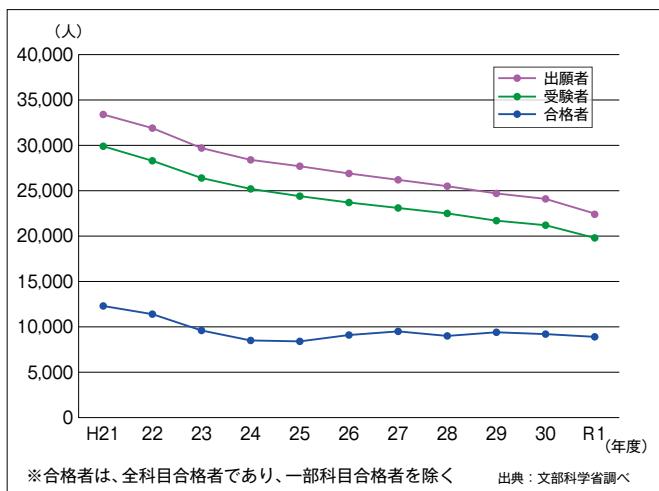
「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育や家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、ボランティア活動、企業内研修、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられます。

文部科学省は、「教育基本法」の精神にのっとり、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指して、生涯学習の振興に取り組んでいます。以下では、生涯学習の機会の整備に関する具体的な取組について紹介します。

放送大学では、テレビ・ラジオの放送やインターネット等を活用して、大学教育の機会を幅広く国民に提供しています。放送大学の学生は職業・年齢・地域を問わず多様であり、現在約9万人が学んでいます。放送大学では、社会人の方々がキャリアアップや専門性を高めるために、学芸員や公認心理師・認定心理士などの資格に対応する科目を開講しているほか、教師向けにも教員免許更新講習や小学校の外国語指導力向上のための科目、小学校プログラミング教育指導に対応した講座（平成31年4月開始）を実施しています。また、全国に学習センター等を設置して学生

の学習を支援するとともに、地域の生涯学習の振興にも寄与しており、我が国の生涯学習の中核的機関として大きな役割を担っています。

また、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育のうち社会教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定し、その普及・奨励を図っています。令和2年3月末現在、文部科学省認定社会通信教育は26団体110課程であり、2019年の延べ受講者数は約6万7,000人となっています。



民間教育事業者や教育分野で活動を行うNPO法人などの民間団体は、国民の多様な学習活動を支える上で大きな役割を果たしており、ますます重要なものになっています。文部科学省は、民間団体と行政の協働による取組の充実を図るとともに、民間教育事業の後援等を行うほか、民間団体の取組を紹介するなど、民間団体の取組の活性化や官民のネット

ワーク形成を支援しています。

このほか、文部科学省では、高等学校を卒業していない者などにに対して高等学校卒業者と同程度以上の学力があることを認定する高等学校卒業程度認定試験を実施しています。この試験の合格者には、大学等の入学資格が付与されるとともに、就職などの機会においても学力を証明する手段として活用されています。令和元年度における受験者数は1万9,853人、合格者数は8,931人となっています。出願者のうち約半数を高等学校中途退学者が占めており、試験合格者の約半数は大学等に進学しています。また、令和2年度からは、高等学校中退者等を対象に学習相談や学習支援を行う地方公共団体への補助事業を開始します。

リカレント教育の推進

社会の変化が激しくなる今後の時代においては、学校を卒業し、社会人となつた後も、大学等で更に学びを重ね、新たな知識や技能、教養を身に付けることが必要です。令和元年6月に取りまとめられた「経済財政運営と改革の基本方針2019」（骨太の方針2019）や「成長戦略実行計画」では、リカレント教育を拡充することが求められています。

こうした動きも踏まえ、文部科学省では、大学・専修学校における実践的なプログラムの開発・拡充や社会人が学びやすい環境の充実に努めています。

具体的には、IT技術者等を対象とした高度な実践的プログラムの開発・実施等、产学共同による人材育成システムの構築、放送大学における実践的な課程

座のインターネット配信・認証等の取組、専修学校におけるリカレント教育の実践モデルの開発のほか、大学や専修学校等における企業等との連携による実践的・専門的な短期プログラムの文部科学大臣の認定（職業実践力育成プログラム（BP）、キャリア形成促進プログラム）を推進しています。また、女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一體的に行う仕組みを作りを行うとともに、リカレント教育の講座情報等を提供するポータルサイト「マナパス」の整備を進めることで、これらの施策を推進することで、リカレント教育の抜本的拡充に取り組んでいます。

専修学校教育の振興

専修学校は、柔軟で弾力的な制度の特色を生かして、社会の変化に即応した実践的な職業教育を行う中核的機関として、産業界を支える職業人の養成に大きな役割を果たしてきました。

中でも専門課程（専門学校）は、高等教育機関の重要な一翼を担うとともに、多様なキャリア形成を担う職業教育機関としても高く評価されており、令和2年度からの高等教育の修学支援新制度の対象にもなっています。また、高等課程（高等専修学校）においては、高等学校と並ぶもう一つの後期中等教育機関として、幅広い職業教育や個に応じた手厚い教育が実施されています。

学校、家庭、地域の連携・協働

社会の高度化・複雑化が進み、実践的に活躍する専門職業人を養成する専修学校の役割がますます重要になっていく中、文部科学省では、専修学校における地域の中核的人材養成に向けた産学官連携の取

組等に対する支援や、「職業実践専門課程」を中心とした専修学校教育の質の保証・向上の推進など様々な振興策に取り組んでいます。

5 地域における学びの推進

人口減少や高齢化をはじめとする急速な社会経済環境の変化や取り組むべき課題の複雑化を受け、今後、我が国地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められています。また、各地域において地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されているところです。こうした中で、地域における学びは、一人一人の知的欲求の充足や自己実現に寄与するとともに、住民相互のつながりの形成の促進、地域の持続的発展にも資することから、より一層重要な役割を果すことが求められています。

文部科学省としては、以下のように、地域における学びの推進に努めているところです。

新しい学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の実現を求めており、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用しながら教育課程を実施することが重要です。

また、子供や学校の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のために、学校のみなら

ず、家庭、地域と連携した教育の実現が不可欠です。

文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域住民等が目標やビジョンを共有し、一体となつて子供たちを育む学校づくりを実現するため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。

また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により形成された緩やかなネットワークである「地域学校協働本部」の整備により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指してきました。

こうした活動は、地域との信頼関係を醸成することや、幅広い地域ボランティアの参画による学校と地域の役割分担の観点から、学校における働き方改革にも資するものです。

さらに、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」を中心に「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働本部」が一体的に機能することで、目標・ビジョンの共有を通じた学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。



子ども読書の日ポスター（デザイン）

た取組を推進していきます。

読書・体験活動の推進

① 読書活動の推進

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生を深く生きる力を身に付ける上で欠かせないものです。文部科学省は「子どもの読書活動の推進に関する法律」及び「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、広く子供の読書活動に対する国民の关心と理解を深めるため、「子ども読書の日」（4月23日）を広く周知するなど、様々な取組を実施しています。

地域における読書活動については、図書館が「地域の知の拠点」として住民にとって利用しやすく、身近な施設となるための環境の整備を進めており、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、施設・設備や読み聞かせ等のサービスの充実の推進に努めています。

学校図書館については、公立義務教育諸学校における学校図書館の図書を充実するため、学校の規模

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

具体的には、社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成や民間団体・民間企業との連携により体験活動の推進を図る事業、自己肯定感の向上に効果的な事業の普及を行っています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を開催し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらには、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

に応じた蔵書数の目標を定めた「学校図書館図書標準」の達成と計画的な図書の更新等に向けて、平成29年度から令和3年度までの「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定しています。

② 体験活動の推進

青少年の体験活動は人づくりの「原点」であり、学校・家庭・地域が連携して社会総がかりでその機会を創出していくことが必要です。文部科学省では、家庭や企業などに対して体験活動の重要性等について普及啓発を行うとともに、学校・家庭・地域における体験活動を推進しています。

具体的には、社会全体で体験活動を推進するための機運の醸成や民間団体・民間企業との連携により体験活動の推進を図る事業、自己肯定感の向上に効果的な事業の普及を行っています。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構においては、全国28か所の教育施設で、それぞれの立地条件を生かした特色ある活動を開催し、生きる力の育成に必要な自然体験活動、集団宿泊活動をはじめ、多様な体験活動の機会を提供しています。さらには、未来を担う夢を持った子供の健全育成を進めるため、「子どもゆめ基金」事業を通じて民間団体による様々な体験活動や読書活動などを助成し、草の根レベルの体験活動等を支援しています。

6 ともに生きる学びの推進

男女共同参画の推進

男女が共に仕事と家庭、地域における活動に参画し、活躍できるような社会の実現を目指すためには、個人の可能性を引き出すための学びが必要とされています。

このため、文部科学省では、令和2年度から、「女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業」として、多様な年代の女性の社会参画を推進するため、関係機関との連携の下、キャリアアップやキャリアエンジ等に向けた意識醸成や相談体制の充実を含め、学習プログラムの開発等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルの開発や普及啓発を行うこととしています。

さらに、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進む中、女性の社会参画への期待が高まっていますが、いまだ我が国では経済や政治への参画等において男女格差が大きく、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ」指数においても、経済分野における女性管理職の割合、政治分野における国会議員（閣僚を含む）の女性割合が低く、意思決定に関わる女性が少ない現状にあります。

こうした状況の中、令和元年度から、「次世代のライフプランニング教育推進事業」として、次世代を担う若者が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず主体的に多様な進路を選択することができるよう、

学校教育段階から男女共同参画意識の醸成を図るため、高等学校等で活用できる「ライフプランニング教育プログラム」や、教員研修プログラムの開発を進めています。令和2年度は、高校生・大学生を対象とした「ライフプランニング教育のモデルカリキュラム」の開発を引き続き行うとともに、指導的立場の教員が、理解を深め、指導に役立つ気付きを得るための「教員研修モデルプログラム」の開発を行うこととしています。

障害者の生涯を通じた学習活動の充実

「障害者の権利に関する条約」（障害者の生涯学習の確保を規定）の批准や、「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、障害者が、生涯にわたり自らの可能性を追求できる環境や、誰もが障害の有無にかかわらず、共に学び、生きる共生社会の実現に向けて、地域における学びの場を整備・拡大することが求められています。

文部科学省では、平成30年度から「学校卒業後ににおける障害者の学びの支援に関する実践研究事業」を開始し、令和元年度は、全国21団体が、学校から社会への移行期や人生の各ステージにおける効果的な学習プログラム、実施体制、関係機関・団体等との連携等に関する実証的な研究等に取り組みました。また、障害理解の促進、実践者同士の学び合いによる担い手の育成、障害者の学びの場の拡大を目的として、「共に学び、生きる共生社会コンファレンス」を開催することとしています。



「共に学び、生きる共生社会コンファレンス（東海・北陸ブロック）」での河合純一氏（文部科学省スペシャルサポート大使）による生涯学習セミナーの様子（令和元年12月開催）

令和2年度の「プロジェクト別コンファレンス」の開催案内
やこれまでの実践研究成果は、文部科学省ホームページに随時掲載してまいりますので、是非御覧ください。（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index.htm）

QRコードは、こちら



外国人児童生徒等への支援

令和2年度は、これまでの事業に加えて、学校卒業後の障害者の学びの場を拡充するため、地方公共

外国人児童生徒や、保護者の国際結婚などによつ

て日本国籍であつても日本語指導を必要とする児童生徒の増加等により、公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は5万人を超える、その数は増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、令和2年3月に「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」において、今後の施策の方向性や充実方策について議論し報告を取りまとめました。同会議報告書における提言については、可能なものから順次、実施していきます。

また、公立学校における帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな指導・支援体制を整備する自治体への補助事業において、多言語翻訳システム等ICTを活用した取組や、外国人高校生等に対して日本語指導に限らずキャリア教育や居場所づくりなども含めた包括的な支援を行う取組等の拡充を行います。

学校における指導体制の整備充実のため、2026年度までに日本語指導が必要な児童生徒18人に対して1人の教員が基礎定数として措置されるよう、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の規定に基づいた着実な改善を図るとともに、日本語指導補助者や母語支援員の派遣に対する補助も実施していきます。

さらに、令和元年度に文部科学省が初めて全国で実施した、外国人の子供の就学状況等に関する調査において、約2万人の子供たちが就学していない可能性が示されました。これを受け、外国人の子供の就学を促進するため、就学状況等に関する調査や、学校外における日本語指導・教科指導等の取組を行う自治体を支援する補助事業についても、引き続き

実施します。

加えて、令和2年度の新規事業として、外国人児童生徒等の指導を担う教師が、必要最低限の知識を得られるような研修用動画コンテンツを作成します。

また、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深められるよう、多言語による動画コンテンツも作成します。

また、外国人児童生徒等の集住・散在地域におけるそれぞれの課題を解決するため、大学に実践的な研究事業を委託し、先進的な教育プログラムの開発を行います。

そのほか、教育委員会へのアドバイスや教員研修の充実のため、「日本語指導アドバイザー」の派遣を実施しています。また、外国人児童生徒等教育支援のための情報検索サイト「かすたねっと」については、前述の動画コンテンツの配信や教材・資料の充実などの機能強化を行う予定ですので、こちらも是非御活用ください。（URL：<https://casta-net.mext.go.jp/>）

QRコードは、こちら



ど児童生徒等を取り巻く安全に関する状況の変化とともに、新たな危機事象も発生しています。

このようなかで、児童生徒等の安全を確保するためには、「安全管理」として、安全で安心な学校環境の整備や、子供たちの安全を確保するための組織的な取組を一層充実させること、「安全教育」として、子供たちにいかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することが不可欠です。

これらの実現のためには、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関と連携・協働した実施体制を確保していくことが重要となります。

しかし、学校安全に関する意識や取組については、地域間・学校間・教職員間に差があるとともに、継続性が確保されていないなど、全ての学校において質の高い学校安全の取組が推進されているとは言えない状況にあります。

このような現状を踏まえ、文部科学省では、平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を取りまとまりました。また、平成29年には学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第2次学校安全の推進に関する計画」を策定したところです。

これららの計画等の考え方や学校を取り巻く新たな状況を踏まえて、学校安全資料『生きる力』をはじめ学校での安全教育の改訂を行い、平成31年3月に全ての学校等に配布しています。この資料では、学校における安全教育、安全管理、組織活動の各内容を網羅して解説しています。あわせて、令和2年3月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向

東日本大震災以降も令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風などの大規模な自然災害が発生しています。

また、SNSやスマートフォンの普及に伴う犯罪な

上に資するため、教職員のキャリアステージに応じたeラーニング教材を開発しました。左記ポータルサイトから受講できるので積極的に御活用ください。

このほか、文部科学省としては、学校安全の取組の中核となる教職員を中心とした学校安全に関する組織的な取組の推進、新学習指導要領を踏まえた教科等横断的なカリキュラム・マネジメントによる安全教育の充実に向け、自治体や学校における学校安全の取組が一層推進されるよう支援していきます。

なお、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイト（URL：<https://anzenkyouiku.next.go.jp/>）を開設していますので、是非御活用ください。

ハンセン病に対する偏見や差別の解消

熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決（令和元年6月28日）について、政府は、ハンセン病対策の歴史と筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の方々の御労苦に思いを致し、控訴を行わない旨を決定しました。

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たつての内閣総理大臣談話」（令和元年7月12日閣議決定）では、「患者・元患者との家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び」するとともに、「関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」とされています。

これらを踏まえ、文部科学省として、ハンセン病の

患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権教育を推進するため、令和元年10月から、佐々木文部科学大臣政務官を座長とする省内の「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」において有識者からの意見聴取や現地視察等を行いつつ検討を進めています。

今後とも当事者の方々の御意見を伺いながら、関係省庁と連携し、取組の一層の充実を図つてまいります。

子供の貧困対策の推進

平成26年1月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行以降、政府は、子供の将来が生まれ育つた環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備に努めてきました。令和元年6月には同法が改正され、新たに市町村にも貧困対策関係策定の努力義務が課されるとともに、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化されました。

また、同法改正等を踏まえ、令和元年11月には、政府として総合的に子供の貧困対策を推進するための基本的な施策を定めた、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

新たな大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証し評価するため、スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合や子供の貧困率等の39の指標を設定し、貧困の実態をより多面的に捉えられるようにしています。あわせて、これらの指標

の改善に向けて、「教育の支援」等の事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げています。

文部科学省としては、大綱も踏まえ、

- ・幼児期から高等教育段階までの切れ目のない形での教育費負担軽減
- ・貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置やスクールソーシャルワーカーの配置充実等の「学校をプラットフォームとした子供の貧困対策」
- ・地域住民等の参画による放課後等の学習支援や、高校中退者等に対する学習相談・学習支援の促進等の「地域の教育資源を活用した子供の貧困対策」等に取り組んでいきます。

初等中等教育の充実

文部科学省初等中等教育局

GIGAスクール構想の実現

我が国の150年に及ぶ教育実践と最先端のICTとのベストミックスを図ることで、これからの学校教育は変わっていきます。

1 ハード・ソフト・指導体制の一体的充実

文部科学省では、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークというハード面の整備に加えて、ソフト面、指導体制を一体とした教育改革に取り組んでまいります。

ICT活用の推進に当たっては、子供たちがICTを適切・安全に使いこなすことができるよう情報モラルなどの情報活用能力を育成していくことも重要です。また1人1台端末環境の整備と併せて、統合型校務支援システムをはじめとしたICTの導入・運用を加速していくことで、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資するものであり、学校における働き方改革にもつながっていきます。

ハード面の円滑な導入のため、必要な経費を計上するだけでなく、各自治体が安価に学校ICT環境を整備し、現場の教職員がICTを活用できるよう、することが必要です。そのため、①各都道府県

2 学校休業時におけるICT活用

県だけでなく、市長会など、あらゆる方面に対する説明会の実施、②調達改革に向けた環境整備の標準仕様の例示、③クラウド活用を前提としたセキュリティポリシーに関するガイドラインの公表、④内閣官房ICT総合戦略室、総務省、経済産業省など、関係省庁の施策との連携、⑤民間企業等からの支援協力の募集などを実行しています。

これらの施策を継続するとともに、GIGAスクールポーターの配置支援も含め、各自治体がより学校ICT環境を整備しやすくなるよう、文部科学省として更なる施策を講じてまいります。

ソフト面の充実としては、デジタル教科書・教材など良質なデジタルコンテンツの活用を来年度から順次促進します。昨年12月に「教育の情報化に関する手引」を公表し、教科等ごとに、ICTを効果的に活用した学習活動の例を提示していますが、今後とも事例の収集・把握を行い、その普及に努めてまいります。そして先端技術を活用した実証を充実させ、今年度中を目途に「先端技術利活用ガイドライン」を策定します。これらの取組により、デジタルならではの学びの充実を図ってまいります。

指導体制の充実としては、各地域の指導者養成研修の実施、ICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するためのICT活用教育アドバイザーの活用、学校における教員のICT活用をサポートするためのICT支援員の活用促進といった取組を行ふことで、日常的にICTを活用できる体制を整

えています。

新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業などの緊急時においても、ICTを効果的に活用することで、子供たちと先生方が円滑にコミュニケーションを取ることができ、子供たちの学びを保障できるような環境を実現したいと考えています。

部科学省から全国の小、中、高等学校、特別支援学校、高等専修学校の設置者に対し、3月2日から春季休業の開始日までの間、全国一斉の学校臨時休業を要請しましたが、その間の取組として、ICTを効果的に活用し、きめ細やかな学習支援を行ったり、毎日の健康観察を行つたりした学校が見られました。

ただ、こうした取組が可能であったのは、既にICT活用が日常のものになっていた一部の学校に限られました。ICT環境が当たり前のものとなっていました。ICT環境が当たり前のものとなれば、休業中の児童生徒への学習支援・生活指導や心のケアの選択肢の幅が広がり、より効果的な指導・支援ができた可能性があります。

災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTを効果的に活用しながら、子供たちの学びを保障できるような取組を早急に進めいくことが必要です。

なお、文部科学省では、臨時休業期間中の取組事例をまとめた資料を公表しております。是非御参考ください。

(ICTを活用した取組事例・3月19日時点)

https://www.mext.go.jp/content/20200323-mxt_kouhou01-000006011_5.pdf

て取り組んでいただけたよう、その声に耳を傾けながら、全力で支えてまいります。

情報教育の充実

グループウェアを活用した家庭学習支援

・自宅のPC、タブレット等からアクセスし、毎日更新される学年ごとに提出される課題に各家庭で取り組む。(千葉大学教育学部附属小学校)

【専用ページの例】

パソコンですぐに学習できる情報一覧を発信

- ・休業期間中の子供の家庭学習教材として、すぐに学習できる動画やドリルなどの一覧を公表。
- ・家庭での子供の状況把握や連絡の際に活用できるWeb上の連絡フォームの活用方法を掲載。

(鹿児島県総合教育センター、他類似例多数)

※自治体名等の記載がない取組は、複数類似の取組事例があるもの

各地域における取組事例 [ICTを活用した取組]

1

健康観察

学習成果

遠隔により健康観察、学習成果の確認を実施

(長崎県対馬市立中学校)

- ・一人一台タブレットが整備されており、持ち帰ったタブレットを通じて、生徒は毎朝、決まった時間に健康状況を報告。
- ・健康な場合は「青」、体調不良の場合は「赤」のカードを送信。
- ・カードが届かない場合は、「赤」のカードが届いた場合は、電話又は家庭訪問をして安否及び健康状況を確認。



- ・期間中は1日5時間の家庭学習に取り組むようあらかじめ指導。そのうち、1日4コマ(60分×4)は、学校から課題を送信。
- ・生徒は、各教科担任から課された課題に自宅で取り組み、設定時間までにその結果を画像で送信。
- ・教科担任はチェックをして、コメントを添えて返信。



パソコンですぐに学習できる情報一覧を発信

- ・休業期間中の子供の家庭学習教材として、すぐに学習できる動画やドリルなどの一覧を公表。
- ・家庭での子供の状況把握や連絡の際に活用できるWeb上の連絡フォームの活用方法を掲載。

(鹿児島県総合教育センター、他類似例多数)

※自治体名等の記載がない取組は、複数類似の取組事例があるもの

平成の時代、ICT端末は「学校にあつたらいいな」というものでしたが、令和の時代には「マストアイテム」であり、「スタンダード」です。

誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びのため、また、どんな状況にあっても子供たちの学びを保障するためにICTは非常に大きな可能性のあるツールです。

文部科学省は、GIGAスクール構想の実現に向け、学校・教育委員会だけでなく、各自治体の首長、調達・財政・情報担当部局など、関係者が一丸となつ

て取り組んでいただけたよう、その声に耳を傾けながら、全力で支えてまいります。

文部科学省では教育の情報化を「層進展させる」とを目指し、前述の「GIGAスクール構想の実現」により、学校ICT環境を抜本的に改善するとともに、教師による指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組に資するよう、教科等の指導におけるICT活用などを記載した「教育の情報化に関する手引」を令和元年12月に改訂・公表しているほか、教職員支援機構とも連携し、教員の資質能力の向上に資するよう校内研修等で活用できる動画（「学校におけるICTを活用した学習場面」）を作成・公表しています。

Society5.0時代の到来といった急激な社会的変化が進む中、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していくかなければなりません。初等中等教育における様々な課題を踏まえ、今後の教育の在り方について総合的な検討をお願いするものとして、昨年4月に文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問がなされました。諮問の内容は、①新時代に対応した義務教育の在り方、②新時代に対応した高等学校教育の在り方、③増加する外国人児童生徒等への教育の在り方、④これから時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等となつておらず、審議が進められています。

昨年12月には、中央教育審議会初等中等教育分科会において、これまでの審議を踏まえた論点取りまとめが行われました。この論点取りまとめでは、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現や、全国津々浦々の学校における質の高い教育活動を実施可能とする環境整備に向け、これらの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用や、義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方などについて、方向性を示すとともに、今後検討すべき論点が提示されています。

引き続き、中央教育審議会において議論を進めていたぐくともに、文部科学省としても、これらの検

新しい時代の初等中等教育の在り方の検討

討も踏まえて必要な取組を進めてまいります。

学校における働き方改革の推進

文部科学省では、平成31年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになるため、学校における働き方改革に取り組んでいます。

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であり、予算、制度、学校・教育委員会における取組の総力戦を徹底して行い、その組合わせで成果を出していくことが必要です。文部科学省では文部科学大臣を本部長とする「学校における働き方改革推進本部」の下、着実に施策の展開を図っているところです。

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であり、予算、制度、学校・教育委員会における取組の総力戦を徹底して行い、その組合わせで成果を

月1日施行)、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律(給特法改正法)が令和元年12月4日に成立し、同11日に公布されました。

2 勤務時間管理の徹底と 学校・教師の業務の適正化等

働き方改革を進めていく上では、まず何よりも、客観的な勤務時間の把握が、必要不可欠です。労働安全衛生法等の改正により、それが公立学校を含む事業者の義務として法令上明確化され、「指針」においても、在校時間はできる限り客観的な方法により計測することとされています。

文部科学省としては、指針を踏まえた勤務時間管理の徹底、客観的な勤務実態の把握を前提にした教職員加配や外部人材等の配置等を通じて、令和2年度中に全国すべての学校において客観的な方法による勤務時間把握が行われることとなるよう、政策総動員で取り組んでいるところです。

また、学校における働き方改革のためには、教師でなければできないことに教師が集中できるよう業務の適正化を図っていく必要があります。答申において、「教師でなければできない業務とは何か」という視点から示された、これまで学校・教師が担ってきた代表的な14の業務の在り方にに関する考え方も踏まえた業務の適正化に向けた取組が求められています。

特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起點・つなぎ役としての役割を前面に立つて果たすことが求められており、大臣メッセージの発信や、プロモーション動画の作成などに取り組んできました。条例で選択的に活用できるようにする(令和3年4月号

各教育委員会には、各地域で発生する業務について誰が担うべきかの仕分けや学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築等が、各学校には、校長による業務の大膽な削減等が求められています。

さらに、教師が心身ともに健康で教育に携われるよう、労働安全衛生体制整備等や、学校の重要なりソースである「時間」をどのように配分するのかという学校マネジメントの観点から、学校の組織体制の在り方の見直しも求められています。

3 改革サイクルの確立

また、学校における働き方改革が各教育委員会や学校において自走していく仕組みが重要です。

そのためにも、働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や好事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促進するため、「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果を公表(令和元年12月)しました。本調査結果では、勤務実態の客観的な方法での把握について、都道府県は66・0%、政令市は75・0%まで伸びた一方で、市区町村では47・4%にとどまっている状況や、働き方改革を進めるための多くの具体的な取組を行っている自治体もある一方で、なかなか取組が進まないところもある状況が見られました。

また、好事例を広く展開し、教育委員会や学校における実践につなげるため、フォーラムの開催(令和2年1月)、取組事例集の公表(令和2年2月)などの取組も進めてきました。

ローアップ、好事例の横展開などにより、教育委員会や各学校における積極的な取組が着実に進むよう働き方改革の自走サイクルを構築していきます。

おける働き方改革の推進にしっかりと取り組んでまいります。

に対する心のケアや学習支援のために必要な加配定数を引き続き2020年度予算の復興特別会計に計上しています。

4 学校における条件整備

学校における働き方改革が実効性あるものとするためには、教育条件の整備も重要であり、令和2年度予算において教職員定数の改善や専門スタッフ・外部人材の活用、などに必要な予算を計上しています。（※次節参照）

5 更なる検討

学校における働き方改革の観点も踏まえつつ、平成31年4月から、中央教育審議会において、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討が行われています。また、学校における働き方改革にも資する、部活動改革に向けた具体的検討も、文部科学省において進めているところです。

こうした検討も含め、まずは令和4年度に改めて教師の勤務実態調査を実施するまでの間を「働き方改革集中期間」として位置づけ、学校における働き方改革の一層の加速化を図ることとしています。その成果を社会に示しつつ、同勤務実態調査の結果などを踏まえながら、教師に関する勤務環境について、いわゆる給特法などの法制的な枠組みを含めた検討をすること等、文部科学省として引き続き、学校に

◇2020年度予算（学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための指導・運営体制の構築）

1 教職員定数について

2020年度予算においては、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革を目指し、学校における指導・運営体制の効果的な強化・充実を図るため、必要な教職員定数の改善を盛り込んでいます。具体的には、2020年度からの新学習指導要領における小学校外国語教育の実施に伴い、質の高い教育を行う専科指導教員の充実や小学校教師の持ち授業時数を軽減し、より専門性の高い専科指導に積極的に取り組む学校への支援、中学校における児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するための「学力向上を目的とした学校教育活動支援」をはじめ、②教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るための「スクール・サポート・スタッフ」や③適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象にした「中学校における部活動指導員」について、対前年度2,500人増の22,800人の配置に必要な経費62億円を予算に計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

このほか、東日本大震災により被災した児童生徒726人）を計上しています。

「次世代の学校」創生のための指導体制の強化

2 多彩なサポートスタッフの配置について

「チームとしての学校」の理念を踏まえ、教師と多様な人材の連携により、「学校教育活動の充実」と「働き方改革」を実現するため、退職教職員や教員志望の大学生など多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組を支援する「補習等のための指導員等派遣事業」を継続して行っています。（①児童生徒一人一人にあつたきめ細かな対応を実現するための「学力向上を目的とした学校教育活動支援」をはじめ、②教師がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、教師の負担軽減を図るための「スクール・サポート・スタッフ」や③適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている教育委員会を対象にした「中学校における部活動指導員」について、対前年度2,500人増の22,800人の配置に必要な経費62億円を予算に計上し、学校全体として指導体制を充実することとしています。

新しい学習指導要領について

1 新しい学習指導要領の全面実施について

激しく変化するこれからの社会において、子供たちがしっかりと未来を切り拓くために必要な力を育むことを目指し、文部科学省では平成29・30年に学習指導要領を改訂しました。新しい学習指導要領は、今年度4月より、小学校において全面実施されます。（中学校は来年度から全面実施、高等学校は令和4年度入学生から年次進行で実施、特別支援学校は小・中・高等学校学習指導要領に合わせて実施されます。）

学習指導要領とは、全国どこの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。時代の変化などに合わせておよそ10年に一度改訂しており、子供たちが学校で学ぶ教科書や時間割は、これを基に作られています。

新しい学習指導要領は、従来の学習指導要領で掲げられてきた子供たちの「生きる力」を育むという目標は引き続き大切にしながら、これから時代において子供たちに必要となる力を確実に育むことを目指しています。

新しい学習指導要領では、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」、「どのように学ぶか」も重視して改善を図っています。

等において、育成を目指す力を「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱で整理しました。社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、子供たちの力をバランスよく育みます。

資質・能力の三つの柱

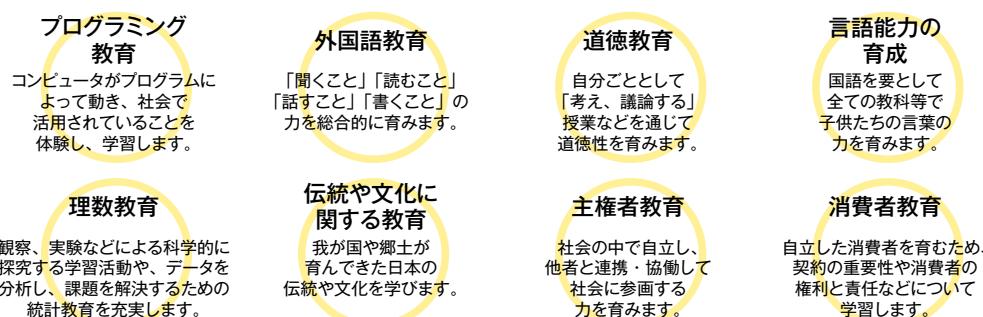


新しい学習指導要領の趣旨・内容を多くの方々と共有することが大切です。

保護者や地域の皆様のお力添えをいただきながら、学校教育がこれからも子供たちの「生きる力」を確実に育んでいけるよう、子供たちの学びを社会全体で応援していくたいと考えています。

新しい学習指導要領に関するより詳しい情報は、「学習指導要領ウェブサイト」(<http://www.mext.go.jp>)で確認できます。

新たに取り組むこと、これからも重視すること



ほかに、「体験活動」「キャリア教育」「起業に関する教育」「金融教育」「防災・安全教育」「国土に関する教育」なども充実します。

go.jp/a_menu/shotou/new-cs/index.htm) を御覧ください。

省の外国語教育ホームページからアクセスできるので、是非御活用ください。

2 小・中・高等学校を通じた外国語教育の強化

社会のグローバル化が進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。そのため、初等中等教育段階から外国语によるコミュニケーション能力を育成することが重要です。

令和2年度には小学校の新しい学習指導要領が全面実施となり、中学年の外国语活動で音声に十分慣れ親しんだ上で、高学年の外国语科で段階的に読むこと・書くことなどを学んでいきます。自分の考え方や気持ちを伝え合う言語活動を通してコミュニケーションの基礎となる資質・能力を育成します。また、令和3年度から全面実施となる中学校では、対話的な言語活動を重視し、授業は外国语で行なことが基本となります。令和4年度から年次進行で実施される高等学校では、五つの領域を総合的に扱う科目群や、ディベートやディスカッション等を通して発信能力を高める科目群を設定しています。

文部科学省では、こうした新しい学習指導要領の全面実施へ向け、外国语活動に対応した新教材・教師用指導書・デジタル教材の配布、中学校新学習指導要領に対応した新教材の配布、小・中・高等学校の授業実践例や学習指導要領改訂のポイントをまとめた有識者等へのインタビュー動画の作成など、授業改善に向けた支援を行っています。いずれも文部科学

「外国語教育はいつ変わるか」 YouTube 文部科学省 mextchannel」
(<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3imbCsze5PvMhQ1TSjXEZKA4f>)

「外国语教育ホームページ」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/index.htm)



YouTube
"mextchannel"



外国语教育
ホームページ

また、オンラインを活用した教師の指導力向上や、小学校における専科指導の充実、外国语指導助手（JET-ALAT）に対する地方財政措置、英語が堪能な地域人材の活用促進など、全国の教育委員会等と連携しながら必要な環境の整備に努めています。

高等学校段階については、令和2年4月から、私立高校等に通う年収590万円未満世帯の生徒等を対象に、私立高等学校授業料の実質無償化を実現します。

加えて、令和2年度からは、高等学校等の専攻科に通う低所得世帯の生徒に対しても、都道府県への補助事業として、新たな修学支援を実施しています。

さらに、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」について、令和2年度において非課税世帯の給付額を増額するなど、更なる制度の充実を行っています。

また、義務教育段階においては、経済的理由により小中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行

化対策の観点からも極めて重要です。

幼稚教育段階については、令和元年5月10日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が第198回通常国会において成立し、同法に基づき、同年10月1日より幼稚教育・保育の無償化が実施されます。

幼児教育・保育の無償化では、3歳から5歳までの子供たちの幼稚園・保育所・認定こども園等の費用を無償化するとともに、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額2・57万円（国立大学附属幼稚園については、0・87万円、国立特別支援学校幼稚部については、0・04万円）までを上限として無償化するとしています。また、保育の必要性のある子供については、幼稚園の預かり保育についても利用実績に応じて月額1・13万円までの範囲で無償化されます。

省の外国語教育ホームページからアクセスできるので、是非御活用ください。

初等中等教育段階における教育費負担軽減

「人生100年時代」を迎え、教育の無償化・負担軽減を進める)により、誰もが、家庭の経済事情に左右されることは、希望する質の高い教育を受けられることは、教育政策としてはもとより、少子

う就学援助を実施し、教育費の負担軽減に取り組んでいます。令和2年度には中学校の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価を引き上げるなど、更なる制度の充実を図っています。

なお、被災により経済的理由から就学等が困難となつた幼児児童生徒の就学支援等については、「被災児童生徒就学支援等事業」を実施しており、令和2年度予算においては、大規模災害対応分に従来の熊本地震・平成30年7月豪雨・北海道胆振東部地震のほか、令和元年台風第19号を対象に加え、必要な額を計上しています。（2020年度予算 東日本大震災対応分：3,020百万円（復興特別会計）、大規模災害対応分：911百万円）

災対応分・3,020百万円（復興特別会計）、大規

模災害対応分・911百万円）

化、人工知能・IoTの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、大きな社会変化が予測される制度の充実を図っています。

この

事業を実施しています。

これらの取組を通じ、高等学校教育改革を推進し

てまいります。

こうした状況の中、これからの中学校には、Society5.0を生き抜くための力や能動的に学ぶ姿勢を共通的に身に付けさせるとともに、将来、世界を牽引する研究者や幅広い分野で新しい価値を提供できる人材、地域への課題意識や貢献意識を持ち、地域を分厚く支える人材を育成していくことが求められています。

1 Society5.0に向けたリーディングプロジェクトの実施

Society5.0に向けたリーディングプロジェクトとして、令和元年度より、
・高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生国際会議の開催、大学教育の先取り履修など、高校生へ高度な学びを提供する「アドバンスト・ラーニング・ネットワーク」を形成した
拠点校を全国に配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムを構築し、イノベーティブでグローバルな人材育成を目的とする事業

3 教育再生実行会議及び中央教育審議会における検討

さらに、総理の下で開催される教育再生実行会議において、高等学校教育について検討が行われ、令和元年5月17日に第十一回提言が取りまとめられました。第十一次提言では、約7割の生徒が通う普通科について、学習の方向性に基づいた類型の枠組みの探究的な学びを通じて、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けるとともに、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域で地域ながらではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から分厚く支える人材の育成に資する教育課程等の改善のための実証的資料を得ることを目的とす

一方、高校生の能力、適正、興味・関心、進路等が多様化する中、高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化しています。また、今日の高等学校を取り巻く我が国の状況を見ると、人口減少を伴う少子高齢化や、就業構造の急速な変化、グローバル

2 「高校生のための学びの基礎診断」

令和元年度から、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るために、「高校生のための学びの基礎診断」の本格的な利活用を開始しました。

高等学校における多様な学習成果や課題を把握するツールの一つとして、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実などに活用されることにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進します。

て」諮問が行われました。今後、教育再生実行会議の提言等も踏まえつつ、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方や、文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことなどについて専門的・実務的に検討が進められています。

文部科学省においても、提言を踏まえ、新しい時代に対応した高等学校教育改革に取り組んでまいります。

公立小・中学校の適正規模・適正配置等

今後、少子化等の更なる進展による学校の小規模化に伴い、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、公立小・中学校の設置者である市町村においては、教育的な視点からこうした課題の解消を図っていく必要があります。

その際、参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等に加え、全国の教育委員会や

学校現場の優れた取組事例や近年の政策動向等を踏まえつつ、少子化に対応した活力ある学校づくりに関わる具体的な工夫やアイデアの例を盛り込んだ「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成し、文部科学省のウェブサイトで公表するとともに、教育委員会の担当者が集まる会議等で周知しているところです。

地域コミュニティの核としての学校の機能を重視す

る観点からは、①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図ることを選択する場合や、②地域の総力を挙げ、創意工夫をいかして小規模校のメリットの最大化やデメリットの克服を図りつつ、学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられ、市町村のいずれの選択も尊重されるべきものです。

文部科学省としては、各市町村が学校の小規模化に伴う諸課題に正面から向き合い、保護者や地域住民とともに課題を精緻に分析して、その結果の共有を行った上で、それぞれの地域の子供たちを健やかに育んでいくための「最善の選択」につなげていただきたいと考えています。

また、公立小学校・中学校の設置の在り方を最終的に判断するのは学校の設置者である市町村ですが、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

特別支援教育の推進

我が国では、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」等を踏まえ、障害のある子供について、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導や支援を行うことができるよう、特別支援学校、小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導、通常の学級といった多様な学びの場の整備や、教師の専門性の向上、障害のある子供に対する合理的配慮の提供の促進などに精力的に取り組んでいます。

現在、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級、通級による指導（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別

幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、幼稚園等における人材確保の取組や教育課題に対応した指導の在り方に関する調査研究などに係る経費を、令和2年度予算に計上しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、消費税財源を活用して、「量」と「質」の両面から子供の育ち、子育てを支えており、新制度移行後も、幼稚園教諭等の処遇改善を進めています。新制度施行後5年の見直しでは、幼稚園・認定こども園の公定価格における自園調理への支援や、公開保育と学校関係者評価の一體的な取組の実施促進、幼小連携の取組の促進などをを行ったところです。

幼稚教育の振興

平成30年度から実施されている「幼稚園教育要領」では、幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化や小学校教育との接続の推進に関する内容の充実を図っています。

また、「幼稚教育実践の質向上総合プラン」として、幼稚教育アドバイザーの配置・育成など地方公共団体における幼稚教育の推進体制の充実・活用強化、幼

な場で受ける指導形態)においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われています。

特別支援教育の現状としては、令和元年5月1日現在、特別支援学校及び小学校・中学校の特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数は約56万人となっており、増加傾向にあります。このうち義務教育段階の児童生徒については、約48万6000人で、これは全体の約5.0%に当たります。

平成30年度から、高等学校段階における通級による指導が開始されました。平成30年度は45都道府県において実施、令和元年度からは全都道府県において実施されています。

また、文部科学省では、平成29年4月に特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、平成31年2月に特別支援学校高等部学習指導要領の改訂を行い、①重複障害者である子供や知的障害者である子供の学びの連続性、②障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実、③キャリア教育の充実や生涯学習への意欲向上など自立と社会参加に向けた教育等を充実させました。(令和2年度から小学部が全面実施)

さらに、障害のある子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、関係機関の連携の促進を図る取組を進めています。教育と福祉の連携については、文部科学省と厚生労働省の両省連携による、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト

クトにおいて、平成30年3月に報告書を取りまとめ、各自治体の積極的な取組を促しています。文部科学省では、各自治体の福祉サービス等の情報を掲載する保護者向けハンドブックのひな型を作成したり、学校教育法施行規則を改正し、個別の教育支援計画について規定したりするなどの取組を行っています。

加えて、医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等を踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うために、令和元年9月6日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」を設置し議論を進めています。

こうした取組を通じて、障害のある児童生徒ができるよう、引き続き、切れ目ない支援体制を構築するなど、特別支援教育の充実を進めています。

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為です。平成27年度及び平成28年度に、複数の教科書発行者による、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案が相次いで発覚したことを受け、文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしつかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和2年度には、新学習指導要領に基づく中学校用教科書の初めての採択が行われる予定です。

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るために、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならないこととされています。

1 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和2年度には、主に、平成30年に公示された新学習指導要領に基づく高等学校(主として低学年)用の教科書検定を行うこととしています。

2 教科書採択

教科書採択は、児童生徒が学校の授業や家庭における学習活動において用いる教科書を決定する重要な行為です。平成27年度及び平成28年度に、複数の教科書発行者による、採択の公正性・透明性に疑念を生じさせかねない事案が相次いで発覚したことを受け、文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしつかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和2年度には、新学習指導要領に基づく中学校用教科書の初めての採択が行われる予定です。

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものです。教育の機会均等を実質的に保障し、全国的な教育水準の維持向上を図るために、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、文部科学省検定済教科書又は文部科学省著作教科書を使用しなければならないこととされています。

3 教科書無償給与・教科用特定図書

文部科学省では、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施することも、障害のある児童及び

生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、通常の検定済教科書では文字等の認識が困難な発達障害児等の児童生徒向けの音声教材など、教科書等について、その普及を図っています。具体的には、拡大教科書の標準的な規格を定めるなど、教科書発行者による拡大教科書の発行を促しているほか、全国5プロックで、都道府県教育委員会等を対象とした音声教材の普及促進のための会議を開催するとともに、その整備充実を図るため、ボランティア団体の協力等を得ながら、調査研究などを行っています。

4 学習者用デジタル教科書

平成31年4月から、紙の教科書を主たる教材として使用することを基本としつつ、文部科学大臣の定める範囲で、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができるようになりました。あわせて、文部科学省では、その効果的な活用の在り方等に関するガイドラインや実践事例集を公表するなど、学習者用デジタル教科書の効果・影響等に取り組むとともに、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究を行っているところです。

いじめ対策、不登校児童生徒への支援

いじめは決して許されないのですが、どの学校でもどの子供にも起こり得るものですが。いじめの問題に

ついては、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。そして、いじめの問題に対しても、全ての関係者が、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することができます。

委員会と家庭・地域が連携して対処していくことが重要です。文部科学省では、これまでも、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針等に基づく対応が徹底されるよう、学校や教育委員会等に対する指導・助言や研修会の実施、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実などの取組を進めてきました。また平成29年に、基本方針の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を行いました。

さらに、文部科学省では、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、通話料無料の「24時間子供SOSダイヤル」を整備しています。一方、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっています。こうした状況を受け、文部科学省では、平成29年に有識者会議を立ち上げ、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行いました。また、平成30年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまと

を活用した相談体制の在り方にに関する調査研究を実施しています。

また、不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで「問題行動」と判断することなく、個々の状況に応じた支援を行うことが必要です。

こうした認識の下、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立したことを受け、教育の機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を定めるなど、文部科学省として不登校児童生徒への支援体制の充実を図っており、平成29年度から3年間にわたって、教育支援センターの設置促進やフリースクールなど民間団体との連携による支援を推進するため、学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究等を実施してきました。

さらに、こうした調査研究の成果等も踏まえ、自治体や民間団体等が行う学校以外の場における不登校児童生徒に対する支援体制の整備を一層推進するため、令和2年度からは新たに補助事業として、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を実施することとしています。

引き続き、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援の推進を図つてまいります。

夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分な教育を受けられないまま中学校を卒業

業した者（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかつた外国籍の者など、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。

本年4月に新たに開校した1校を含めて、夜間中学校は全国10都府県28市区に34校が設置されています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（以下「法」という。）」第7条に基づき策定した基本指針において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学が設置されるよう促進するとともに、既存の夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大を図ること等を目標に掲げて、様々な取組を行つているところです。

平成22年の国勢調査の結果からも全国に未就学者が存在することは明らかであるとともに、増加する不登校児童生徒や義務教育を修了できなかつた外国籍の方等のニーズがあると考えられます。未設置の自治体においては、法の趣旨を踏まえ、令和2年度政府予算を活用するなどし、夜間中学の設置に向けた検討を進めています。

また、文部科学省においては、平成30年度から「夜間中学における日本語指導研修会」を開催するなどして、既存の夜間中学の教育活動の充実にも取り組んでいるところです。

平成30年6月に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」においては、初めて「夜間中学の設置・充実」に関する項目立てがなされたほか、同年12月に閣僚会議が取りまとめた「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」には、「全ての都道府県における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれました。さ

らに、令和元年11月29日に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」においては「全ての指定都市における夜間中学の設置促進等」が盛り込まれるなど、今後も政府として、夜間中学の設置促進・充実に係る取組を実施してまいります。

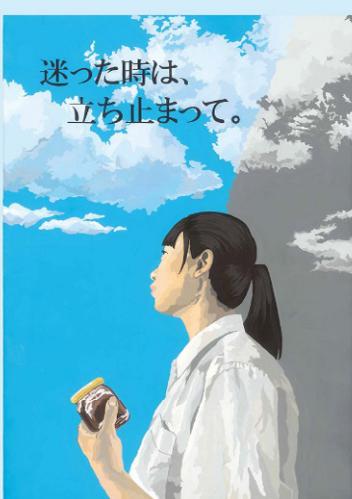
夜間中学未設置の自治体に在住の潜在的入学希望者（当事者）御自身に加えて、その家族や友人（支援者）、潜在的入学希望者をサポートしている福祉関係者や外国人支援者（応援者）などは、お住まいの教育委員会にお問合せ、御相談ください。

学校健康教育の充実

さらに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、薬物乱用防止に関する効果的な指導の方法や内容の検討・実施の支援を行うなど薬物乱用防止教育の充実強化を図っています。

学校健康教育は、学校保健、学校安全、教育・学校給食に関する取組を充実することにより、子供の心身の健やかな育成を図るもので、このうち、朝食欠食の増加等の食生活の乱れや、アレルギー疾患等の現代的な健康課題が顕在化しており、文部科学省では、このような現状も踏まえ、各施策に取り組むこととしています。（学校安全に関する施策についてはP35「学校安全の確保」参照）

1 学校保健の推進



高校生による薬物乱用防止広報啓発ポスター
NO! DRUG! 文部科学省

近年、アレルギー疾患やメンタルヘルスに関する問題等、子供の健康課題が多様化・複雑化していることから、学校保健に関する学校内の体制整備を促進するとともに、地域の医療機関等の専門性を取り入

れるなど地域と一体となつた学校保健を推進することが重要となっています。

文部科学省では、地域の医療機関等との連携による学校保健の課題解決に向けた取組を支援するとともに、「第3期がん対策推進基本計画」（平成29年10月閣議決定、平成30年3月一部変更）を踏まえ、各地域の実情に応じたがん教育総合支援事業を展開しています。

また、経験の浅い養護教諭の配置校等で指導助言を行うとともに、アレルギー疾患やメンタルヘルス等の現代的な健康課題に関する教職員向け研修会等を開催するなど、教職員の学校保健に関する資質向上を図っています。

さらに、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を受け、薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、薬物乱用防止に関する効果的な指導の方法や内容の検討・実施の支援を行なうなど薬物乱用防止教育の充実強化を図っています。

2 学校における食育・学校給食の推進

子供が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を習得するとともに、適切な判断力を養い、主体的に自他の健康な食生活を実現できるようになることなどをを目指し、各学校においては、学校給食法や学習指導要領等に沿って、各教科等、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導が行われています。

また、近年、家族や生活の状況が変化する中で、様々な環境にある子供たちの健全な心身の育成や一人一人の健康寿命の延伸に向け、食育の観点からも積極的な取組が必要になつてることを踏まえ、文部科学省では、令和2年度において「学校給食・食育総合推進事業」を以下のとおり実施します。

【社会的課題に対応するための学校給食の活用事業】**(事業Ⅰ)**

食品の生産・加工・流通等の関係者と連携し、学校給食を通して、食品ロスの削減、地産地消の推進、伝統的食文化の継承などの社会的課題の解決に資することを目的とした研究事業

【つながる食育推進事業】(事業Ⅱ)

栄養教諭を中心とした、家庭、地域、大学等の関係者の連携により、子供の食に関する自己管理能力の育成することを目的とした研究事業

高等教育の充実

文部科学省高等教育局

グローバル化や第4次産業革命、少子高齢化の進展等、社会が大きく変化しつつある中、高等教育は、幅広い教養と高い専門性を備えた人材の育成、各分野を牽引し世界で活躍できる人材の育成、新たな価値を生み出しイノベーション創出を担う人材の育成、様々な研究を通じた諸問題の解決など、国民生活や社会経済の発展に寄与することに加え、地域活性化の拠点としての役割も担つており、新たな知と価値を創造・発信し、能動的に社会をリードしていくことに多大な期待が寄せられています。

我が国の大学の量的規模を概観すると(図1参照)、大学進学者の多くを占める18歳人口は、平成4年度の205万人をピークに減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現在約117万人の18歳人口が、2030年には103万人、2040年には88万人に減少すると試算されています。

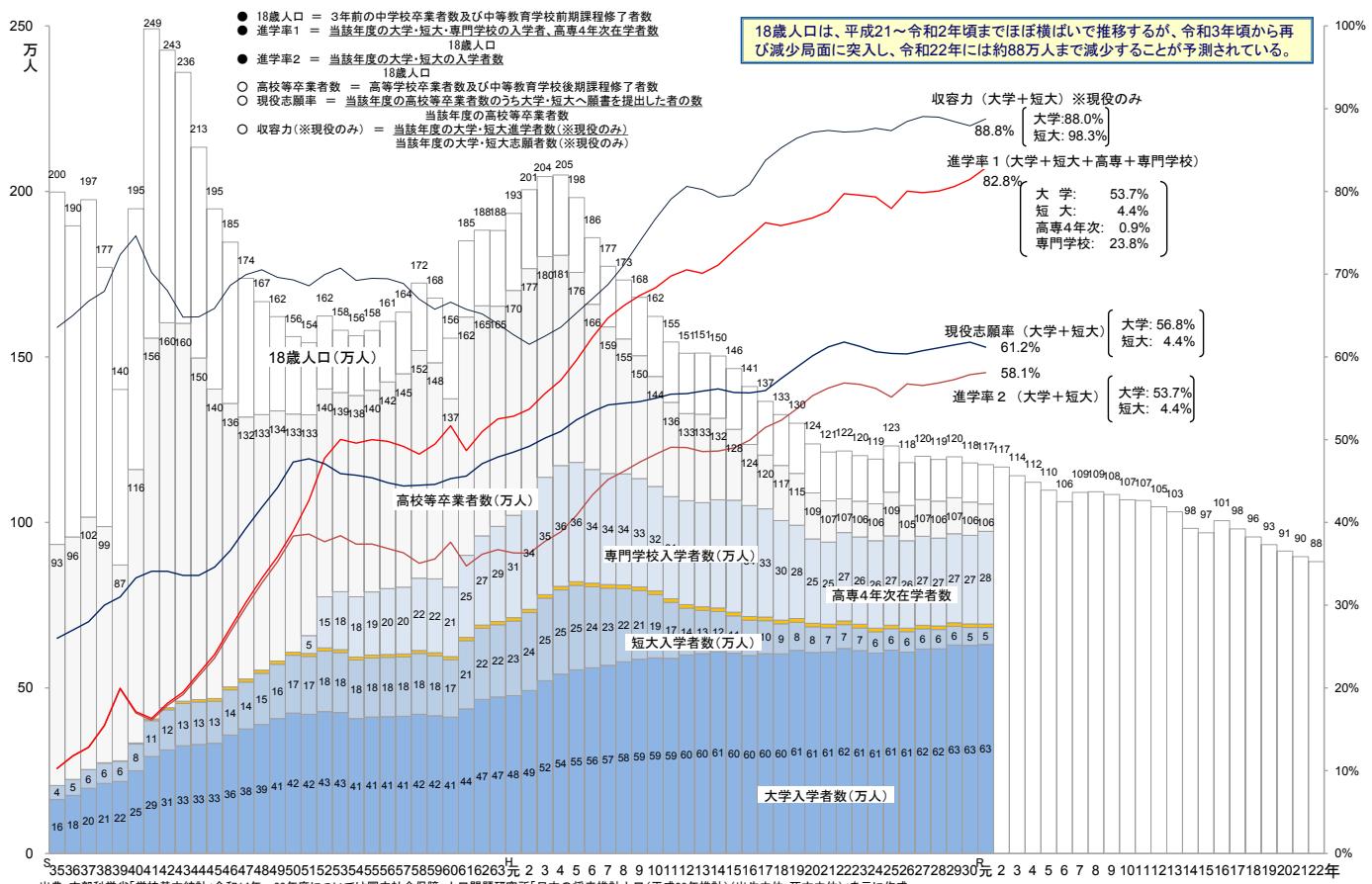
これまで大学進学率の上昇により、少子化の中でも大学の学士課程への進学者は増加し続けており、令和元年度では、短期大学を含む大学進学率は58.1%となつており、専門学校等を含めた高等教育機関の進学率は82.8%となっています。しかしながら、今後は少子化の一層の進展により、今後、大学進学者数自体が減少していくものと考えられます。

ただし、人生100年時代を迎え、今後は多様な年齢層の学生の入学が求められていること、グローバル化の中で多様な国籍の教員や学生が求められることなどを考慮ると、18歳で入学する日本人以外の学生が増加していくことも期待されています。

また、我が国の大高等教育の質については、学生の授業以外の学修時間が非常に短いなど、教育の質を保証するための取組が不十分であるといった指摘がなされており、各大学においては自ら責任を持つて教育の質を保証し、その成果を社会に対しても積極的に情報公開していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、平成29年3月に「我が国の大高等教育に関する将来構想について」を文部科学大臣から中央教育審議会に諮問し、おおむね2040年頃の社会を見据えた、これから時代の高等教育の将来構想について、総合的な検討を要請しました。本諮問を受け、中央教育審議会大学分科会将来構想部会を中心に審議が進め

図1 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



られ、平成30年11月には、Society5.0の到来や18歳人口の減少等の社会の変化を踏まえ、①専門に関する知識のみではなく、文理横断型の教育への転換とともに、教育の質の保証を進め、「何を学び、身に付ける」ことができたのか」という学修の成果の可視化の促進、②地域における質の高い高等教育機会の確保のための各大学間の「強み」を生かした連携・統合の在り方や、18歳人口の減少を踏まえた高等教育機関全体の規模などについて提言した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」が取りまとめられました。

本答申を踏まえ、文部科学省においては、大学等における教育研究の質の向上や管理運営の改善等を図るため、「学校教育法等の一部を改正する法律」を令和元年度の通常国会に提出し、関係法律の改正を行ったほか、令和2年1月には、各大学の教育面での改善・改革に資する取組に関する留意点等をまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月中央教育審議会大学分科会）（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360_00001.html）を策定しました。

引き続き、これから時代に活躍できる人材を育成するため、更なる高等教育の充実を図っていきます。

具体的には授業料等減免制度の創設と給付型奨学金の支給の拡充を実施するものです。また、これらは、少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用します。対象者は住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等で、具体的な支援額等は次の図表のとおりです。

教育費負担の軽減

1 高等教育の修学支援新制度

高等教育の負担軽減については、これまで授業料等減免や奨学金制度の充実に取り組んできました。が、なお、低所得世帯の子供たちは全世帯平均に比べて高等教育機関への進学率が低い状況にあります。子供たちが、経済的事情により進学を断念することのないよう、進学の機会を確保することが重要です。

このため、真に支援が必要な低所得世帯の子供たちに対し、質の高い高等教育機関への修学に係る経済的負担を軽減し、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するという目的のもと、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）等を踏まえ、「大学等における修学の支援に関する法律」案を国会に提出し、同法案は令和元年5月10日に成立しました。これにより、令和2年4月より高等教育の修学支援新制度を実施することになりました。

支援対象となる学生等については、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。他方、大学等への進学後は、学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。

また、社会で自立し活躍できる、豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成できる大学等を支援措置の対象とするため、大学等にも一定の要件を求めるとしています。大学等からの申請を受けて、国及び地方公共団体において審査を行い、令和元年9月に新制度の対象機関を公表しました。

〈参考〉高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

授業料等減免
○ 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯）)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○ 日本国学生支援機構が各学生に支給
○ 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯）)

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

2 無利子奨学金事業

令和2年度予算においては、平成29年度に希望者全員に対する貸与を実現した無利子奨学金について、制度を確実に実施し、引き続き貸与基準を満たす希望者全員への貸与を行っていきます。また、平成29年度に導入した返還負担を大幅に軽減する所得連動返還型奨学金制度も着実に実施することとしています。

3 大学院学生の経済的支援の拡充

第5期科学技術基本計画において掲げられた「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という目標の達成に向け、特別研究員事業（DC）や日本学生支援機構の奨学金事業における業績優秀者返還免除等に取り組むとともに、学費や経済的支援について大学が必要な情報を提供することの努力義務化を定める省令改正を行っています。また、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、各大学における学内奨学金やRA制度の充実の促進、競争的研究費や共同研究費におけるリサーチアシスタンント等の適切な給与水準の確保の推進に取り組んでまいります。

高大接続改革について

我が国は今、グローバル化の進展や技術革新、生産年齢人口の急減等、大きな社会変動の中にあり、この状況下で問題を発見し、答えを生み出し、新たな価値を創造する力が重要になっています。このため、文部科学省では、高等学校教育、大学教育、大學入学者選抜の三者の一体的な改革を通じて、①知識・技能、②思考力、判断力、表現力、③主体性を持つて多様な人々と協働して学ぶ態度、これらの「学力の3要素」を確実に育成・評価するため、高大接続改革の取組を進めています。

1 高等学校教育改革

①平成30年に告示された高等学校の新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から

2 大学教育改革

①三つの方針に基づく大学教育の質的転換については、卒業認定・学位授与、②教育課程の編成・実施、③入学者受入れの「三つの方針」の策定・公表を各大学に義務付け（平成29年4月施行）、「三つの方針」の策定・運用に関して参考となるガイドラインを中央教育審議会が作成しました。さらに、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン

提供を行うなど、学校現場に対する支援策を講じています。また、多忙な教職員に対する支援策として、オンラインによる「校内研修シリーズ」の発信など、研修機会の提供にも努めています。

③多面的評価の充実については、学校内外での学習活動全般を通して、生徒の資質・能力の多面的な評価を推進しています。具体的な取組の一つとして、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する「高校生のための学びの基礎診断」制度を創設し、平成31年度から利活用を開始しています。（再掲）

(答申)」(平成30年1月中央教育審議会)を踏まえ、各大学における教学マネジメントの確立の支援を進めるため、「教学マネジメント指針」が取りまとめられました。

②認証評価については、「三つの方針」等を共通評価項目とすることや、内部質保証を重視するなど、平成30年度より新たな基準に基づく評価が行われています。

3 大学入学者選抜改革

大学入学者選抜の改革については、高校までに育成した「学力の3要素」を大学入学者選抜で多面的に評価し、大学教育において高校までに培つた力を更に向上・発展させるためのものであり、これまでの大学入試センター試験に代わり、令和3年度

大学入学者選抜から、高校までに育成した思考力・判断力・表現力等の評価をより重視した「大学入学共通テスト」を導入するとともに、各大学においても入学志願者の能力・意欲・適性等をより多面的・総合的に評価していくための入学者選抜が実施されることになります。

①大学入学者選抜における英語4技能評価について

高等学校学習指導要領において、英語の「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能の総合的な育成が求められていることを踏まえ、大学入学者選抜においても、高校段階までに育成した英語4技能を適切に評価するために、高校教育や大学入学者選抜で活用が進んでいる英語資格・検定試験の成績を大学入試センターで一元的に集約・管理し、大学へ成績提供する

「大学入試英語成績提供システム」を令和2年度から導入することとしていました。

しかしながら、受験生が経済的な状況や居住している地域に関わらず、等しく安心して試験を受けられるようするためには更なる時間が必要だと判断し、令和元年11月1日、令和2年度からの導入延期を発表しました。

システム導入見送り後も、各大学の判断により、

大学入学者選抜において英語資格・検定試験を活用することは可能であり、文部科学省では、各大学の令和3年度大学入学者選抜における英語資格・検定試験活用の有無、活用方法等を取りまとめ、受験生の利便性に資するよう、文部科学省のホームページで紹介しています。

②大学入学者選抜における記述式問題について
(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/koudai/detail/1420329.htm)

「大学入学共通テスト」においては、自らの力で考えをまとめたり、相手が理解できるよう根拠に基づいて論述たりする等の思考力・判断力・表現力を評価するため、国語、数学において記述式問題を導入することとしていました。

しかしながら、受験生の不安を払拭し、安心して受験できる体制を早急に整えることは困難であると判断し、令和元年12月17日、令和3年度「大学入学共通テスト」における導入を見送ることを発表しました。

それに伴い、令和2年1月29日、令和3年度「大学入学共通テスト」に関して、文部科学省においては出題教科・科目及び試験時間について、大学入試センターにおいては出題範囲や問題の作成方針について、

必要となる見直しをそれぞれ決定し、公表しました。

③大学入試のあり方に関する検討会議について
文部科学省では、こうした経緯を踏まえ、英語4技能評価や記述式問題の出題を含めた今後の大学入学者選抜の在り方について検討するため、令和元年12月27日、文部科学大臣のもとに「大学入試の方に関する検討会議」を設置しました。

検討に当たっては、これまで指摘された課題や、「大学入試英語成績提供システム」の導入延期や記述式問題が見送りとなつた経緯も検証し、それらを踏まえて議論が行われています。
文部科学省としては、高大接続改革そのものや、思考力・判断力・表現力や、英語によるコミュニケーション能力を育成・評価することの必要性は変わるものではないと考えていました。検討会議においても、これらの重要性は踏まえた上で、入学者選抜と高校教育や大学教育との役割分担をどう考えるか、どこまでを入学者選抜で問うか、大学入学共通テストと各大学の個別の入学者選抜との役割分担をどのように考えるか等について、率直な議論を行い、令和2年末を目指し広く国民に受け入れられる提言をまとめていけるよう、検討を進めているところです。

大学院教育の充実

文部科学省は、高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」を育成するための大学院教育改

革を推進しています。令和元年度は、引き続き「第3次大学院教育振興施策要綱」(平成28年3月31日文部科学大臣決定)を踏まえた大学院教育の充実・強化を図ることじみに、中央教育審議会大学分科会において「2040年を見据えた大学院教育の体質改善・社会や学修者の需要に応える大学院教育の実現・(審議まとめ)」(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1412988.htm)を踏まえて、大学院における三つの方針(学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れの方針)の策定及び公表の義務化や博士課程学生に対して教育能力を培う機会(プレFD)の実施又は情報提供の努力義務化を定める省令改正を行いました。

また、博士課程教育については、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成するため、博士課程前期・後期一貫した学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援する「博士課程教育リーディングプログラム」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/hakushikatei/1306945.htm)を平成23年度から令和元年度までの9年間実施し、計33大学62プログラムを支援しました。

さらに、卓越した博士人材を育成するとじみに、人材育成・交流及び新たな共同研究が持続的に展開される卓越した拠点を形成するため、各大学が自身の強みを核に、これまでの大学院改革の成果をいかし国内外の大学・研究機関・民間企業等と組織的な連携を行いつつ世界最高水準の教育力・研究力を集めた5年一貫の博士課程教育プログラム」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/taketu)の実施し、平成30年度に15プログラム、令和元年度に11プログラムを採択しました。

このような取組を通じて大学院と大学院学生に対する社会の評価を高め、優れた人材を大学院に引き付け、博士号取得者が高度な知識と高い倫理観を備えたりーダー候補として各界各層で活躍する好循環の実現に向け、大学院教育の充実のための施策を推進しています。

国立大学改革

国立大学は、高度な学術研究の推進、計画的な人材育成、地域活性化への貢献や高等教育の機会均等の確保といった重要な役割を担っています。

平成16年の国立大学の法人化以来、国立大学においては、それぞれの強みや特色を生かした自主的・自律的な機能強化に向けた取組が進められてきました。昨今の急激な社会経済状況の変化の中での、国立大学に対しては、産業競争力強化・イノベーション創出の拠点としての役割や、地方創生の中核的拠点としての機能の発揮など、我が国成長と発展への積極的な貢献をしてほしいという社会の大きな期待が寄せられています。

文部科学省では、平成27年6月に、第3期中期目標期間において、国立大学が期待される役割を果たすことを支援する「卓越大学院プログラム」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/taketu)の実施し、その「知の創出機能」を最大化させていくための改革の方向性を取りまとめた「国立大学経営力戦略」

を策定し、大学に対し、経営力と財務基盤の強化を通じた自己改革を促しています。

また、第3期中期目標期間における予算配分の仕組みとして、各大学の強み・特色を踏まえた機能強化の方向性に応じた「三つの重点支援の枠組み」によ

り、評価に基づく重点支援を通じて各国立大学の機能強化を推進するとともに、令和元年度から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の仕組みを新たに導入し、評価のわかりやすさや透明性の向上、各大学の主体的な取組の推進、教育研究の安定性・継続性への配慮のもとで改革インセンティブの向上を図ることとしています。

令和2年度予算においては、国立大学法人運営費交付金は、対前年度▲164億円減の1兆807億円となっていますが、高等教育修学支援新制度の授業料等減免分として内閣府において別途264億円を計上しており、合わせて、対前年度100億円増の1兆1,070億円を計上しています。

今後の国立大学改革に向けては、第4期中期目標期間(令和4年度～)を見据え、国立大学の役割や改革の方向性等を取りまとめた「国立大学改革方針」を令和元年6月に策定し、本方針の下、各大学との徹底対話等を通じて、改革を推進していくことといたします。

また、人事給与マネジメント改革として、若手教員の活躍機会を創出し、教員の挑戦意欲を向上できるよう、年俸制の導入をはじめ、厳格な業績評価やクロスマネジメント制度等、様々な取組を総合的に促進してまいります。

さらに、ガバナンス改革として、令和元年5月に一法人複数大学制や経営と教学の分離等の選択の可

能化、学外理事の複数登用の義務化の措置を行う旨を内容とする国立大学法人法の一部改正を行ったところです。また、令和2年3月には、国立大学法人自身が自らの経営を律しつつ、国立大学の教育・研究・社会貢献機能を更に高めるため、「国立大学法人ガバナンス・コード」を策定しました。

文部科学省としては、国立大学が我が国の人材育成・学術研究の中核として、継続的・安定的に教育研究活動を実施できるよう運営費交付金等の確保に取り組むとともに、各大学の自主的な発想に基づく改革を、より一層支援してまいります。

ます。

次に、留学を通じた国際交流は、優れた国際感覚を有する人材の育成に資するだけでなく、我が国の教育・研究の国際化と活性化を促し、国際理解の推進や知的国際貢献、経済発展をもたらすなど、重要な意義があります。海外の大学などに在籍する日本人は、OECD等の統計によれば平成16年以降減少が続いており、平成28年は約5万6000人でした。一方、我が国の高等教育機関又は日本語教育機関に在籍している外国人留学生は約29万9000人（平成30年5月1日現在）となっています。

大学の国際化と学生の双方向交流

社会の多様な場面でグローバル化が加速する中、国際的に活躍できる人材の育成の重要性が増しています。そうした高度人材の育成を担う中核として、我が国の中には、教育・研究環境の国際化や学生の双方面交流の拡大など、国際化の推進が強く求められています。

文部科学省は、我が国の中等教育の国際通用性と国際競争力の向上を目的に、海外の卓越した大学との連携や大学改革により徹底した国際化を進める大学を支援する「スーパーグローバル大学創成支援事業」を平成26年度から開始し、37大学を採択・支援しています。また、本事業における優れた取組を広く発信する基幹サイト(<https://tgu.mext.go.jp>)を立ち上げるなどして、採択校のみならず、日本全国の大学へ、本事業の実施で得た成果の共有を図っています。

より、優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進し、グローバルに活躍する人材の育成に必要な環境の整備・充実を図ることとしています。

国外にも目を向けると、世界的に学生の流動性が高まり人材の獲得競争が激しさを増す中、質の保証に関する国際的な高等教育の連携枠組みの形成が活発化しています。我が国がより多くの優秀な学生を確保するためには、このような取組において主導的な役割を發揮していくことが重要です。

平成23年度に開始した「大学の世界展開力強化事業」においては、我が国にとって戦略的に重要な国・地域を対象とし、単位の相互認定等、質保証を伴う国際教育連携の取組を支援しています。

令和元年度には、EUと共同で公募・審査を実施し、日本の大学とEUの大学で共同修士課程プログラムを構築・実施する3件の取組を新たに採択しました。

また、今後のアジアにおける高等教育圏の形成を見据え、日中韓三国間で質の高い大学間交流を行う「キャンパス・アジア」等を推進しています。さらに、令和2年度はアフリカ諸国との新たな交流や、更なる交流の推進等を行う取組に対して新たに支援を行う予定です。

ASEAN+3の政府間の枠組みでも、質保証を伴う学生交流の促進に取り組んでいます。第1回ASEAN+3教育大臣会合(平成24年7月、インドネシア)にて、我が国は「ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するワーキング・グループ」を設置することを提案、以降毎年、各國政府の高等教育行政官によるワーキング・グループ会合を開催してきました。その成果として、平成28年5月には「学生

交流と流動性に関するガイドライン」が、平成30年11月には、「留学生の学修履歴のための成績証明書及び補足資料に関するガイドライン」が ASEAN+3 教育大臣会合で承認されており、現在は、高等教育の流動性向上のための各大学による情報発信について、成果文書の策定を視野に議論を行っているところです。



1 専門職大学院における高度専門人材養成について

専門職大学院は、科学技術の進展や社会経済の多様化とグローバル化等を受け、社会的・国際的に通用する人材養成を行うため、高度専門職業人養成に特化した課程としての役割を担っています。

特徴としては、「理論と実務の架橋」を図ることにより、産業界・実業界等で求められる高度専門職（プロフェッショナル）を養成するものです。

現在、法曹養成（法科大学院）、教員養成（教職大学院）、MBA、MOT（技術経営）、会計、公共政策、公衆衛生、臨床心理等の分野で、118 大学・機関（NIAID-QE）が機構内に「高等教育資格承認情報センター」を設置しました。本センターは、我が国高等教育資格の国際通用性の確保と、諸外国との円滑な資格の承認に資することを目的としており、我が国を含む東京規約締約国を中心とした各国の教育制度等に関する情報提供、海外の NIC 等との連携、各種調査研究が行われております。本センターの情報発信により、アジア太平洋地域における高等教育の質の更なる向上が期待されます。さらに、令和元年11月には、グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発する目的で、第40回

ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」が採択されています。

専門人材育成

程等に反映する教育課程連携協議会の設置に関する制度改正や、専門職大学院と学部等との連携の強化等を推進するために、専門職学位課程の専任教員の一定数が学部の専任教員を兼ねることができる等の制度改正を行いました。

また、経営系専門職大学院を始めとする経営系大学院と産業界等の相互の協力を促進し、我が国の経営系大学院の高度専門職業人養成の機能強化の在り方を議論するため、「経営系大学院機能強化検討協力者会議」を設置し、検討結果を令和元年7月に「我が国の経済社会を牽引する高度経営人材養成の在り方について（報告）」として取りまとめました。

法曹養成に特化した専門職大学院である法科大学院については、令和元年6月に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」等の改正を行い、①法科大学院教育の充実、②「3+2」（国参考照）の制度化と法科大学院在学中の司法試験受験資格導入による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、③定員管理による予測可能性の高い法曹養成制度の実現等を図ることとしました。この制度改正により、令和2年度から、法学部等において、早期卒業を前提として法科大学院教育と一貫した教育を行う「法曹コース」が開設される予定です。

なお、文部科学省ホームページにおいて特設サイト (<https://www.mext.go.jp/3plus2/>) を開設し、新制度の紹介や先輩法曹等のインタビュー動画を公開しています。

近年では、中央教育審議会大学分科会大学院部会専門職大学院ワーキンググループにおいて審議し、平成28年8月に「専門職大学院を中核とした高度専門職業人養成機能の充実・強化方策について」を取りまとめました。本報告書を踏まえ、社会（「出ロ」）との連携を強化する観点から、産業界等の意見を教育課

イノベーションが急速に進展し、科学技術が目まぐるしく進化する中、Society 5.0の実現に向け、AIなどの技術革新を社会実装につなげ、我が国の産業のさらなる発展に資する理工系人材の育成は不可欠です。そのため、高等教育段階における理工系分野の教育については、深い専門的知識と俯瞰的視野を持ち、科学技術の新たな発展に資する人材を育成する必要があります。

2 第四次産業革命がもたらす技術革新に対応する人材育成について

令和元年6月には、統合イノベーション戦略推進会議が「A-I戦略2019」を決定しました。その中でも、数理・データサイエンス・A-Iについて、デジタル社会の基礎知識として、すべての学生がリテラシーを身につけること、それぞれの専門分野の特性を踏まえた応用力を身につけること、などが目標として掲げられています。まさに国をあげて、必要な取組を加速させていきます。

専門職大学、専門職短期大学及び専門職学科は、産業構造の急速な転換等を踏まえ、これからの中長期的な社会の変化に対応するため、実践的かつ創造的な専門職業人材を育成する新しいタイプの大学です。平成31年4月に創設され、令和2年度には、専門職大学9校、専門職

4 専門職大学等における専門職業人の養成



そこで、大学において、こうした産業社会のニーズを的確に受け止めた教育を進められるように、制度改正を行いました。具体的には、大学の組織編成等を規定する大学（院）設置基準について、工学系の学部において学科ごとの縦割り構造を抜本的に見直し柔軟な教育体制の編成が可能となる改正（平成30年）、学部の枠を越え、社会のニーズを踏まえた機動的で柔軟な教育プログラムの編成が可能となる改正（令和元年）を行ってきました。

近年は、工業化による経済発展を進める国を中心
に、高等専門学校教育における15歳という早期から
の専門人材育成が高く評価されています。そのため、
国立高等専門学校機構において、各国のニーズを踏
まえた技術者教育の充実に向けて、教育カリキュラム
の開発や教員研修などの支援を進めています。

3 高等専門学校教育の充実

す。また、産業界、地域社会と大学が連携して教育課程の編成を行います。これらの特色により、質の高い職業教育を行う大学として、成長分野において

活躍する人材や地域産業の担い手となる人材の養成に取り組んでいます。また、社会人が学びやすい仕組みを設けることにより、社会人の学び直し（リカレント教育）ニーズへの取組の推進も目指していきます。

文部科学省では、専門職大学等の制度及び特色について御紹介するため、ポスター・パンフレットの他、スマートフォン向けウェブサイト及びYouTube動画（文部科学省/mextchannelに掲載）を設けていますので、御活用ください。

〈参考〉スマートフォン向けウェブサイト

（専門職大学・専門職短期大学）

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmon/index.htm



学の学士課程における看護学教育の水準の維持向上に資するため、平成29年10月に、モデル・コア・カリキュラムを策定し、平成31年度から、各大学においてこれを参考とした教育が開始されています。

さらに、一部の地域における深刻な医師不足を踏まえ、地域医療の現場で活躍する医師を養成するため、医学部定員の臨時増員を行っています。令和2年度の医学部入学定員は、将来、地域医療に従事することを条件とする都道府県の修学資金の貸与枠と連動した「地域枠」の新規増員を含め、計9330人となっています。

また、質の高い医療系人材の養成のためには、卒前・卒後を通じた医療系人材の教育の場であるとともに、臨床研究による医薬品や医療機器等の開発の場であり、各地域の中核的な医療機関という重要な役割を果たす大学附属病院の機能を強化することも重要です。急速な医療ニーズの変化に対応できる次世代の医療系人材の確保に向けて、大学、大学院及び大学附属病院における優れた取組の支援を行っています。

医療系人材の養成

今後ますます進行する高齢化に伴う医療ニーズ等の変化に対応するため、医師や歯科医師、薬剤師、看護師をはじめとする質の高い医療系人材の養成や、臨床研究によって医薬品や医療機器等の開発を進め、我が国の経済成長を牽引できる人材の養成が求められています。

例えば医師や歯科医師の養成については、医学生・歯学生が卒業時までに身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「モデル・モデル・コア・カリキュラム」を策定しており、各大學においてモデル・コア・カリキュラムを踏まえた特色ある教育が実施されています。また、看護師の養成についても、大

私立学校の振興

文部科学省高等教育局私学部

私立学校の現状と課題

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大きく貢献しています。平成30年度の私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約7割、高等学校で約3割、幼稚園で約8割、専修学校・各種学校の9割以上を占めます。

また、知識基盤社会の中で、多様化する国民ニーズに応じた特色ある教育研究を行う私立学校の果たす役割は、今後も重要と考えられます。

一方、近年における少子化の進行等の社会経済情勢の変化により、個々の学校においては、定員の充足が困難になるところがあるなど、私立学校をめぐる経営環境が一層厳しさを増しています。そのような中、各学校法人が経営基盤を安定させ、国民の期待に応える個性豊かな魅力あふれる学校づくりを推進することが求められます。文部科学省としても、各種施策を通じて私立学校の支援を行い、私立学校の振興を図っています。

学校法人制度の改善

我が国の教育に大きな役割を担う私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、平成29年11月に大学設置・学校法人審議会の下に学校法人制度改善検討小委員会を設置し、今後の学校法人のガバナンス機能の強化等について検討を行い、平成31年1月に「学校法人制度の改善方策について」が取りまとめられました。

この取りまとめを受けて、令和元年に私立学校法の改正がなされ、令和2年4月1日に施行しました。

この改正により、①役員の職務及び責任の明確化（学校法人や第三者に対する損害賠償責任や、理事の行為の差止め請求をはじめとする監事機能の充実等）、②情報公開の充実（財務書類等及び役員報酬基準の一般閲覧及び公表（文部科学大臣所轄法人）、寄附行為・役員名簿の一般閲覧等の情報公開の充実等）、③中期的な計画の作成（文部科学大臣所轄法人。認証評価の結果を踏まえることが必要）、④破綻処理手続の円滑化（所轄庁による清算人の選任）等が新たに規定されたほか、これら全体にかかる規定期として、学校法人の責務規定が新設され、学校法人は自主的にその運営基盤の強化や、設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保に努めるよう定められました。

私立学校への助成

また、前述した小委員会の取りまとめにおいては、私学団体が自ら定める行動規範である私立大学版ガバナンス・コードの策定により、学生や保護者を中心としたステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、学校法人を運営する者が経営方針や姿勢を自主的に点検することを促しています。

さらに、令和元年12月には「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を立ち上げ、学校法人制度のさらなる改善に向けて検討をすすめているところです。

ささらに、令和元年12月には「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」を立ち上げ、学校法人制度のさらなる改善に向けて検討をすすめているところです。

少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色をいかして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、234億円を計上しています。「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」については、114億円を計上しています。そのほか、高等教育修学支援新制度の対象者の授業料減免分として、別途1942億円を措置しています。

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等

学校・中学校・小学校及び幼稚園等に経常費助成を行なう都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

令和2年度予算においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人当たり単価を増額しています。特別補助では、多彩な人材の活用等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を充実するため、「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、21億円を計上しています。

また、特別な支援が必要な幼児の受け入れ（幼稚園

等特別支援教育経費）や預かり保育を実施する園に対する支援を充実させています。このほか、過疎高等学校特別経費・授業料減免事業等支援特別経費に加えて、特別支援学校等に対して国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する、特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

少子高齢化の進行や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色をいかして改革に取り組む大学等を重点的に支援するため、234億円を計上しています。「Society5.0」の実現に向けた特色ある教育研究の推進や、地域社会への貢献、イノベーションを推進する研究の社会実装の推進など、特色・強みや役割の明確化・伸長に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」については、114億円を計上しています。そのほか、高等教育修学支援新制度の対象者の授業料減免分として、別途1942億円を措置しています。

私立高等学校等経常費助成費補助は、建学の精神や

特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。
令和2年度予算においては、総額で100億円を計上しており、そのほか、最近の災害による被害を踏まえ、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化」のための3か年緊急対策において、緊急対策として取り組むこととしている「学校施設等における災害時に落下の危険性のある外壁や天井等の改善整備」及び「学校施設等の構造体の耐震化」のための防災・減災、国土強靭化関係予算（臨時・特別の措置）である43億円を計上しています。令和元年度補正予算の44億円と合わせて、耐震改築及び耐震補強等の防災機能強化に対して引き続き重点的に支援し、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図ることとしています。

また、引き続き教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援することにより、多様で特色ある私立大学等の教育及び研究の一層の推進を図ることとしています。

私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされています。収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用されます。また、学校法人に対する寄附についても、税制上の優遇措置が設けられています。特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附については、個人の場合には所得控除、企業など法人の場合には一般的の寄附金とは別枠の損金算入が認められています。

さらに、寄附実績等一定の要件を満たした学校法人等に対する個人からの寄附については、税額控除制度の適用も認められています。税額控除は、寄附者の所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が一定であるため、学校法人にとつても、より幅広い関係者から小口の寄附金を期待することができます。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、対前年度7億円増の1029億円となっています（子ども・子育て支援新制度移行分を含む）。
令和2年度予算においては、総額で100億円を計上しています。予算において私立学校分119億円を計上しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業を活用した耐震改築等事業への利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）について、耐震化促進等のため、8億円を計上しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業を活用した耐震改築等事業への利子助成（私立学校施設高度化推進事業費補助）について、耐震化促進等のため、8億円を計上しています。

そのため、「GIGAスクール構想の実現」の推進のため、児童生徒1人1台コンピュータや高速通信ネットワークなどの整備への補助として、令和元年度補正予算において私立学校分119億円を計上しています。

そのため、「GIGAスクール構想の実現」の推進のため、児童生徒1人1台コンピュータや高速通信ネットワークなどの整備への補助として、令和元年度補正予算において私立学校分119億円を計上しています。

また、一定の要件を満たす学校法人に対して相続財産をその申告期限までに寄附した場合には、その相続財産に係る相続税は非課税とされています。加えて、土地や建物をはじめとする資産を学校法人に對して贈与等する場合で一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合は、贈与等がなかつたものとみなして所得税を非課税とする措置が設けられており、このうち学校法人が当該資産を本金として管理する等の一定の要件を満たすものについては、申請手続が簡素化される等の特例が設けられています。さらに、最近の税制改正では、祖父母等が孫等に対して教育費として一括贈与した資金に関して、贈与税が非課税となる措置について、制度の適用期限を2年延長するとともに、贈与された資金からの教育費の支払は30歳までとされていた受贈者の年齢制限が、在学中であることを条件に40歳まで引き上げられることになり、博士課程学生等への支援が充実されることになりました。

こうした税制上の優遇措置を活用し、収入源の多様化を通じて、財政基盤の強化を図り、魅力ある教育研究を一層進展させることが期待されます。

短期大学は15校（約5・1%）です。また、平成30年度決算において学納金、寄附金などの自己収入から人件費、教育研究経費などの支出を差し引いたものがマイナスの学校法人（大学を持つ学校法人）は37・5%となりました。

私立学校教職員の共済制度

私立学校教職員共済制度は、我が国の学校教育における私立学校の重要性を踏まえ、その教職員に対して、国公立学校教職員と同等の医療及び年金給付をはじめとする福利厚生を保障し、私学振興に資する見地から創設されました。

近年の社会保障に係る動きとしては、年金制度において、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、年金の受給開始時期の選択肢の拡大等を内容とする法律案が国会に提出されています。

そのほか、令和3年3月以降、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる予定です。

私学共済制度においても、これらの動向に則し、引き続き適切な対応を進めているところです。

また、厚生年金保険積立金等については、令和元年8月に財政検証の結果が公表されたことを踏まえ、積立金基本指針及び日本私立学校振興・共済事業団の管理運用方針の改正が行われました。

積立金の運用については、今後とも被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的な運用が行われるよう、関係省庁とも連携しながら取り組んでまいります。

学校法人に対する経営支援の充実

日本私立学校振興・共済事業団の調べによると、令和元年度において入学定員の8割を満たしている私立大学は536校（約91・3%）、私立短期大学は180校（約60・6%）であり、入学者が入学定員の半分未満である私立大学は5校（約0・9%）、私立

私立学校振興・共済事業団においては、各学校法人の理事長・学長等に対し「私学リーダーズセミナー」を、若手職員を対象に「私学スタッフセミナー」を開催したり、専門知識を有する人材を派遣する「専門家人材バンク」を設けたりしています。

科学技術・学術政策の推進

文部科学省 科学技術・学術政策局／研究振興局／研究開発局

はじめに

現在、我が国は、急速に進む少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、中国、韓国をはじめとした諸外国の台頭による国際競争力の相対的低下など、様々な課題に直面しています。科学技術イノベーションは、これらの課題を解決し、我が国が将来にわたつて成長と繁栄を遂げるための「要」であり、政府一丸となって実現する「生産性革命」の中核となるもので

こうした現状を踏まえ、平成28年度からスタートした「第5期科学技術基本計画」では、①世界に先駆けた「Society 5.0」の実現に向けた一連の取組に代表される、未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組、②経済・社会的課題への対応、③人材育成や学術研究・基礎研究など、科学技術イノベーションの基盤的な力の強化、④オープンイノベーションの推進等、イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築の四つを重要な柱と位置付けています。この計画に基づき、関係各府省庁が連携を図りつつ、成果の最大化に向けて科学技術政策を推進しているところです。

文部科学省では、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指し、科学技術イノベーション創出のための様々な取組を実施しています。令和元年度補正予算、及び令和2年度政府予算においては、特に、研究力向上に資する基盤的な力の更なる強化や、大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発に取り組むため、ムーンショット型研究開発制度の創設、また世界最高水準の大型研究施設であるスーパーコンピュータ「富岳」及び次世代放射光施設の推進や、月周回有人拠点「ゲートウェイ」を含む国際宇宙探査への参画等のために必要な経費を確保しました。本章では、これらを始めとした科学技術イノベーションの創出や、幅広い分野の研究開発に向けた文部科学省における取組の全体像について紹介します。

未来社会の実現に向けた先端研究の抜本的強化

文部科学省では、「Society 5.0」という未来社会実現の鍵となる人工知能、ビッグデータ等の情報科学技術、ナノテクノロジー・材料科学技術、光・量子技術等の先端的な研究開発や戦略的な融合研究において主に次のような取組を実施します。

1 情報科学技術分野における研究開発の推進

2 ナノテクノロジー・材料科学技術分野における研究開発の推進

文部科学省では、情報科学技術は、あらゆる分野の成果創出の鍵であります。近年、人工知能をはじめとして世界中で盛ん

に研究開発が進められています。政府全体としては、教育改革、研究開発、社会実装等の観点からの総合的な政策パッケージとして、「A.I戦略 2019」が令和元年6月に取りまとめられました。本戦略に基づく取組が、関係府省の連携の下、一体的に進められています。研究開発については、本戦略に基づき、A.I関連中核センター（産業技術総合研究所、理化学研究所、情報通信研究機構）を中心として、大学・公的研究機関をつなぐネットワークである、「人工知能研究開発ネットワーク」が令和元年12月に設立されました。このほか、戦略では、人工知能に関する基盤的・融合的な研究開発の推進や、研究インフラの整備等を進めることとされています。そこで、文部科学省では、①理化学研究所「革新知能統合研究センター」において、革新的な人工知能の基盤技術等の研究開発を推進するとともに、②科学技術振興機構（JST）において、人工知能等の分野における若手研究者の独創的な発想や、挑戦的な研究課題への支援を行い、①②を「A.I.P.：人工知能／ビッグデータ／IOT／サイバーセキュリティ統合プロジェクト」として一体的に推進しています。

また、平成30年度からは、「Society 5.0実現化研究拠点支援事業」として採択された大阪大学による情報科学技術を核としたSociety 5.0の実証・課題解決の先端中核拠点の形成を支援しています。

る基礎基盤技術です。ナノテク・材料分野の中核的役割を果たす国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）では、新物質・新材料の創製や、幅広い社会ニーズに応える材料の高度化に向けた研究開発を行うとともに、技術移転の促進、情報発信、研究者の養成、国際的ネットワークの構築等を推進します。

さらに同機構では「革新的材料開発力強化プログラム（Micube）」として、産業界と大学等を結ぶオーブンプラットフォームの形成、世界中の「モノ・資金」が集まる国際研究拠点の構築、材料情報統合データベース（量子シミュレータ・量子コンピュータ）、②量子AIやロボット技術等を研究開発の現場に導入するスマートラボラトリ化を一貫的に推進することに加え、「AI」や「量子AI」などの世界最高水準の研究基盤の整備を目標とし、③次世代レーザーを対象とした、プログラミングによるきめ細かな進捗管理によりプロトタイプによる実証を目指すFlagshipプロジェクトや、基礎基盤研究を推進します。さらに、戦略を踏まえ、量子AIや量子生命、人材育成等を推進します。

また、文部科学省では、ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備と活用のノウハウを提供し、産官連携や異分野融合、人材育成等を推進する「ナノテクノロジープラットフォーム」等、様々な取組を推進します。

「量子技術イノベーション戦略」を策定しました。

文部科学省では、平成30年度から、経済・社会的な重要課題に対し、量子科学技術を駆使して、非連続的な解決を目指す研究開発プログラムである「光・量子飛躍フラッタップログラム（Q-LEAP）」を実施しています。本プログラムでは、①量子情報処理（主に量子シミュレータ・量子コンピュータ）、②量子計測・センシング、③次世代レーザーを対象とした、プログラミングによるきめ細かな進捗管理によりプロトタイプによる実証を目指すFlagshipプロジェクトや、基礎基盤研究を推進します。さらに、戦略を踏まえ、量子AIや量子生命、人材育成等を推進します。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（QST）において、量子科学技術を一貫的に総合的に推進します。さらに、生命現象の根本原理の解明を目指すとともに、医療・健康分野等に革新を起こすべく先端的研究開発を行う量子生命科学の研究開発を進めます。

このため、文部科学省では、本格的な产学研官連携の実現に向けて、「共創の場形成支援」事業において、政策課題や大学等研究機関の強みを生かした特色に基づくオープンイノベーション拠点の形成を推進しています。

また、大学内において、競争領域に重点を置いた大型共同研究を集中管理する体制（オープンイノベーション機構）の構築を平成30年度から支援しています。

1 本格的产学研官連携による オープンイノベーションの推進

近年、産業構造は資本集約型から知識集約型に大きく変化しようとしており、産業界において、オープンイノベーションを本格化させようとしています。こうした中で、これまでの产学研官連携は大学と企業の研究開発部門との協力が主だったところ、大学・企業のトップが関与する、本格的でハイブの太い持続的な产学研官連携（本格的な产学研官連携の実現）へと発展させることができます。

3 量子科学技術（光・量子技術）分野における研究開発の推進

科学技術イノベーション・システムの構築

2 地方創生に資するイノベーション・システムの形成

文部科学省では、科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革や出口を明確に見据えた挑戦的な研究開発の推進に係る取組として、主に以下のようないふな取組を実施します。

地域の特性を生かした科学技術イノベーションの推進は、地域産業の高付加価値化や新産業・雇用創出につながることから、極めて重要です。

文部科学省では、地域の発展ビジョンと主体性を重視した施策を通じて、地域科学技術イノベーションの創出に取り組んでまいりました。

量子科学技術は、新たな価値創出の中核となる強みを有する基盤技術であり、近年、世界的な研究開発が激化しています。政府は令和2年1月、統合イノベーション戦略推進会議の下、短期的な技術開発にとどまらず、産業・イノベーションまでを念頭に置き、かつ中長期的な視点に立った新たな国家戦略として、

でいる「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」を拡大し、地域の成長に貢献しようとする地域大学等に、事業プロデュースチームを創設し、地域内外の人材や技術を取り込みながら、地域が持つ強みを生かした科学技術イノベーションを推進し、新事業・新事業の創出を図ることにより、グローバルな展開も視野に入れた日本型イノベーション・エコシステムの形成を目指します。

また、平成31年度より新たに、「科学技術イノベーションによる地域社会課題解決（DESIGN-i）」を開始しました。これにより、地方公共団体、大学、産業界などが連携し、地域が目指すべき将来像を描くとともに、それを実現するために必要な課題解決を、科学技術イノベーションを通じて実現していくことを目指します。

3 ベンチャー・エコシステム形成の推進

大学発ベンチャーの新規創設数は、一時期減少傾向でしたが、近年は回復基調にあります。

大学発ベンチャーは、イノベーションの担い手として期待される一方、販路の開拓、知的財産の取扱い、資金調達等に関して潜在的な問題を抱えています。

文部科学省では、強い大学発ベンチャーの創出を加速させるため、（1）創業前の段階から、大学の革新的技術の研究開発支援と、事業化ノウハウを持った人材による事業育成を一体的に実施する「大学発新産業創出プログラム（START）」、（2）これまで各大学で実施してきたアントレプレナー育成事業に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラ

ムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指す「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE+NEXT）」、（3）特許群化やパッケージ化を進めることで国策上重要な特許等の活用促進を図る「知財活用支援事業」等の取組を一体的に推進しています。

4 ハイリスク・ハイインパクトな研究開発の推進

新しい知識やアイデアが、組織や国の競争力を大きく左右する現代においては、新しい試みに果敢に挑戦し、非連続なイノベーションを積極的に生み出すハイリスク・ハイインパクトな研究開発を推進していくことが重要です。

そこで、「未来社会創造事業」では、経済・社会的にインパクトが見込まれ、技術的にも挑戦的な課題を設定し、民間投資を誘発しつつ、実用化が可能かどうかを見極められる段階を目指した研究開発を実施します。

さらに、本事業では多様な研究開発活動を支える計測分析技術・機器等の開発も進めています。

また、少子高齢化の進展や大規模自然災害への備え、地球温暖化問題への対処等の課題解決のため、我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、從来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進することが重要です。

基礎研究力強化と世界最高水準の研究拠点の形成

て六つの野心的な目標を定めました。これらの目標の下、関係府省が一体となり、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発を推進します。

1 科学研究費助成事業（科研費）

学術研究・基礎研究は、イノベーションの源泉たる科学技術のシーズを生み出すとともに、新しい知的・文化的価値を創造し、社会の発展に寄与するものです。このため、研究者の独創的な発想に基づく多様で質の高い学術研究及び世界最先端の基礎研究の推進等を図るとともに、平成31年4月にとりまとめられた「研究力向上改革2019」に基づき、我が国の基礎研究のより一層の推進に向けて、今後も全力で取り組んでまいります。

このため、「ムーンショット型研究開発制度」では、国際シンポジウムを開催して国内外の有識者の知見を取り入れ、総合科学技術・イノベーション会議におい

若手研究者への支援を重点的に強化するとともに、振興・融合領域の開拓の強化のため、学術の体系や方向の変革・転換を先導する新種目「学術変革領域研究」を創設し、「挑戦的研究（開拓）」を新たに基金化します。

2 戰略的創造研究推進事業 (新技術シーズ創出)

トップダウンで定めた戦略目標・研究領域において、大学等の研究者から提案を募り、組織・分野の枠を越えた時限的な研究体制を構築して、イノベーション指向の戦略的な基礎研究を推進するとともに、若手研究者等の挑戦的な研究の機会の創出などを実施し、有望な成果について研究を加速・深化します。

3 研究大学強化促進事業

世界水準の優れた研究大学群を増強するため、研究マネジメント人材（リサーチ・アドミニストレーターを含む）群の確保・活用と集中的な研究環境改革の一體的な推進を支援し、我が国全体の研究力強化を図ります。

4 「創発的研究の場」の形成

我が国が将来にわたってノーベル賞級のインパクトをもたらす研究成果を創出し続けるためには、研究者がしっかりと腰を据えて、自由で挑戦的な研究

打ち込める環境が必要です。このため、文部科学省では、最長10年間にわたる柔軟で安定的な研究費の支援と、研究者を取り巻く研究環境の向上を一体化します。

元年度補正予算において500億円の基金を国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に造成しました。あわせて、令和元年度補正予算において研究者のニーズが高い先端的な研究設備の整備を支援しました。整備された研究設備を広く共用することで、若手研究者らの研究力向上を図るとともに、未来の鍵を握る重要分野（物質・材料科学、量子技術、生命科学、情報科学）における我が国の競争力の強化につなげていきます。

5 世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI)

世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）は、国際的な頭脳獲得競争が激化する中、優れた研究人材が世界中から集う、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る「目に見える国際頭脳循環拠点」を形成することを目指す事業です。令和2年度には、拠点形成に取り組んでいる拠点に対して、引き続き支援を行うとともに、WPI拠点としてこれまでに培ってきた強みや成果を最大限に活かしていくため、国際頭脳循環の深化や拠点間連携の強化を含む成果の横展開・高度化等を推進します。

（1）共同利用・共同研究拠点

文部科学省では、国公私立大学に附置される研究施設のうち、研究実績、研究水準、研究環境等の面で各研究分野の中核的な施設と認められ、全国の研究者に利用されることを通じて、我が国の学術研究の発展に特に有益である研究施設を共同利用・共同

6 人文学・社会科学の振興

人文学・社会科学は、人間・文化・社会を研究対象としており、人間の精神生活の基盤を築くとともに、社会的諸問題の解決に寄与するという重要な役割を担っています。このため、令和2年度には、「領域開拓」、「実社会対応」、「グローバル展開」の視点に基づく課題設定型の研究やデータの利活用基盤の構築とともに、新たに、研究者等が研究課題を共創する場の整備を推進します。また、共同研究拠点の形成支援等を通じ、人文学・社会科学の振興を図ります。

7 共同利用・共同研究体制の強化・充実

我が国では、大学の研究所や大学共同利用機関において、大型の研究設備や貴重な学術資料等を全国の研究者が共同で利用し、共同研究を行う共同利用・共同研究の体制が整備されています。こうした体制は我が国独自の仕組みであり、国際的な研究成果を生み出すなど、学術研究の発展に大きく貢献しています。文部科学省では、共同利用・共同研究体制を強化・充実させることで、我が国の強み・特色を活かした研究水準の向上を目指しています。

研究拠点として認定しています。令和2年4月現在、全国で53大学の100拠点（国立大学73拠点、公立大学9拠点、私立大学18拠点）が認定を受けて活動しています。

さらに、平成30年度からは、国際的な共同利用・共同研究を実施する研究施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定しています。令和2年4月現在、全国で7拠点（国立大学6拠点、私立大学1拠点）を認定し、国際的な研究環境を整備するための取組を支援しています。

(2) 大学共同利用機関

大学共同利用機関は、最先端の大型装置や貴重な資料・データ等を個々の大学の枠を越えて全国の研究者との利用に供し、共同研究を行う場として我が国の学術研究の発展を支えています。文部科学省では、大学共同利用機関が、我が国の基礎科学力の復権をけん引するとともに、今日の社会的課題の解決に貢献できるよう、その機能強化のための取組を進めています。

(3) 学術研究の大型プロジェクト

文部科学省は、共同利用・共同研究体制の下、最大の大型電波望遠鏡「アルマ」による国際共同利用研究の推進

大型電波望遠鏡「アルマ」計画は、平成31年4月に国際共同研究プロジェクトより発表された、史上初となるブラックホールの撮影成功にも大きく貢献するなど、銀河・惑星系の形成過程や生命起源の謎に迫る成果を着実に上げています。

●新しいステージに向けた学術情報ネットワーク

(SINET) 整備

国立情報学研究所が整備するSINETは、全国900以上の大学や研究機関、海外の研究ネットワークを相互接続する、学術研究・教育活動に不可欠な学術情報基盤です。



HK 完成イメージ図
提供：東京大学宇宙線研究所

先端の大型研究装置等により人類未踏の研究課題に挑み、世界の学術研究を先導するとともに、国内外の優れた研究者を結集し、国際的な研究拠点を形成する学術研究の大型プロジェクトを「大規模学術フロンティア促進事業」として支援しています。

●ハイパーカミオカンデ(HK)計画の推進

平成27年度の梶田隆章・東京大学宇宙線研究所長のノーベル物理学賞受賞につながる研究成果を上げたスリーパー・カミオカンデ（SK）やその次世代計画であるハイパーカミオカンデ（HK）計画が学術研究の大型プロジェクトのひとつとして挙げられます。HKは、SKを飛躍的に上回る観測性能を備え、陽子崩壊探索などのニュートリノ研究を通じた新たな物理法則の発見や素粒子と宇宙の謎を解き明かすことを目指しております。令和元年度より建設に着手しています。

特に、新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現する取組を実施するとともに、次代の科学技術イノベーションを担う人材を継続的・体系的に育成していくために、理数系分野において優れた素質を持つ児童生徒等を発掘し、その才能を伸ばすための一貫した取組を推進します。

科学技術イノベーション人材の育成・確保

令和元年度には、特にデータ通信量が多い東京―大阪間に世界最高水準の400Gb/s回線を導入し、共同研究等の通信環境を強化しています。令和

2年度においても、SINET上でオープンサイエンスの推進に向けた研究データ基盤の運用を開始するなど、さらなる機能強化を図ります。

1 若手研究者等の育成・活躍促進

優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関を支援する「卓越研究員事業」を実施します。

また、令和元年度より開始した事業として、世界トップクラスの研究者育成に向けたプログラムの開発

を支援する「世界で活躍できる研究者戦略育成事業」を実施します。

さらに、各分野の博士人材等について、「データサイエンス等を活用しアカデミア・産業界を問わず活躍できるトップクラスのエキスパート人材を育成する研修プログラム」の開発を目指す「データ関連人材育成プログラム」を実施します。

このほか、「特別研究員事業」等を引き続き推進します。

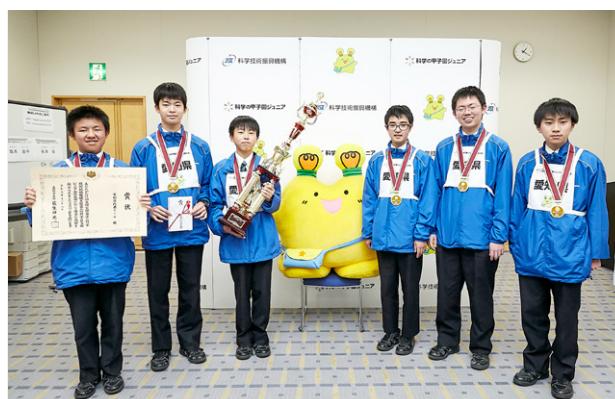
2 女性研究者の活躍促進

女性研究者の活躍促進を図るため、「特別研究員「RPD」事業や、研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたりーダーの育成を一貫的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」を実施し、女性研究者の支援の強化に取り組みます。

3 次代を担う人材の育成

将来の国際的な科学技術関係人材の育成をするために、先進的な理数系教育を実施する高校を指定する「スーパー・サイエンス・ハイスクール」や大学等を活用して次世代の傑出した人材を育成する「グローバルサインズ・キャンパス」(高校生向け)、「ジュニア・ドクター育成塾」(小中学生向け)を引き続き支援します。

加えて、女子中高生が理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することができるよう、地域で継続的な取組を推進する「女子中高生の理系進路選択支援プログラム」や、「サイエンス・インカレ」、「科学の甲子園」、「科学の甲子園ジュニア」の推進、国際科学オリンピックの支援等、理数系の意欲・能力が高い生徒や学生が、科学技術に係る能力を競い、互いに研鑽する場を構築していきます。



写真：科学の甲子園ジュニア優勝チーム（愛知県代表チーム）
写真左から 岩瀬 煉祐（いわせ りょうすけ）さん（海陽中等教育学校2年）、
蟹江 樹生（かにえ たつき）さん（海陽中等教育学校2年）、
川島 大暉（かわしま だいき）さん（海陽中等教育学校2年）、
鈴木 世成（すずき せな）さん（海陽中等教育学校2年）、
瀧本 吉平（たきもと きっぺい）さん（海陽中等教育学校2年）、
長澤 吾（ながさわ そら）さん（海陽中等教育学校2年）

4 技術士制度の活用促進

技術士は、技術士法に基づく名称独占の国家資格であり、国によって認められた高い技術と倫理を兼ね備えた優れた技術者です。

技術士制度のより一層の活用促進・普及拡大を行うため、資質能力向上や国際的通用性も視野に入れた制度の改正を行うとともに、関係省庁、企業等へ

の働きかけも行っています。

Society 5.0を支える世界最高水準の大型研究施設の整備・利活用の促進

我が国や世界が直面する様々な課題の達成に科学技術が貢献していくためには、研究開発の共通基盤の強化が重要です。このため、世界に誇る最先端研究施設の整備・共用、大学・独立行政法人等が保有する研究基盤の共用・プラットフォーム化を推進します。

1 大型放射光施設(SPring-8)

SPring-8は、世界最高性能の放射光により、微細な物質構造や状態の解析を行う研究施設で、創薬につながるタンパク質の構造解析や高性能タイヤの開発といった成果を創出しています。安定した利用運転と産学官の幅広い利用者への共用を通じて、生命科学、環境・エネルギーから新材料開発まで広範な分野で先端的・革新的な研究開発に貢献します。

2 X線自由電子レーザー施設(SACLA)

SACLAは、放射光とレーザーの特長を併せ持つた高度な光を発振し、原子レベルの超微細構造や、化学反応の動態変化の計測・分析を可能とする世界最先端の研究施設で、植物の光合成メカニズムの解

明に向かた研究などが行われています。幅広い利用者へ最大限の共用を図り、世界を先導する成果の創出等に貢献します。



大型放射光施設(SPring-8)と
X線自由電子レーザー施設(SACLA)

提供：国立研究開発法人 理化学研究所

3 大強度陽子加速器施設（J-PARC）

J-PARCは、世界最高レベルのビーム強度を有し、中性子、ミュオン、ニュートリノ等を用いて物質・生命科学や、原子核・素粒子物理学等の多様な研究を推進する研究施設で、全固体セラミックス電池の開発といった産業利用による成果も創出しています。

4 スーパーコンピュータ「富岳」の開発

我が国が直面する社会的・科学的課題の解決に貢献するため、令和3年度の運用開始を目指し、世界最高水準の汎用性のあるスーパーコンピュータの実現を目指します。



大強度陽子加速器施設（J-PARC）
提供：J-PARCセンター

6 官民地域パートナーシップによる 次世代放射光施設の推進

最先端の科学技術は、物質の「構造解析」に加えて物質の「機能理解」へと向かっており、物質の電子状態やその変化を高精度で追える高輝度の軟X線利用環境の整備が重要となっています。このため、学術・産業ともに高い利用ニーズが見込まれる次世代放射光施設（軟X線向け高輝度3GeV級放射光源）について、2023年度の運転開始を目指して、施設整備を着実に進めます。

5 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）

国内の大学等のスーパーコンピュータを高速ネットワークでつなぎ、多様なユーザーへに応える計算環境を実現するHPCIを構築するとともに、この利用を推進します。



スーパーコンピュータ「富岳」（搬入・設置中）
提供：国立研究開発法人 理化学研究所

リティ化）を推進します。さらに、遠隔利用システム

全ての研究者に開かれた研究設備・機器により、産学官が共用可能な研究施設・設備を繋ぐ共用プラットフォームの形成、競争的研究費改革との連携等による研究機器の組織的な共用体制の確立（コアファシリティ化）を推進します。

8 先端研究基盤共用促進事業

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、技術領域に応じた全国的な設備の共用体制を構築するとともに、産学官連携や異分野融合を推進します。

1 國際的な共同研究の推進

国際頭脳循環への参画・研究ネットワーク構築をけん引すべく、相手国との協働による国際共同研究の共同公募を強力に推進し、我が国の国際共同研究の強化を着実に図つてまいります。具体的には「戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）」では、政府間合意に基づきイコールパートナーシップ（対等な協力関係）の下、欧米先進国との分野の擦り合わせを経た共同公募や新興国・中進国とのマルチな枠組み構築を通じた共同公募など、相手国のポテンシャル・分野と協力フェーズに応じた多様な国際共同研究を推進しています。

2 グローバルに活躍する若手研究者の育成等

優れた若手研究者に対し、海外の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援する「海外特別研究員事業」や、博士後期課程学生等の短期的な海外派遣を支援する「若手研究者海外挑戦プログラム」を実施しています。

7 ナノテクノロジー・プラットフォーム

ナノテクノロジーに関する最先端の研究設備とその活用のノウハウを有する機関が協力して、技術領域に応じた全国的な設備の共用体制を構築するとともに、産学官連携や異分野融合を推進します。



次世代放射光施設完成予想図
提供：(一財)光科学イノベーションセンター

科学技術イノベーションの戦略的国際展開

世界の知を取り込み、我が国の国際競争力の維持・強化に資するため、また、世界の研究ネットワークの主要な一角に位置付けられるとともに、国際社会における存在感を發揮するためには、科学技術の戦略的な国際展開を図ることが重要です。このため、文部科学省では、国際頭脳循環・国際共同研究の推進、国際協力による持続可能な開発目標達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）の推進、グローバルに活躍する若手研究者の育成等に取り組みます。

また、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」では、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、開発途上国ニーズに基づき、環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野、感染症分野における地球規模課題の解決と将来的な社会実装につながる国際共同研究を推進しています。加えて出入口ステークホルダーとの連携・協働を促すスキームを活用し、SDGs達成に向け研究成果の社会実装を加速させます。

さらに、令和元年度補正予算において、アフリカ・アジア等の途上国におけるSDGs達成に向けて、規制や社会受容等の「壁」により実用化のステップに進めていない我が国の科学技術について、現地での実証試験等の実施を通じた社会実装促進のために必要な経費を確保し、「持続可能開発目標達成支援事業」を実施いたします。

等を活用した研究機器の相互利用推進のための実証実験を行っています。

進しています。

大学・研究機関等に招へいし、研究者間での研究協

力関係を構築することを通じて我が国の学術研究の推進を図る「外国人特別研究員事業」を実施しています。

さらに、海外からの優秀な科学技術イノベーション人材の獲得に資するため、アジア諸国との科学技術交流プログラムを行う「日本・アジア青少年サイエンス交流事業」を実施しています。

社会とともに創り進める 科学技術イノベーション政策の推進

科学技術イノベーション政策を「社会及び公共のための政策」と位置付け、その実現に向け、科学技術コミュニケーション活動の更なる促進等、国民の理解と信頼と支持を得るための取組を開拓します。また、研究開発システムの改革を強力に推進することで、科学技術イノベーション政策の実効性を大幅に高めます。

(2) データ・情報基盤の構築

科学技術・学術政策研究所(NISTEP)では、科学技術イノベーションに関するデータや情報を体系的にかつ継続的に整備・蓄積していくためのデータ・情報基盤を構築しています。令和2年度は、引き続きデータ等の整備・高度化とデータの提供・活用を行います。

戦略的創造研究推進事業 (社会技術研究開発)

科学技術振興機構社会技術研究開発センター(RISTEX)では、環境・エネルギー、少子高齢化、防災・減災に代表されるような様々な社会課題を解決するために、自然科学だけでなく人文・社会科学の知識をも活用し、多様なステークホルダーとの共創による研究開発を実施しています。令和元年度には、社会課題の典型であるSDGsの達成に向けて地域の社会課題を特定し、解決のためのシナリオやソリューション政策における「政策のための科学」推進事業を実施しています。

(1) 基盤的研究・人材育成拠点の形成

文部科学省は、経済・社会等の状況を多面的な視点から把握・分析した上で、課題対応等に向けた有効な政策を立案する「客観的根拠(エビデンス)に基づく政策形成」の実現を目指し、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業を実施しています。

材等を大学において育成します。平成25年度より5拠点・6大学において、学生を受け入れ、人材育成に取り組んでいます。また、平成26年度から政策研究大学院大学(総合拠点)に設置した「科学技術イノベーション政策研究センター(ScireXセンター)」を中心として、東京大学、一橋大学、大阪大学、京都大学及び九州大学(領域開拓拠点)との連携協力・協働の下に中核的拠点機能を整備し、エビデンスに基づく政策形成の実践のための指標、手法等の開発を行っています。

3 科学技術コミュニケーションと「共創」の推進

科学技術イノベーションにより、未来の産業創造と社会変革を実現し、持続可能な未来社会を構築するためには、様々なステークホルダーによる「共創」を推進し、科学技術イノベーションと社会との関係を深化させることが重要です。

最先端の科学技術及び科学技術コミュニケーション手法に関する情報の国内外への発信と交流のための総合的な拠点である日本科学未来館では、国民と研究者等の対話・協働を促す科学コミュニケーターの養成、展示やイベントを通して先端科学技術と社会の在り方を共に考える活動と、そのための新たな表現やコミュニケーション手法の開発、研究機関や学校・科学館等との連携活動等を行います。

科学技術振興機構「科学と社会」推進部では、多様なステークホルダーによる「共創」を推進するため、日本最大級のオープンフォーラム「サイエンスアゴラ」の開催や、ありたい未来社会像や解くべき課題とソリューションを検討・創造する場の構築、SDGs達成に向けた「科学技術イノベーションを用いて社会課題を解決する地域における優れた取組」を表彰する制度、最新の科学技術動向や共創活動等の情報発信等を行います。

4 科学技術イノベーション政策におけるPDCASサイクルの確立

科学技術イノベーション政策を効果的・効率的に推進するためには、PDCASサイクルを確立すること

が必要であり、研究開発評価は、その確立に重要な役割を担っています。

文部科学省では「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（内閣総理大臣決定）及び平成29年4月に改定した「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（文部科学大臣決定）に基づき、研究開発の特徴を踏まえ、その目的や政策上の位置付け、規模等に応じた評価を実施することで、科学技術イノベーション政策における研究開発活動の質を高めています。

5 公正な研究活動の推進

研究活動における不正行為は、科学への信頼を揺るがし、その発展を妨げる行為であり、絶対に許されるものではありません。

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日大臣決定）を踏まえ、研究機関における不正防止等の取組の徹底とともに、独立行政法人日本医療技術振興会、国立研究開発法人科学技術振興機構及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構と連携し、研究機関による研究倫理教育の実施等を支援するなど、公正な研究活動を推進するための取組を引き続き行っています。

健康・医療分野の研究開発の推進

健康長寿社会の実現と医療関連分野における産業競争力の向上に貢献することを目指し、文部科学省では、iPS細胞研究等による世界最先端の医療の実現や、疾患の克服に向けた取組を強力に推進する

とともに、臨床研究・治験や産業応用へつなげる取組を実施しています。国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）における、基礎から実用化までの一貫した研究開発を、関係府省と連携して推進しています。

1 世界最先端の医療の実現

再生医療

京都大学iPS細胞研究所を中心核拠点として臨床応用を見据えた安全性・標準化に関する研究や再生医療用iPS細胞ストックの構築を行うとともに、疾患・組織別に再生医療の実現を目指す拠点を整備し、拠点間の連携体制を構築しながらiPS細胞等を用いた再生医療・創薬をいち早く実現するための研究開発を推進しています。

東北メデイカル・メガバンク計画

東日本大震災の被災地域の方々の健康向上に貢献するとともに、ゲノム情報を含む大規模なコホート研究等を実施し、個別化予防等の次世代医療の実現を目指しています。

ゲノム医療

新興・再興感染症研究基盤創生事業等

感 染 症 流 行 地 の 研 究 拠 点 に お け る 研 究 の 推 進 や 長 崎 大 学 B S L 4 施 設 を 中 核 と し た 研 究 基 盤 の 整 備 に よ り 、 国 内 外 の 感 染 症 研 究 基 盤 を 強 化 し ま す。ま た 、 海 外 研 究 拠 点 で 得 ら れ る 検 体 ・ 情 報 等 を 活 用 し た 研 究 や 多 様 な 分 野 が 連 携 し た 研 究 を 実 施 し 、 感 染

2 臨床研究・治験への取組

橋渡し研究戦略的推進プログラム

橋渡し研究支援拠点を活用して大学等発の有望な基礎研究成果を育成し、さらに臨床研究中核病院と連携することで、革新的医療技術創出拠点として革新的な医薬品・医療機器等の実用化を促進しています。また、产学連携・人材育成機能を充実するとともに、医学・歯学・薬学系以外の先端技術・知識の利活用等による異分野融合型研究シーズの創出についても推進しています。

3 重点プロジェクト等

がん

がんの生物学的な本態解明に迫る研究、がんゲノム情報など患者の臨床データに基づいた研究及びこれらの融合研究を推進することにより、画期的な治療法や診断法の実用化に向けた研究を加速し、早期段階で製薬企業等へ導出することを目指しています。

感染症

新興・再興感染症研究基盤創生事業等

感 染 症 流 行 地 の 研 究 拠 点 に お け る 研 究 の 推 進 や 長 崎 大 学 B S L 4 施 設 を 中 核 と し た 研 究 基 盤 の 整 備 に よ り 、 国 内 外 の 感 染 症 研 究 基 盤 を 強 化 し ま す。ま た 、 海 外 研 究 拠 点 で 得 ら れ る 検 体 ・ 情 報 等 を 活 用 し た 研 究 や 多 様 な 分 野 が 連 携 し た 研 究 を 実 施 し 、 感 染

症の予防・診断・治療に資する基礎的研究を推進します。

このほか、科学研究費助成事業（特別研究促進費）を利用して、今般発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についても、アジア地域の感染症研究拠点を活用した研究を支援しています。

〈創薬支援〉

●創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業

我が国の優れた基礎研究の成果を医薬品としての実用化につなげるため、創薬等のライフサイエンス研究に資する高度な技術や施設等を共有する先端研究基盤を整備・強化して、大学・研究機関等による創薬的探索研究や作用機序解明に向けた機能解析研究等を支援しています。

〈精神・神経疾患〉

●脳科学研究戦略推進プログラム・革新的技術による脳機能ネットワークの全容解明プロジェクト

精神・神経疾患の克服等に向け、非ヒト霊長類研究等の我が国の強み・特色を活かしつつ、ヒトの脳の神経回路レベルでの動作原理等の解明を目指しています。脳画像等の大規模データベース構築のための技術基盤を整備し、ライフステージに応じた健常から疾患に至る脳画像等の総合的解析研究などを実施します。

4 ライフサイエンス分野における 生命倫理・安全対策

ライフサイエンス研究の推進に当たっては、生命倫理及び安全確保上の課題に配慮することが必要です。

ヒト受精胚等を用いる研究については、令和元年6月に総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において、遺伝性・先天性疾患の病態の解明や治療方法の開発に資するためのヒト受精胚にゲノム編集技術等を用いる基礎的研究等を容認する見解が示されました。文部科学省及び厚生労働省では、その見解を踏まえた研究の適正な実施の確保を図るため、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」、「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」及び「特定胚の取扱いに関する指針」の改正に向けた検討を進めています。また、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」や「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」についても、両指針に基づく研究の適正な実施の確保とともに、研究の進展等の状況も踏まえ、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省において両指針の整合等に関する見直しに向けた検討を進めています。

遺伝子組換え技術を用いる実験については、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、適切な実施を引き続き図ります。特に、新型コロナウイルスに関連する遺伝子組換え実験については、その重要性にかんがみて迅速性と安全性を確立させる取組を行っています。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物の同法における概念整理が環境省で行われたことを受けて、研究開発段階における当該生物の使用上の留意事項等を作成し、広く周知を図っています。

クリーンで経済的な 環境エネルギーシステムの実現

2015年に掲げられたSDGsや「パリ協定」に基づき、昨年6月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、今世紀後半での基づき、だけ早期の脱炭素社会の実現が掲げられました。また、その目標を具体化した「革新的環境イノベーション戦略」が本年1月に策定され、温室効果ガスの削減と経済成長を両立しながら、気候変動対策に貢献するための研究開発はますます重要な役割を果す。

昨年のノーベル化学賞では、エネルギーを貯蔵でき、脱炭素社会の実現に貢献するリチウムイオン蓄電池を開発した吉野彰氏が受賞するなど環境エネルギー分野における新しい技術への期待が高まっています。

こうした中、文部科学省では、クリーンで経済的な環境エネルギーシステムの実現に向けた研究開発を推進しています。

1 省エネルギー社会の実現に資する 次世代半導体研究開発の推進

次世代半導体の研究開発は、我が国が強みを有する分野の一つであり、大きな省エネ効果が期待される次世代半導体を用いたパワーデバイス等の2030年の実用化に向け、理論・シミュレーションも活用した材料創製からデバイス・システム応用までの研究開発を一貫的に推進しています。

2 環境エネルギー分野における革新的な技術の研究開発の推進

右記に加え、抜本的な温室効果ガス削減に向けた従来技術の延長線にない革新的エネルギー科学技術の研究開発を幅広く推進するとともに、リチウムイオン蓄電池に代わる次世代蓄電池等の世界に先駆けた低炭素化技術の研究開発を推進しています。

また、理化学研究所において、個々の構成要素の単なる集合としては予測不可能な驚くべき新しい物性や機能を生み出す創発物性科学分野の研究や、環境負荷の少ないモノづくりを理念とし、植物科学やケミカルバイオロジー等の異分野融合研究に加えてAI等の最先端技術を取り入れた新機軸の研究を推進しています。

3 ITER計画及びBA活動等の核融合研究開発の実施

エネルギー問題と環境問題を根本的に解決するものと期待される核融合エネルギーの実現に向け、国際約束に基づき、核融合実験炉の建設・運転を通じて科学的・技術的実現可能性の確立を目指すITER計画及び発電実証に向けた先進的研究開発を国内で行う幅広いアプローチ(BA)活動を計画的かつ着実に実施するとともに、核融合科学研究所における大型ヘリカル装置(LHD)計画をはじめとする大学等における学術研究も進めています。



実験炉ITER(フランスに建設中)
提供: © ITER Organization



JT-60SA
(BA活動において茨城県那珂市に建設中)
提供: 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

4 地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出

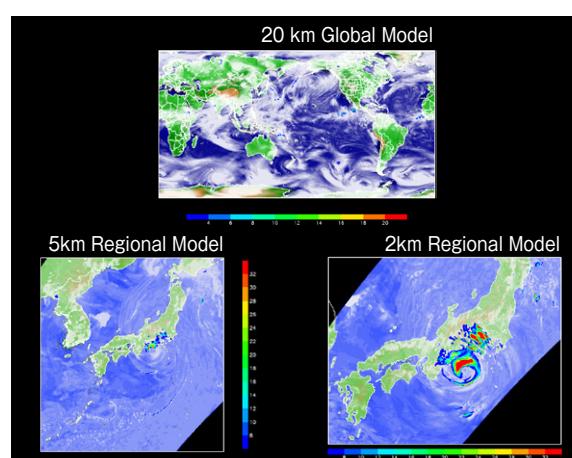
気候モデル等の開発を通じて、気候変動の予測技術等の高度化や気候変動メカニズムの解明に取り組むとともに、防災等の気候変動適応策立案に必要な気候変動予測情報を創出するための研究開発を推進しています。

加えて、地球環境ビッグデータ(観測・予測情報等)を蓄積・統合解析し、気候変動等の地球規模課題の解決に資する情報基盤として、「データ統合・解析システム(DIAS)」を開発しています。また、DIASが産学官の多くのユーザーに長期的、安定的に利用されるための運用体制の構築や共通基盤技術の開発を推進しています。

自然災害に対する強靭な社会に向けた研究開発の推進

我が国の国土は、地震・津波・火山、台風等の自然災害が多く発生する自然条件下にあります。自然災害にはいまだに解明されていない部分が多く、大きな被害をもたらします。自然災害を正確に把握し、予測するための調査研究を進めるとともに、被害軽減を図るために研究開発を進め、防災・減災対策に活かしていくことが重要です。

さらに、我が国が主導的な役割を果たしている地球観測に関する政府間会合(GEO)等の国際的な枠組みにおいて研究成果を発信するとともに、気候変動を含む地球環境研究の世界規模のイニシアティブであるフューチャー・アース構想等により国内外のステー



高解像度化により実現した
209X年の温暖化時の降水量分布予測

クホルダーとの協働による研究を推進しています。

1 地震及び火山分野の調査研究の推進

(1) 地震調査研究推進本部の取組

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の経験を活かし、地震に関する調査研究の成果を社会に伝え、政府として一元的に推進するため、地震調査研究推進本部（本部長・文部科学大臣（以下「地震本部」という。）が設置されました。

地震本部では、これまでに、関係行政機関、大学等との連携協力の下、陸域の活断層の地域評価、海溝型地震の長期評価、津波評価、地震動予測地図の作成、緊急地震速報の実用化等の成果を得てきました

令和2年度も引き続き、活断層等の長期評価や強震動評価、津波評価等の検討を進めるとともに、地震

防災対策等への貢献を目指し、一層の成果普及を図ります。

（参考）地震本部による地震に関する評価

<https://www.jishin.go.jp/evaluation/>

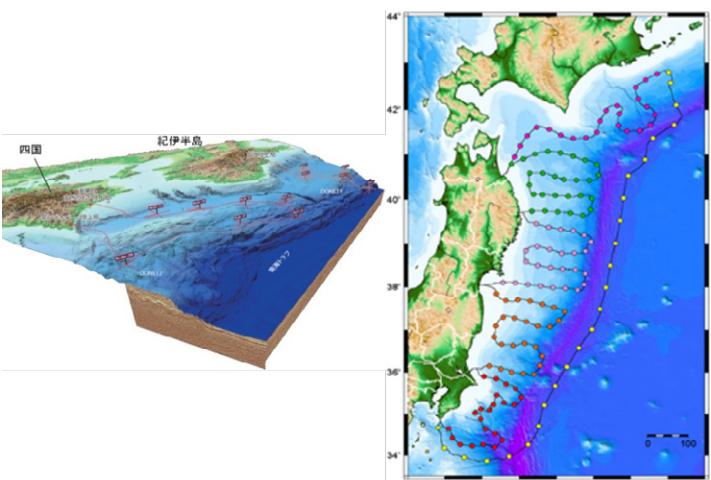
(2) 海底地震・津波観測網の構築・運用

①南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築
南海トラフ地震の想定震源のうち、まだ観測網を設置していない高知県沖～日向灘の海域に、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進めます。

②日本海溝海底地震津波観測網（S-net）及び地震・津波観測監視システム（DONET）の運用
地震・津波の発生メカニズムの解明や、地震・津波の早期検知による警報の高度化を目的として、防災科学技術研究所において、日本海溝沿いに整備した



南海トラフ海底地震津波観測網の
イメージ図



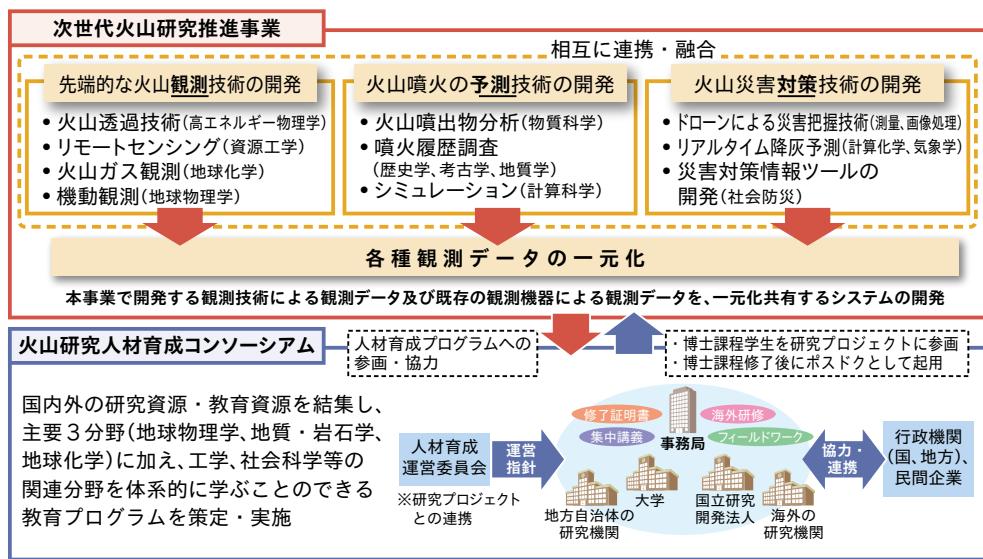
日本海溝海底地震津波観測網（S-net）及び
地震・津波観測監視システム（DONET）

(3) 重点的な地震防災研究や防災力向上のための研究

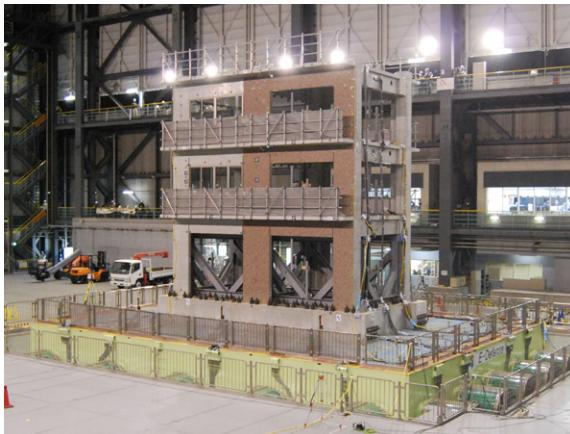
①首都圏を中心としたレジリエンス総合力向上プロジェクト
首都直下地震等への防災力を向上するため、官民連携超高密度地震観測システムの構築、非構造部材を含む構造物の崩壊余裕度に関するセンサー情報の収集により、官民一体の総合的な災害対応や事業継続、個人の防災行動等に資するビッグデータを整備します。

②防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト
南海トラフ沿いでマグニチュード8クラスの大地震が発生し、残りの領域において連動して大地震が発生する可能性が高まるなどの「異常な現象」が起った際に、その後の地震活動の推移を、科学的・定量的データを用いて評価する手法の開発を行います。また、こうした「異常な現象」が観測された場合の住民・企業等の防災対策の在り方や、防災対応を実行するに当たつての仕組みについて研究を実施します。

③日本海地震・津波調査プロジェクト
調査未了域が多く存在する日本海側において、自治体の地震・津波被害の想定や防災対策の策定等に貢献するため、海底地殻構造の調査観測や地震・津



次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト(イメージ図)



災害拠点建物の災害時機能継続性検証のため、令和元年12月に実施した3階建て鉄筋コンクリート造建物試験体のE-ディフェンス振動台実験の様子

波の発生シミュレーション等を実施します。

(4) 火山観測研究の推進及び人材育成(次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト)

平成26年9月の御嶽山の噴火を踏まえて、我が国の火山研究を飛躍させるため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合のもと、「観測・予測・対策」の一体的な火山研究の推進及び広範な知識と高度な技能を有する火山研究者の育成を目指します。

2 防災科学技術の研究開発の推進

(1) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

特に、海と陸の地震・津波・火山の観測網を統合する手法の研究開発等を推進します。

たとえば、陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)により得られたデータを用いた地震動・津波の即時予測技術の開発を行います。さらに、リモートセンシング技術による多項目の火山観測データを活用し、多様な火山現象のメカニズムの解明や火山災害を軽減するための研究開発を進めます。

(2) 社会基盤の強靭性の向上を目指した研究開発

地震発生時の社会基盤の強靭性の向上と事業継続能力の強化を目指し、実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)等を活用した耐震技術開発とシ

ミュレーション技術の高度化を行います。

具体的には、将来起こりうる巨大地震に対し、構造物の耐震性能評価、応答制御、機能維持技術等の地震減災に資する耐震技術研究を実施します。さらに、E-ディフェンスで実施した実験を解析するシミュレーション技術の耐震性能評価への活用に向け、シミュレーション技術の高度化・効率化・利便性向上等に関する研究開発を行います。

(3) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発

自然災害の軽減のために、個人や自治体、国が、それぞれ自らの「防災」を計画・実行することができます。そこで、地震災害をはじめ各種災害に関する危険性の評価と、これらを含めた各種災害リスク情報の利活用に関する研究を行います。

特に、津波ハザードマップや、低頻度巨大地震を考慮した地震動ハザードマップの作成手法に関する研究

宇宙・航空分野について、文部科学省では、次の施策を推進しています。

人類のフロンティアの開拓及び 国家安全保障・基幹技術の強化

〈宇宙・航空〉

1 基幹ロケットの運用・開発



H-IIAロケット 41号機打上げの様子
提供：三菱重工業株式会社

びイプシロンロケットは、令和2年2月のH-IIAロケット41号機打上げ成功により、連続47機の打ち上げに成功しており、98%以上の打上げ成功率（53機中52機）を達成しています。これは、我が国の宇宙技術が世界最高水準の信頼性を確立している証しであり、今後も着実に打上げ実績を重ねていきます。

また、我が国が自立的に宇宙活動を行う能力を維持発展させるため、令和2年度の初号機打上げに向け、平成26年度よりH3ロケット（新型基幹ロケット）の開発に着手し、現在、主エンジンであるLE-9エンジン及び固体ロケットブースタSRB-3の燃焼試験を行なうなど、着実な開発を進めています。

また、将来の放送・通信衛星の大容量化や多チャンネル化等に対応する衛星技術を獲得するため、総務省と連携し、技術試験衛星9号機（令和4年度打上げ予定）の開発に取り組んでいます。

さらに、平成31年1月のイプシロンロケット4号機で打ち上げられた革新的衛星技術実証1号機や令和3年度打上げ予定の同2号機によって民間事業者や大学等が製作する超小型衛星等の宇宙空間における実証機会の提供をしています。また、我が国の衛星を安定的に運用するため、地上からスペースブリ（宇宙ゴミ）等を把握する宇宙状況把握（SSA）システムの能力向上や、世界に先駆けたデブリ除去技術の獲得を目指して取組を進めています。

2 人工衛星等による宇宙利用の推進

平成26年5月に打ち上げられた陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）は、地震や豪雨などの大規模自然災害の発生時に緊急観測を行い、災害状況の迅速な把握に役立てられています。現在、先進光学衛星（ALOS-3）（令和2年度打上げ予定）及び先進レーダ衛星（ALOS-4）（令和3年度

打上げ予定）等を開発しています。

このほかにも、平成24年5月に打ち上げられた水循環変動観測衛星「しづく」（GCOM-W）、平成26年2月に打ち上げられた米国航空宇宙局（NASA）との国際協力プロジェクトである全球降水観測計画（GPM）主衛星、平成29年12月に打ち上げられた気候変動観測衛星「しきさい」（GCOM-C）及びプロジェクトである温室効果ガス観測技術衛星2号「いぶき2号」（GOSAT-2）による地球観測を実施し、地球環境問題の解明等に貢献しています。今後は、令和2年度打上げ予定の光データ中継衛星、「しづく」に搭載されたマイクロ波放射計（AMSR2）の後継センサ（AMSR3）と、「いぶき2号」の後継センサを搭載する温室効果ガス・水循環観測技術衛星（GOSAT-GW）（令和5年度打上げ予定）等の開発を進めています。

また、オーロラの発生プロセスを同定するプラズマの波の変動をとらえることに成功するなど、太陽と地球の相互作用等の理解の深化に貢献しました。平成26年12月に打ち上げられた「はやぶさ2」は、平成30年6月に小惑星「リュウグウ」に到着し、探査ローバによる探査、小惑星表面への人工クレーター形成、同一小惑星への2回の着陸（タッチダウン）成功などの世界初の快挙を成し遂げ、科学的に貴重な小惑星

3 宇宙科学と天文学の研究の推進



小惑星探査機「はやぶさ2」

提供：池下章裕氏

宇宙科学については、プラックホールや超新星爆発などの高エネルギー現象を観測するX線天文衛星等の人工衛星の開発・運用や、小惑星探査機「はやぶさ」による小惑星「イトカワ」からのサンプル採取、X線・赤外線天文観測や月・惑星探査等の分野で世界トップレベルの業績を挙げてきました。平成28年12月に打ち上げたジオスペース探査衛星「あらせ」は、オーロラの発生プロセスを同定するプラズマの波の変動をとらえることに成功するなど、太陽と地球の相互作用等の理解の深化に貢献しました。平成26年12月に打ち上げられた「はやぶさ2」は、平成30年6月に小惑星「リュウグウ」に到着し、探査ローバによる探査、小惑星表面への人工クレーター形成、同

内部のサンプル採取にも成功したと見られています。今後、令和2年末頃に地球への帰還を予定しています。このほか、欧州宇宙機関との国際協力による水星探査計画（BepiColombo）において我が国が開発を担当した水星磁気圏探査機「みお」（平成30年10月打上げ）が、水星への航行を続けています（令和7年水星到着予定）。現在、我が国初となる月への無人着陸を目指す小型月着陸実証機「SLIM」（令和3年度打上げ予定）ブラックホール等のX線で観測される高エネルギーの天体を観測するX線分光撮像衛星「XRISM」（令和3年度打上げ予定）等の開発を進めています。

天文学については、南米チリのアタカマ高地にて、大型電波望遠鏡「アーラマ」を日米欧の国際協力で運用しており、日本はACA（アタカマコンパクトアレイ）システムやサブミリ波帯を中心とした受信機システム等の製造を担当し、平成31年4月に国際共同研究プロジェクトより発表された、史上初となるブラックホールの撮影成功にも大きく貢献する等の成果を挙げています。また、米国ハワイ州のマウナケア山頂では、大型光学赤外線望遠鏡「すばる」を用いて中性子星合体による重力波発生現象を追跡観測し、金、白金などの重元素合成となる現場を初観測するなど、宇宙の起源と歴史の全体像の解明等に資する成果を挙げているほか、日米等の5か国共同で30m光学赤外線望遠鏡（TMT：Thirty Meter Telescope）を建設し、地球型系外惑星の探査等による新たな宇宙像の開拓等を目指とする計画について、令和9年度の完成を目指し取り組んでいます。

4 宇宙国際協力の推進

我が国は、米国、欧州、カナダ、ロシアとともに国際宇宙ステーション（ISS）計画に参加しています。

令和元年9月、宇宙ステーション補給機「こうのとり」8号機を打ち上げ、宇宙飛行士の生活に必要な不可欠な水・食料のほか、ISSの運用の根幹を支える、日本製リチウムイオン電池を使用したバッテリや、JAXAと民間企業が共同開発した光通信実験装置等を輸送しました。「こうのとり」の補給ミッションを通じて、日本の技術力は高く評価されています。

また、ISSへの輸送コストの大幅な削減や、月周回有人拠点「ゲートウェイ」への物資補給を含む様々なミッションへの応用も期待される新型宇宙ステーション補給機（HTV-X）について、令和3年の打上げを目指して開発を進めています。

宇宙探査の分野では、様々な国で月や火星の探査ミッションが計画されるなど、関心が高まっています。米国は平成31年3月、2024年までに月の南極への有人着陸を行ふと表明しました。国際協力で月周回有人拠点「ゲートウェイ」を建設するとともに、月面での持続的な活動に必要な技術を獲得し、それらを足掛かりに、2030年代の火星有人着陸を目指しています。この米国提案による、「ゲートウェイ」を含め、月での持続的な活動を通じて火星有人探査を目指す国際宇宙探査計画は、ギリシャ神話のアポローンの双子の女神の名前から「アルテミス計画」と名付けられました。我が国では、令和元年10月に宇宙開発戦略本部において米国提案による国際宇宙

探査への日本の参画方針を決定し、我が国の強みを活かした分野で戦略的に参画できるよう参画機関間で調整を進めています。



月周回有人拠点「ゲートウェイ」イメージ
提供：国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

アジア・太平洋地域においては、宇宙活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、平成5年から毎年1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）を主催しています。令和元年11月には、名古屋で第26回会合を開催し、31か国・地域、9国際機関、民間企業より約470人が参加しました。今会合では、「新たな宇宙時代を拓く多様な

探査への日本の参画方針を決定し、我が国の強みを活かした分野で戦略的に参画できるよう参画機関間で調整を進めています。

アジア・太平洋地域においては、宇宙活動、利用に関する情報交換並びに多国間協力推進の場として、平成5年から毎年1回程度、同地域で最大規模の宇宙協力の枠組みであるアジア・太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）を主催しています。令和元年11月には、名古屋で第26回会合を開催し、31か国・地域、9国際機関、民間企業より約470人が参加しました。今会合では、「新たな宇宙時代を拓く多様な

繋がりの発展」というテーマの下、意見交換や宇宙政策に焦点を当てたセッションを実施し、過去25年間のAPRSAFの活動を振り返るとともに、次の25年間を見据えて今後10年間取り組む目標「名古屋イニシアチブ」を掲げました。このほかにも、過去に実施された超小型衛星ミッションやキャパシティブルディングの成果等の的確な把握と、それを踏まえた支援策等による我が国の宇宙技術の海外展開を見据えた国際協力を推進しています。

チバニアン技術の実証試験を進めます。

このように、文部科学省では航空機産業の発展のため、関係府省と一丸となって、航空科学技術の研究開発を進めています。

〈海洋・極域〉

四方を海に囲まれた我が国にとって、海洋科学技術は、産業競争力の強化や経済・社会課題への対応に加えて、我が国の存続基盤を確固たるものにする、国家戦略上重要な科学技術です。そのため、文部科学省では、海洋の調査研究を進め、地球環境問題、鉱物・生物等の海洋資源の確保や、防災・減災等に資する技術開発を推進し、我が国の経済社会の発展及び国民生活の安全・安心の確保に貢献することを目指しています。また、Society 5.0の実現や将来のイノベーションの創出に向けた、未来の新産業創造へ寄与する研究開発を推進しています。

航空輸送に対する社会要求が高まる中で、あるべき未来社会像を見据えつつ、我が国の航空機産業を下支えするため、技術的優位性を考慮しながら、ハイリスクな先進的技術や短期間で成果の出にくい基盤技術の研究開発を戦略的に実施するとともに、企業単独では保有の難しい大型試験設備の整備等を進めています。

これを踏まえ、燃費と環境負荷性能を大幅に改善するコアエンジン技術（燃焼器、タービン等）及び機体騒音を低減する技術、特殊気象（雪、雷等）に起因する航空事故を防止する技術のほか、超音速機技術や航空機電動化技術についても研究開発を行っています。また、令和元年9月に導入した技術実証用国産エンジン（F7エンジン）を用いて次世代航空機用工

の観測を推進します。

南極地域観測に関しては、南極地域観測第IX期6か年計画に基づき、南極観測船「しらせ」による輸送支援の下、地球環境変動の解明に向け、地球の諸現象に関する多様な研究・観測を推進します。

地球温暖化の影響が最も顕著に出現している北極を巡る諸課題に対しても、我が国の強みである科学技術を活かして貢献するため、昨年度まで実施してきた北極域研究推進プロジェクト（ArCS・Arctic Challenge for Sustainability）の成果を生かし、国際共同研究を通じた科学的知見の更なる充実や社会実装等を図るため、北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）を令和2年度から、開始します。さら

1 極域及び海洋の総合的理解と ガバナンスの強化

近年、北極域の海水の減少、世界的な海水温の上昇や海洋酸性化の進行、プラスチックごみによる海洋の汚染等、海洋環境が急速に変化しています。自然

ニーオルスン新観測施設
提供：大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構



南極観測船「しらせ」
提供：大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構



ニーオルスン新観測施設
提供：大学共同利用機関法人
情報・システム研究機構

に、令和2年度は、北極域研究船の基本設計とともに、具体的な利活用方策や費用対効果の検討等を進めていく予定です。

また、アジアで初となる第3回北極科学大臣会合（ASM3）を、アイスランドと共に東京で開催することを予定しています。引き続き、地球規模課題の解決に貢献するため、南極及び北極における研究観測を、世界各国と協働して着実に実施します。

2 海洋資源の開発・利用

四方を海に囲まれている我が国にとって、海洋状況把握（MDA）の基礎となる海洋情報の収集・取得に関する取組を強化することは重要です。そのため、大学等が有する高度な技術や知見を幅広く活用し、海洋生態系や海洋環境等の海洋情報をより効率的かつ高精度に把握する革新的な観測・計測技術の開発を推進します。

また、近年、気候変動や乱獲等による海洋生物資源の枯渇が懸念されるなど、我が国の海洋生物資源の確保に関する問題意識が高まっています。これら海洋生物資源の安定した供給を持続するため、海洋生物の生理機能を解明し革新的な生産につなげる研究開発や、海洋生物の正確な資源量予測を行うための生態系の総合的解明に向けた研究開発を実施しています。



海底広域研究船「かいめい」
提供：国立研究開発法人 海洋研究開発機構

3 海洋由来の自然災害への防災・減災

自然災害に対して強じんな社会の構築に向けて、海底広域研究船「かいめい」等を活用し、海底地殻変動を連続かつリアルタイムに観測するシステムを開発・整備するとともに、海底震源断層の広域かつ高精度な調査や、海底火山の観測・調査のための技術開発・実施します。また、調査・観測の結果を取り入れ、地殻変動・津波シミュレーションの高精度化に取り組みます。

さらに、東日本大震災の津波・地震により、多量のがれきの流出や藻場・干涸の喪失等が発生し、東北太平洋沿岸域の水産業は壊滅的な被害を受けました。被災地の水産業の復興のためには、長期にわたりて変化する漁場・養殖場環境や海洋生態系の調査が課題となっています。このため、大学や研究機関等による復興支援のためのネットワークとして東北

また、我が国は、深海底の掘削により地球環境変動、地球内部構造、地殻内生命圈等を解明することを目的とした国際深海科学掘削計画（IODP）に参画しています。IODPは、日米欧主導の下で実施されている多国間国際協力プロジェクトであり、引き続き、計画を推進していきます。

4 基盤的技術開発・基礎的研究の推進

マリンサイエンス拠点を構築し、関係省庁や地元自治体、地元漁協等と連携しつつ、海洋生態系の調査研究を実施しています。

〈原子力〉
東京電力福島第一原子力発電所（以下、「東電福島第一原発」という。）事故等を踏まえ、政府は、エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）を策定しました。

これを踏まえ、文部科学省としては、原子力災害からの復興に関する廃炉や除染等に向けた研究開発（※詳細は「東日本大震災からの早期の復興再生」を

参照）等について、責任を持つて対応していきます。以下、具体的な取組を示します。

1 原子力の安全性の向上に向けた研究

試験研究炉等を活用し、軽水炉を含めた原子力施設の安全性向上に必要となる、シビアアクシデントへの進展防止・影響緩和に係る知見の取得や、安全評価手法の整備等を実施します。

2 原子力の基礎基盤研究とそれを支える人材育成

原子力特有の科学技術基盤を維持・強化するための基礎的データの取得や、バックエンドの負担軽減等につながる革新的な技術創出を目指した基礎基盤研究を実施するとともに、大学や産業界との連携を通じた次代の原子力を担う人材の育成を着実に実施します。また、多様な研究開発に活用されるJRR-3の運転再開に向けた取組や、発電だけでなく、水素製造など多様な熱の産業利用が見込まれ、固有の完全性を有する高温ガス炉についての研究開発等を推進します。



高速増殖原型炉「もんじゅ」
提供：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

ととされました。現在、廃止措置計画（平成30年3月原予力規制委員会認可）に基づき、原子力機構において廃止措置に取り組んでいます。まずは、安全確保を最優先に令和4年末までに炉心から燃料池までの燃料体取り出し作業を終了することとしています。平成30年8月からは燃料体の炉外燃料貯蔵槽から燃料池への移送を開始し、令和元年9月からは燃料体の炉心から炉外燃料貯蔵槽への移送を開始しました。今後も「もんじゅ」の廃止措置については、立地地域の声に向き合いつつ、安全、着実かつ計画的に進めていきます。

5 放射性廃棄物の処理・処分に関する取組

研究機関、大学、医療機関等から発生する放射性廃棄物の処理・処分に関する取組等を着実に行います。また、高速炉や加速器を用いた放射性廃棄物の減容化・有害度低減技術に関する研究開発を実施します。

6 地域との共生・国民の理解のための取組

立地地域をはじめとする国民の理解と共生のための取組を実施します。地域の持続的発展に向けた取組に対し支援するとともに、原子力研究開発施設に関する知識の普及を図る取組等を行います。

3 高速増殖炉サイクル技術

高速増殖原型炉もんじゅについては、平成28年12月に開催された原子力関係閣僚会議において、原子炉としての運転は再開せず、廃止措置に移行すること

4 國際的な核不拡散体制強化に向けた取組

我が国は、原子力平和利用のための世界で最も優れた経験や技術等を有しています。引き続き、その

東日本大震災からの早期の復興再生

東電福島第一原発の安全かつ確実な廃止措置を実

経験や技術を活かして国際原子力機関（IAEA）等と協力し、国際的な核不拡散・核セキュリティ体制の強化に積極的に貢献していきます。

具体的には、原子力機構核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）を通じ、引き続きアジア諸国等に対し核不拡散・核セキュリティ強化のための人材育成を行うとともに、核物質の高度な測定・検知及び核鑑識の技術開発を行います。

月原予力規制委員会認可）に基づき、原子力機構において廃止措置に取り組んでいます。まずは、安全確保を最優先に令和4年末までに炉心から燃料池までの燃料体取り出し作業を終了することとしています。平成30年8月からは燃料体の炉外燃料貯蔵槽から燃料池への移送を開始し、令和元年9月からは燃料体の炉心から炉外燃料貯蔵槽への移送を開始しました。今後も「もんじゅ」の廃止措置については、立地地域の声に向き合いつつ、安全、着実かつ計画的に進めていきます。

ととされました。現在、廃止措置計画（平成30年3月原予力規制委員会認可）に基づき、原子力機構において廃止措置に取り組んでいます。まずは、安全確保を最優先に令和4年末までに炉心から燃料池までの燃料体取り出し作業を終了することとしています。平成30年8月からは燃料体の炉外燃料貯蔵槽から燃料池への移送を開始し、令和元年9月からは燃料体の炉心から炉外燃料貯蔵槽への移送を開始しました。今後も「もんじゅ」の廃止措置については、立地地域の声に向き合いつつ、安全、着実かつ計画的に進めていきます。

施するため、文部科学省では、平成26年6月に公表した「東京電力(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等研究開発の加速プラン」に基づき、国内外の英知を結集し、基礎・基盤的な研究開発や人材育成の取組を推進しています。また、原子力災害からの復興を加速させるため、福島の環境回復に向けた取組を推進しています。

あわせて、被災者の迅速な救済に向けた原子力損害賠償の円滑化等に関する取組を実施していきます。

1 廃止措置に向けた研究開発及び人材育成

原子力機構廃炉環境国際共同研究センター(CLADS)において、福島県双葉郡富岡町に整備した「国際共同研究棟」を活用しつつ、燃料デブリの取扱いや放射性廃棄物の処理・処分、炉心内部における事故の経過の解明等の基礎・基盤的な研究を実施しています。さらに、「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」により、CLADSを中心として原子力分野だけでなく様々な分野の優れた知識や経験を、大学や研究機関、企業等の組織の垣根を超えて緊密に融合・連携させることにより、中長期的な廃炉現場のニーズに対応する研究開発及び人材育成の取組を推進しています。

2 環境回復に関する研究開発

東電福島第一原発事故由来の放射性物質によって汚染された環境の回復に向けて、原子力機構が福島

県や国立環境研究所とともに、精度の高い放射線測定に関する技術開発や、河川を含む環境中の放射性物質の動態に関する研究等を実施しています。



環境中におけるセシウムの移行挙動
提供：国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構

3 放射線安全研究の強化

福島の住民の方々が安全・安心に生活できるよう、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構において、福島の被災地における安全な水利用・処理環境の構築に関して、集中型水処理システムの長期間フィールド試験等を実施しています。

4 原子力損害賠償の円滑化

東京電力福島原子力発電所事故により被害を受けた方が一日でも早く安心で安全な生活を取り戻せるよう、迅速・公平・適正な救済が必要です。

文部科学省では、原子力損害賠償紛争審査会において、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針を策定するとともに、賠償状況のフォローアップを行っています。また、「原子力損害賠償紛争解決センター」において東京電力と被害者との和解の仲介を実施しています。

応のうち、一般的に実施することが妥当なもの等について所要の措置を講じる「原子力損害の賠償に関する法律」(平成30年法律第90号)が成立しました。これにより、①原子力損害が発生した場合に、賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針(損害賠償実施方針)の作成・公表を原子力事業者に義務付ける制度、②原子力損害を受けた被害者に対して原子力事業者が仮払金の支払を行うとする場合に、国が仮払金の支払のために必要な資金を貸し付ける制度、③原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合の時効の中止に関する特例等が創設され、令和2年1月1日に全面施行されました。

総合的・一体的なスポーツ行政の推進

スポーツ庁

た国際交流に取り組みました。

I ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

1 ラグビーワールドカップ2019について



9月20日の東京スタジアムでの開幕戦、日本代表は満員の観客が見守る中、ロシア代表に30対10で勝利しました。続く第2戦では、優勝候補の一角であつたアイルランドに歴史的勝利を飾るなど予選グループ戦を全勝し、日本ラグビー史上初のベ



スト8入りを成し遂げました。

仲間のために体をはり、屈強な相手に向かっていく選手たちの姿やノーサイドの精神に、多くの国民が心を打たれるなど、多様性と結束の力を示した

また、試合会場やファンゾーン、各代表チームのキャンプ地には多くのファンが訪れ、地域に根ざした交流の輪が広がりました。台風19号の影響で試合が中止となつた釜石では、カナダ代表の選手たちが土砂を取り除くなどのボランティア活動を行い、ナミビア代表は滞在先の宮古市でファン交流会を開催するなど、スポーツの垣根を超えた交流も生まれました。

スト8入りを成し遂げました。仲間のために体をはり、屈強な相手に向かっていく選手たちの姿やノーサイドの精神に、多くの国民が心を打たれるなど、多様性と結束の力を示した

ボランティアの方々を始め多くの関係者に支えられ大成功を収めたラグビーワールドカップの開催は多くのものを私たちにもたらしてくれました。

今後、本大会で得た知見を最大限に活用するとともに、関係省庁や関係団体等と連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を始めとした国際競技大会の成功に向けて取り組んでいきます。

2 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組について

平成25年9月の国際オリンピック委員会（IOC）総会において、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を東京で開催することが決定しました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）については、令和2年3月に延期が決定し、同月、2020年東京オリンピック競技大会は令和3年7月23日から、2020年東京パラリンピック競技大会は令和3年8月24日から開催されました。スポーツ庁としては、この2020年東京大会を、日本社会を

元気にする契機とするだけでなく、大会開催の効果を全国に波及させるため、オリンピック・パラリンピックムーブメントの推進や、スポーツを通じた国民の健康増進、スポーツの成長産業化、我が国の文化の魅力を国内外に積極的に発信する文化プログラムの実施など、様々な取組を展開しています。

(1) オリンピック・パラリンピック教育の推進

2020年東京大会を契機に、国民一人一人がスポーツの価値やオリンピック・パラリンピックの意義に触ることで、スポーツの価値を再認識し、多くの方がスポーツに親しむようになることは大会のレガシーの一つとして重要です。

また、平成27年11月に閣議決定された「二〇二〇年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、次世代に誇れる有形・無形の遺産（レガシー）を全国に創出することとされており、スポーツ庁では、オリンピック・パラリンピック教育をこのレガシー創出の重要な取組の一つとして推進しています。

平成27年2月にはオリンピック・パラリンピック教育を推進するための方策等について、有識者会議を設置し、平成28年7月に「オリンピック・パラリンピック教育の推進にむけて」として最終報告を取りまとめました。

また、平成27年度から、オリンピック・パラリンピック教育の推進のための効果的な手法に関する調査研究事業として、大学が研究拠点となり、宮城県・京都市府・福岡県の3府・県において初等中等教育機関等と連携した実践的な取組を開始しました。

ムーブメント全国展開事業を実施しており、平成29年度は全国20の府・県・政令市で、令和元年度は全国45の道・府・県・政令市で事業が展開されています。なお、平成29年度からは全国中核拠点である筑波大学、早稲田大学、日本体育大学のほか、東京都や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（東京2020組織委員会）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラリンピック委員会（JPC）などと意見を共有する全国コンソーシアムを設け、ここで出た意見を地域拠点に還元することで充実した取組ができるよう努めています。

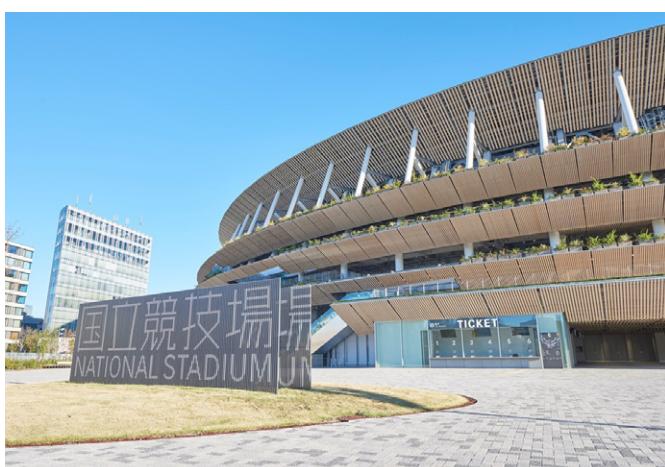
(3) 国立競技場の竣工

2020年東京大会のメインスタジアムとなる国立競技場については、世界の人々に感動を与える場となるよう、「アスリート第一、世界最高のユニバーサルデザイン、周辺環境等との調和・日本らしさ」を基本理念として、整備を進め、令和元年11月に竣工しました。竣工式や、一般公開のオープニングイベントなどを開催した後、令和2年1月からは東京2020組織委員会による仮設工事等が行われています。大会成功に向けて、着実に準備を進めていきます。

が実施されました。全国の学校80校から125件の応募があり、10件の優秀校が選ばれましたが、この中からスポーツ実施率の向上につながる取組を行った学校にスポーツ庁長官賞を授与いたしました。

(2) ホストタウンの推進

政府では、2020年東京大会の開催という機会を全国全体で最大限活かし、全国津々浦々にまで大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげていくことを目指しています。



互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として、全国に広げるための取組を進めています。

令和2年3月31日には、ホストタウンの第十九次登録団体を公表し、登録数は423件となりました。

II スポーツ庁が重点的に取り組む施策

スポーツ庁では第2期スポーツ基本計画（平成29年3月）の趣旨を踏まえ、国際競技力の向上はもとより、スポーツを通じた健康増進、地域・経済の活性化、国際交流・協力、障害者スポーツの振興、学校体育の充実など、関係省庁や民間企業と一緒にしてスポーツ行政を総合的・一体的に推進しています。

1 スポーツを通じた健康増進について

スポーツ基本法の前文で、「スポーツは、心身の健

康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠」であると規定されているところ、我が国の国民医療費が年々増加傾向にある中、運動・スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになってきています。

スポーツを通じた健康増進を図っていくためには、国民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる環境整備が必要です。このため、令和元年7月に、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目的とし、生活の中に自然とスポーツが取り込まれている「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツ）という姿を目指し、『Sport in Life プロジェクト』をスタートしました。本プロジェクトの趣旨に賛同し、コンソーシアムに加盟いただい

た団体・企業とともに、スポーツをする機運の醸成に取り組んでいます。

また、特にスポーツ実施率の低い20代から50代のいわゆる「ビジネスパーソン」は、仕事や家事等によりスポーツに取り組む時間を確保しにくいとの声があることから、官民連携により、通勤時間や休憩時間等を活用して気軽に運動・スポーツに取り組める環境を整備しています。

さらに、男性と比べてスポーツ実施率の低い女性を対象に「女性スポーツ促進キャンペーン」を開催し、その一環としてNHK番組「チコちゃんに叱られる！」のMC「チコちゃん」をアンバサダーに任命。また、オリジナルダンス「Like a Parade」を制作して配信するなど、女性や若年層にスポーツの楽しさを訴求しています。



Sport in Life



2 学校体育・運動部活動について

加えて、地方公共団体におけるスポーツを通じた健康増進に関する施策を持続可能な取組とするため、域内の体制整備及び運動・スポーツに興味・関心を持ち、習慣化につながる取組を推進しています。

運動部活動については、生徒にとって望ましいス

平成29年に小学校及び中学校、平成30年に高等学校の新学習指導要領が公示され、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施、高等学校は令和4年度入学生より年次進行での実施がなされることがあります。体育科・保健体育科では、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指しています。その中で、小学校から高等学校までを見通して、指導内容の系統化や明確化を図っています。スポーツ庁では、学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、学校において体育科・保健体育科の指導の充実を図るために、引き続き、全国都道府県・指定都市教育委員会の学校体育を担当する指導主事向けの研究協議会や実技研修会等の開催を通じて、学習指導要領の趣旨の徹底を図ることとしています。また、これまでに作成した映像による参考資料等や全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の学校等での活用も推進してきます。

学校における体育活動の安全確保については、死亡事故や重大な事故などの事例を分析し、基本的な安全対策についてまとめた「学校における体育活動中の事故防止について（報告書）」の内容を映像によつて示した資料を作成して全国の小中高等学校等に配布しています。令和2年度も引き続き教育委員会や大学、スポーツ団体、医療機関などの関係者間において事故防止のための最新の知見や事例等に係る情報を共有し、全国各地で協議を行っています。

ポーツ環境を構築する観点に立ち、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること等を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すため、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を作成し、公表しました。

本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の運動部活動を主な対象（高等学校段階においても原則適用）とし、

- 1 適切な運営のための体制整備
- 2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組
- 3 適切な休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備
- 5 学校単位で参加する大会等の見直し

について、学校や学校の設置者、地方公共団体、スポーツ団体が取り組む内容を示しています。

このため、文部科学省及びスポーツ庁は、平成28年4月から「大学スポーツの振興に関する検討会議」を開催して大学スポーツの活性化について議論を行い、29年3月に取りまとめを行いました。本取りまとめにおいては、大学スポーツの振興に向けて、大学トップ層の理解醸成、スポーツマネジメント人材の育成、各大学のスポーツ分野の取組を戦略的、一体的に行う部局の設置、大学スポーツ全体を統括し発展を戦略的に推進する組織の設置が重要であるとの方向性が示されました。

取りまとめを受け、平成30年7月より大学、学生競技連盟が中心となり開催された準備委員会を経て、大学横断的かつ競技横断的統括組織である一般社団法人大学スポーツ協会（英名：Japan Association for University Athletics and Sport 略称：UNIVAS）が31年3月1日設立されました。

スポーツ庁は、大学スポーツ協会の設立理念に基づいた学業充実、安全安心・医科学、事業・マーケティング分野等の活動事業をサポートするとともに、大学内のスポーツ活動の企画立案、コーディネート、資金調達等を担う専門人材である大学スポーツアドミニストレーターの配置やスポーツ分野を一体的に統括する部局の設置を進めています。大学スポーツアドミニストレーターについては、令和3年度までに配置する大学を100大学にするという目標を掲げ、大学スポーツにおける先進的モデル事業を進めており、令和3年度には13大学を選定しました。

4 障害者スポーツについて



スポーツ基本計画の主な目標の一つに、スポーツを通じた共生社会の実現があります。このためには、多くの障害者がスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者スポーツの裾野を広げていくことが重要です。

このため、各地域における課題に対応して障害者スポーツの振興体制の強化や身近な場所でスポーツを実施できる環境を整えるとともに、障害者スポーツ団体と民間企業とのマッチング等により障害者スポーツ団体の強化を図り、他団体や民間企業と連携した活動の充実につなげる取組を進めています。さらに、令和元年度から、スポーツ車いす、スポーツ義足等の地域の障害者スポーツ用具の保有資源を有効活用し、個人利用を容易にする事業モデル構築の支援を実施しています。

また、2020年東京大会を契機に、全国の特別支援学校でスポーツ・文化・教育の祭典を実施するとともに、特別支援学校を地域の拠点としていくことを目指す「Special」プロ

大学におけるスポーツ活動には、大学の教育課程としての体育の授業、学問体系としてのスポーツ科学及び課外活動（体育会活動、サークル活動、ボランティア等）の側面があります。全ての学生がスポーツの価値を理解することは、大学の活性化やスポーツを通じた社会発展につながるものです。また、大学の持つスポーツ資源（学生、指導者、研究者、施設等）の活用は、国民の健康増進や障害者スポーツの振興

「ジエクト2020」を実施しています。

5 スポーツの成長産業化について

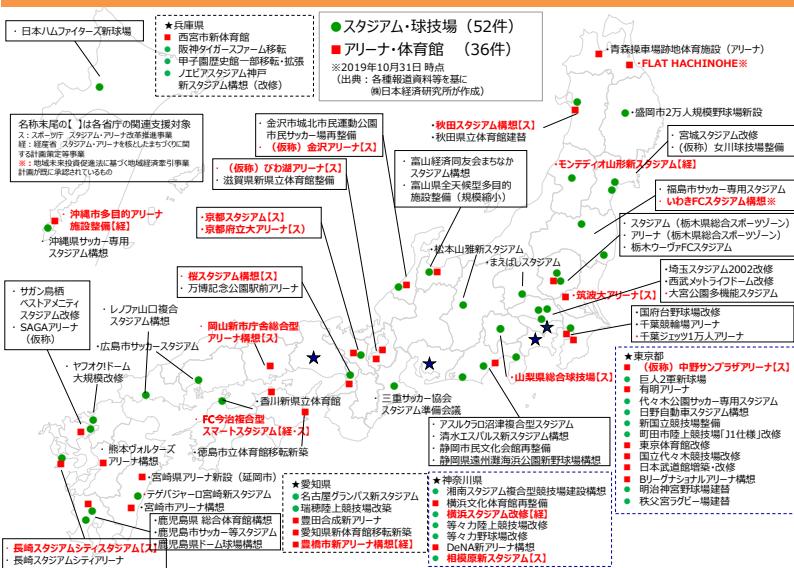
スポーツ産業の活性化による収益をスポーツ環境の充実に還元し、スポーツ人口の拡大へとつなげる自律的好循環を生み出していくことが重要です。

このため、令和元年（6月）に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」でも、「スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す」とこと、及び「全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する」ことが目標として掲げられています。

スポーツ庁では、①スタジアム・アリーナ改革の推進、②スポーツ団体の経営力強化、③スポーツオーピングインベーションの推進、④スポーツ指導スキルとスポーツ施設のシェアリングエコノミーの推進等の施策を取り組んでいます。

「観るスポーツ」のためのスタジアム・アリーナは、地域活性化の起爆剤となる潜在力の高い基盤施設です。その潜在力を最大限發揮させるには民間活力の活用が必要であるため、平成29年6月に、スタジアム・アリーナ改革全体の方向性や国内外の先進事例、資金調達手法に係る検討事項、持続的な運営・管理に必要な事項等をまとめた「スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第2版）」を公表しました。また、平成31年3月には、スタジアム・アリーナが地域にもたらす経済的・社会的効果のロジックモデルを示した「社会的インパクト評価の手法を用いたスタジアム・アリーナ

スタジアム・アリーナの新設・建替構想と先進事例形成の現状



「ナ効果検証モデル」を公表しました。さらに、令和元年10月から、スタジアム・アリーナ改革の周知・普及を目的としたセミナーを全国10会場で開催するところに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置（相談窓口URL：<http://www.mext.go.jp/sports/b>）menu/sports/mcatetop02/list/detail/1406525.htm）や専門家派遣等を通じて、先進事例の形成に取り組んでいます。令和2年3月には、政府目標である20拠点の選定のための基準等を定めた「多様な世代が集まる交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定要綱」を策定しました。今後も必要な情報提供や各地域で進む先進的な取組を支援することにより、スタジアム・アリーナ改革を推進していきます。

また、スポーツ団体が、ガバナンスの確保やスポーツを通じた社会課題の解決といった社会的な要請に応えていくためには、収益の向上など安定的な経営基盤の確立が必要です。一方で、スポーツ団体では、経営人材の育成や流動の仕組みが十分でないことが多いが要因で、専門性（財務、ＩＴ等）や国際的な視野のある人材、またそれらの人材を総合的にマネジメントする経営人材が不足している状況にあります。このため、スポーツビジネススキルも身につけることができる学科（スポーツMBA）の創設に向けたカリキュラム案の策定への支援や、外部人材の流入促進のための支援を行っています。また、「中央競技団体による中長期普及・マーケティング戦略策定・実行に向けた手引き」を令和2年3月に策定するとともに、他の中央競技団体の参考となるモデル形成支援を通じて、スポーツ団体の経営力強化を図っています。

とともに、国内における先進的な取組を顕彰するコンテストの開催などを通じて、スポーツオーブンイノベーションを引き続き推進していきます。

加えて、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを普及していくことは、スポーツ指導者と施設の稼働率・収益性を高め、スポーツ市場の拡大やスポーツ実施率向上にもつながる可能性があります。このため、平成30年6月からモデル形成に向けた実証事業を行うとともに、令和2年3月には、地方公共団体及び施設管理者向けに、施設情報のオープン化のためのプロセス等を示した「スポーツ指導スキルとスペースのシェアリングエコノミー導入手引き」を策定しました。今後、スポーツ分野におけるシェアリングエコノミーを推進していくため、先行するモデル事業を支援するとともに、指導者データのオープン化や導入の効果検証等を進めていきます。

6 スポーツを通じた地域活性化について

スポーツを通じた地域活性化を図る上では、地域の特色を活用したスポーツツーリズム等の推進を図ることが重要と考えられることから、スポーツと観光資源を掛け合わせて地域活性化に取り組む「地域スポーツコミュニケーション」が行う、多数の参加者・観客が見込まれるスポーツ大会・イベントの開催やスポーツ合宿・キャンプの誘致等の活動に対し、平成27年度より支援を行っています。令和元年度はアウトドアスポーツや武道といった日本が誇る地域資源を活かした取組を行った地域を支援しました。



「武道ツーリズム研究会」を開催し、武道ツーリズムの課題と対応策を議論するとともに、そこで出された意見等を取りまとめた「武道ツーリズム推進方針」を策定しました。さらに、スポーツツーリズムに取り組む意義を地方へ普及・拡大させるため、全国4か所（札幌・名古屋・京都・福岡）でスポーツツーリズムセミナーを開催しました。

加えて、スポーツ庁・文化庁・観光庁の三庁連携施策の一つである「スポーツ文化ツーリズムアワード」において、全国から優れた取組を募集し、金沢市で開催した「第4回スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」の中で3府の代表者より表彰しました。

また、平成30年3月に取りまとめた「スポーツツーリズム需要拡大戦略」に基づいた効果的なプロモーションを行ってく、令和元年度は日本のスノーアクティビティの魅力を発信する動画や、金沢市の武道ツーリズムの取組を特集した動画を作成し、国内外

7 スポーツを通じた国際交流・協力について

まず、「スポーツ国際展開基盤形成事業」において、スポーツに関する国際政策を統合的に展開し、その効果を最大限に高めるべく、国際競技連盟（I.F.）等の役員ポスト獲得や、国際的な実務能力及びネットワークを有する人材の養成に対する支援を実施するとともに、国内外の情報を収集・分析する拠点を形成し、戦略的な情報発信を行い、国際スポーツ界における我が国のプレゼンスの向上を図っています。

また、スポーツ国際展開の効果を他分野に拡大させるため、平成30年7月にスポーツ産業分野に関し、スポーツ庁、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）及び独立行政法人日本スポーツ振興機関により構成された

に配信しました。

合わせて、あらゆるスポーツシーンを支えるスポーツ施設が適切に整備・管理・運営されていくことも重要です。安全で魅力的で、多様な利用が可能となるスポーツ施設が、持続的に地域に存在していくための施策を展開しました。

今年度も引き続き、これらの取組を続けてまいります。

振興センター（JSC）の4者で基本合意書を締結しました。我が国のスポーツとスポーツ産業の海外展開の促進のため、連携を強化しながら取組を進めています。

さらに、スポーツ分野における各国との連携を強化するために、国際的な対話枠組みの構築も積極的に行っています。平成28年度より日中韓スポーツ大臣会合が、平成29年度より日・ASEANスポーツ大臣会合が隔年で開催されています。令和元年には、フィリピンのマニラで「第2回日・ASEANスポーツ大臣会合」及び「第1回日・ASEAN女性スポーツ会合」が開催され、日・ASEAN統合基金を活用した日・ASEAN間の女性スポーツ協力分野における具体事業の実施に向けた合意に至りました。

加えて、各国とのスポーツ協力をより密にするため、2国間のスポーツ分野における覚書を現在28か国と締結しています。

このほか、2020年東京大会に向けて、①スポーツを通じた国際協力及び国際交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチドーピング推進体制の強化支援を柱とする「Sport for Tomorrow（SFT）」プログラムに取り組んでいます。このプログラムは、2014年から2020年までの7年間で、開発途上国をはじめとする100か国以上において、1000万人以上を対象に、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめあらゆる世代の人々にスポーツの価値とオリンピック・パラリンピック・ムードメントを広げていく取組です。

具体的には、パラリンピック参加国・地域拡大支援、学校体育カリキュラム策定支援、長期・短期の人材養成プログラム等を行っています。2019年9月末ま



でに予定より早く100か国・1000万人以上の目標を達成しました。
令和3年には、ワールドマスターズゲームズ2021関西が開催されます。ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックは主にトップアスリートが活躍する大会ですが、ワールドマスター・ゲームズは概ね30歳以上のスポーツ愛好者であれば誰でも参加できます。

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えることにつながります。さらに、大会・イベントの開催は、地域の一体感の醸成やスポーツ人口・関心層の拡大等の社会的効果や、観光客数の増加等の経済効果の創出につながります。国際競技大会の積極的な招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体等との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。引き続き、スポーツの力を活用しながら、国際交流・協力を戦略的に展開していきます。

民に夢と希望を与えるものであり、第2期スポーツ基本計画や「競技力強化のための今後の支援方針（鈴木プラン）」（平成28年10月）に基づき、国際競技力の向上に向けて以下の施策を実施しています。

一つ目は、各競技団体が行う日常的・継続的な強化活動の支援です。2019年度から、「ラストスパート期」としてそれまでの各競技団体の成果を踏まえ、「メダル獲得の最大化」の考えのもと支援を柔軟かつ大胆に重点化しています。

また、各競技団体が中長期の強化戦略に基づいて競技力強化を行うことを支援するため、JSCにJOC・JPC等を含めた協働チームを設置し、競技団体の強化戦略プランにおけるPDCSAサイクルの各段階で多面的にコンサルテーション・モニタリング等を実施しています。

二つ目は、次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築です。JSC、日本スポーツ協会、JOC、JPC及び地方公共団体等と連携し、全国各地の将来有望なアスリートの効果的な発掘・育成を支援するシステムの構築を進めています。

三つ目は、スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実です。スポーツ医・科学研究、支援を行う中枢機関である国立スポーツ科学センター（JISS）と高度なトレーニング環境を提供するナショナルトレーニングセンター（NTC）の機能を一体的に捉えたハイパフォーマンススポーツセンターについて機能強化を図るため、情報収集・分析や競技用具の開発等を行う体制の整備など、国際競技力が中長期にわたって向上するよう取り組んでいます。さらに、メダル獲得の可能性が高い競技を対象に、スポーツ医・科学、情報による専門的かつ高度な

8 我が国の国際競技力の向上について

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国

支援を実施しています。

また、スポーツと異分野の知見を活用するなど独創的で革新的な研究を推進するとともに、次世代を担う優秀な研究者を育成することができる拠点を「スポーツ研究イノベーション拠点」として指定し、JISSとの連携による成果の活用を含めて、競技力向上に資することができるよう取り組んでいます。

四つ目は、トップアスリートのニーズに対応できる拠点の充実です。NTCについては、オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用化等を見据え拡充整備に取り組み、令和元年6月末に完成しました。

また、NTCで対応できない冬季、海洋・水辺系、屋外系のオリンピック競技、高地トレーニング及びパラリンピック競技のトレーニング環境の充実を図るため、既存施設をNTC競技別強化拠点施設として指定しています。NTC競技別強化拠点施設については、ハイパフォーマンススポーツセンターとのネットワーク形成を取り組むとともに、拠点近隣の関係機関・施設とも連携を図り、競技力向上に必要な機能を拠点施設に付加するべく、機能強化に取り組んでいます。

スポーツ庁では、2020年東京大会に向けて支援するだけでなく、これらの取組を強力で持続可能な支援体制として構築・継承することを目指しています。

9 スポーツにおけるインテグリティの確保について

スポーツは本来、見る人々を感動させ、国民に勇

気を与えるものです。しかしながら、昨今、スポーツ選手等による違法賭博^{とばく}や違法薬物、スポーツ団体での不正經理、スポーツ指導者による暴力、ファン等による人種差別や暴力行為、他者への不正行為等、スポーツの価値を損なう問題が頻発しています。そのため、第2期スポーツ基本計画では、2020年東京大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）を高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指していくこととしています。

スポーツ庁では、平成30年12月20日に「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」を策定しました。同プランに基づき、スポーツ団体における適正なガバナンスの確保を図る仕組みを導入することとし、JSC及び統括団体（JSPO、JOC、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（JPSSA））と連携し、中央競技団体のガバナンスの確保のために協力して取り組む体制を構築するため、平成30年12月に「スポーツ政策推進に関する円卓会議」を開催しました。

また、平成31年2月からスポーツ審議会スポーツ・インテグリティ部会において、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範を定めた「スポーツ団体ガバナンスコード」に関する審議を開始し、令和元年6月に「スポーツ団体ガバナンスコード」（中央競技団体向け）、8月に「スポーツ団体ガバナンスコード」（一般スポーツ団体向け）をそれぞれ策定しました。同コードの策定により、単に不祥事事案の未然防止にとどまらず、スポーツの価値が最大限發揮されるよう、その重要な

の確保を図ることとしています。同コードに基づき、令和2年度から、中央競技団体は自らの取組状況を説明・公表するとともに、自らが加盟する統括団体から適合性審査を受けることとなります。また、中央競技団体以外のスポーツ団体（一般スポーツ団体）においては、令和2年度開設予定のJSCの専用ウェブサイトを活用し、同コードのセルフチェックシートに基づく自己説明を自主的に行うこと期待されます。2020年東京大会は、ドーピングのないクリーンな大会とすることが世界から求められていること等を踏まえ、スポーツ庁では、関係団体等と連携して、ドーピング防止体制の強化を図っています。

具体的には、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構と協力し、世界各国から参加するアスリートのドーピング検査に対応できるよう、英語等の言語能力や豊富な実地経験を備えたドーピング検査員の育成に取り組んでいます。

また、JSCと連携し、禁止物質の不正取引や当な理由のない禁止物質の保有など、ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピング防止規則違反に対応するため、ドーピング通報窓口の運用等を通じた情報収集や専門的知見からの分析などのインテリジェンス活動を推進しています。

さらに、我が国のアスリート等からドーピング防止規則違反を出さないよう、若い世代への教育を強化するとともに、学校教育課程においてドーピング防止を含むスポーツの価値教育の促進にも取り組んでいます。これに加えて、令和元年度からは、アスリートを「意図しないドーピング」から守るため、医療従事者に対する情報提供等にも取り組んでいます。

「文化芸術立国」の実現を目指して

文化庁

文化芸術は、豊かな人間性を育み、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧です。また、文化芸術は、それを通じてあらゆる人々が社会に参画することで、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与するものであるほか、観光やまちづくり、産業等の関連分野において、新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動等を実現するものであるなど、多様な価値を有しております。重要な役割を担っています。文化庁は、こうした文化の振興を図り、「文化芸術立国」の実現に向けて取り組みます。

1 文化芸術推進基本計画（第一期）と文化庁予算と組織

文化芸術推進基本計画（第一期）について

政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、改正文化芸術基本法に基づき、文化審議会や文化芸術推進会議等を経て「文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」）を定めています。

基本計画では、文化芸術が本質的価値に加え、社会的・経済的価値を有することを明確化したほか、少子高齢化やグローバル化、高度情報化など変化する社会の要請に応じつつ、関連分野との連

携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められていること、また、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として次の四つの目標と、今後の5年間（平成30度から令和4年度）の文化芸術政策の基本的な方向性として六つの戦略を定めています。

- 目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 目標2 創造的で活力ある社会
- 目標3 心豊かで多様性のある社会
- 目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

- | |
|---|
| 戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実 |
| 戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現 |
| 戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献 |
| 戦略4 多様な価値観の形成と包括的環境の推進による社会的価値の醸成 |
| 戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成 |
| 戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成 |

2 文化庁予算及び組織について

令和2年度文化庁予算においては、首里城やノートルダム大聖堂での火災を踏まえ、災害等から文化財を護るために防災対策や、舞台芸術などの文化芸術の創造活動や、文化芸術人材の育成及び子供たちの文化芸術体験の推進、文化振興の拠点としての博物館活動への支援など文化発信を支える基盤の整備・充実など、対前年度0・1億円増の1067億円を計上しています。

このほか、国際観光旅客税財源を活用し、「日本博」を契機とした観光コンテンツの拡充など、文化資源の磨き上げによるインバウンドのための環境整備を行います。

また、文化庁として新たな政策課題にスピード感をもつて適切に対応していくため、博物館・美術館の活動支援体制の強化や食文化の推進に向けた体制整備を図ることとし、令和2年度から参事官（文化観光担当）及び参事官（食文化担当）を新設しました。

関係府省庁をはじめ各関係機関との連携及び協働を図りながら、基本計画に基づき必要な取組を進めます。

京都への本格移転に向けた取組

平成30年6月に「文部科学省設置法」等を改正し、その附帯決議において、「文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜

国会へ報告すること」とされました。すでに平成29年度から先行移転として京都で設置されている「地域文化創生本部」へ一部の職員を派遣し、京都で執務を行っていますが、令和元年度には、臨時国会期間中に一部職員が京都で執務を行うとともに、テレビ会議等の機器を活用し会議等への出席を行うなど、本格的な移転を見据えた業務のシミュレーションを行いました。

移転時期については、庁舎の工期延伸により令和4年8月下旬竣工を目指すことが京都府より示されました。竣工後速やかに移転できるよう、引き続き京都府・京都市や関係省庁、地方創生や観光などの関連分野とも連携しながら取組を進めていきます。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化プログラム

1 文化プログラムの推進について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、文化の祭典でもあり、魅力ある日本文化を

世界に発信するとともに、地域の文化資源を掘り起こし、地方創生や観光振興の実現にもつなげる絶好的な機会です。

2 「日本博」について

文化庁では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とする文化プログラムの中核的事業として、「日本博」を全国各地で展開しています。

「日本博」は、縄文時代から現代まで続く日本の美を各分野にわたって体系的に展開していく大型プロジェクトであり、「日本人と自然」という総合テーマの下に各地域が誇る様々な文化資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、文化による国家ブランディングの強化、観光インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図ります。

3 「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」について

舞台芸術活動等の推進

このため、文化庁では、大会組織委員会や関係省庁、地方公共団体、民間団体等と連携しつつ、「日本博」をはじめとする文化プログラムを積極的に推進しています。また、全国各地の文化プログラム等の情報を探集し、インターネット上で管理・集約する

「文化情報プラットフォーム」やその情報を基にした文化プログラム総合ポータルサイト「Culture NIPPON」の試験的な運用にも継続的に取り組んでいます。令和2年2月18日には、文化プログラムへの参加促進等を目的として「文化プログラム参加促進シンポジウム」を開催し、大会組織委員会や東京都とともに、文化プログラムへの積極的な参加を呼び掛けました。

この法律では、新たに「文化観光」を、文化資源の観覧や文化体験等を通じて、文化についての理解を深めることを目的とする観光として定義し、地域における文化観光の推進の拠点となる文化施設を「文化観光拠点施設」と定義しています。

また、このような文化観光を地域で推進していくため、主務大臣である文部科学大臣と国土交通大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めています。

今後、この法律上の措置に加え、関連する予算・地方財政措置・税制も含めた総合的な支援を通じ、地域における文化観光を推進していきます。

我が国の舞台芸術の水準を向上させるとともに、より多くの国民に対して優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するため、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能といった公演活動について支援を行っています。また、我が国の優れた舞台芸術を世界に発信するための取組に対しても支援を行っており、そのための取組に対しても支援を行っており、国際文化交流を推進しています。この

ほか、芸術の創造と発展を図ることを目的として、「文化庁芸術祭」を毎年秋に開催しています。

さらに、次代の文化芸術を担う新進芸術家等に対し高度な技術・知識を習得させるための事業や文化の作り手と受け手をつなぐ役割を担うアートマネジメント人材を育成する事業のほか、若手芸術家が海外での実践的な研修に従事する機会を提供する等の人材育成に取り組んでいます。



新国立劇場オープニング公演
オペラ「エウゲニ・オネーゲン」

され、我が国への理解や関心を高めています。

このメディア芸術を一層振興するため、創作活動への支援、普及、人材育成などに重点を置いて、施策の充実を図ります。

具体的には、文化庁メディア芸術祭の開催を一つの柱として我が国の優れたメディア芸術作品を国内外に発信しています。また、優秀な若手クリエイターやアニメーターの育成支援等を通じ次世代を担う人材の育成に努めているほか、メディア芸術作品の収集・保存・活用の取組を推進しています。

2 日本映画の振興

映画は、演劇や音楽、美術等の諸芸術を含んだ総合芸術であり、国民の最も身近な娯楽の一つとして生活の中に定着している、国民的な芸術文化です。

文化庁では日本映画の振興のため、優れた日本映画の製作支援や撮影環境の充実等を通じて創造活動を促進するほか、国内外の映画祭等における積極的な発信・海外展開・人材交流を行うとともに、日本映画の魅力や多様性を強化し、その基盤を維持するため、映画に関わる人材育成を行っています。

メディア芸術の振興

1 アニメーション・マンガなどの メディア芸術の振興

我が国のアニメーション、マンガ、ゲーム、メディアアート等のメディア芸術は、その作品を通じて広く国民に親しまれるとともに、海外で高く評価

子供たちの芸術教育の充実・文化芸術活動の充実 推進

1 学校における芸術教育・文化部活動の充実

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相

互交流を深めることを狙いとして、昭和52年から続く我が国最大規模の高校生の文化の祭典である、「全国高等学校総合文化祭」を開催しています。第44回

①学習指導要領に基づく芸術教育の充実

これまで実施していた伝統音楽研修会に加え、令和元年度から新たに小・中・高等学校等で芸術系教科等を担当する教員等の研修会を実施し、学校における芸術教育の充実を図ります。

②子供たちの体験活動機会拡大のための取組

子供たちの豊かな創造力・想像力や思考力、コミュニケーション能力などを養うとともに、将来の芸術家や観客層を育成し、優れた文化芸術の創造につなげることを目的として、小学校・中学校等において、一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演や、個人又は少人数の芸術家を派遣し、芸術家による計画的・継続的なワークショップ等を含めた質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機会の確保を図っています。

③文化部活動の環境整備のための取組

生徒のバランスの取れた生活や学校の働き方改革の観点から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を平成30年12月に策定し、公表しました。本ガイドラインは、義務教育である中学校段階の文化部活動を主な対象（高等学校段階においても原則的に適用、小学校段階についても休養日や活動時間を見直し）等について、本ガイドラインに基づき持続可能な文化部活動にかかる取組を徹底するよう、地方公共団体・教育委員会及び学校法人等の学校設置者、学校並びに関係団体に求めています。

また、高校生の芸術文化活動の向上・充実と、相

1 障害者等による文化芸術活動の推進

文化芸術による共生社会の実現

各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催するほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。

2 子供たちの文化芸術活動の推進

子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化・生活文化等を体験・修得できる機会を提供します。さらに、これまで体験機会のなかつた地域の子供たちにも、地方公共団体が中心となり、地域の指導者等の協力により、体験活動機会の充実を図ります。

大会テーマとして、高知県において開催されます。この大会において、演劇、日本音楽、郷土芸能の各部門で優秀な成績を収めた高校等が、東京の国立劇場に一堂に会し、演技・演奏を披露する「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」を毎年夏に開催す

るほか、我が国の伝統文化の継承・発展に取り組む高校生が日頃の成果を披露し、交流する場となる全国高校生伝統文化フェスティバルを京都で開催しています。

となる令和2年度は、「蒼海の知 緑樹の感 陽光の志 いま、南国土佐に集うとき」を大会テーマとして、高知県において開催されます。



高知大会
マスコットキャラクター
土佐なる



ここから4 ～障害・年齢・共生を考える5日間～

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されたことを受け、同法に基づく国的基本計画が平成31年3月に策定されました。この計画に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しているところです。また、障害のある方々の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示の実施や助成採択した映画作品や劇場・音楽堂等において公演される実演芸術のバリアフリーライブ・音声ガイド制作への支援、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供等、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組んでいます。

さらに、国立美術館、国立博物館で、展覧会の入場料を無料としているほか、全国各地の劇場、コンサートホール、美術館、博物館等において、車いす使用者も利用ができるトイレやエレベーターの設置を行っています。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用することともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者のアイヌの歴史と文化の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図っている

ことも特徴の一つです。
(詳細は「ちらを御覧ください。 <https://ainu-upopoy.jp/>)
(※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語)



国立アイヌ民族博物館の外観

2 アイヌ文化の振興

文化庁では、アイヌを主題とした初の国立博物館である「国立アイヌ民族博物館」の令和2年度の開館に向けた準備を行つてきましたところです。

「国立アイヌ民族博物館」は、アイヌの歴史や文化を主題とした初めての国立博物館であり、「私たちのことば」など「私たちの」で始まる六つのテーマで、ア

イスの人々の視点から紹介する基本展示をはじめ、体験キットを手に取つて理解を深める探究展示 テン

パテンパ※、高精細の映像が楽しめるシアター、テー

マ展示や特別展示等を通して、アイヌの歴史や文化

を総合的・一体的に展示します。

また、館内の第一言語をアイヌ語とし、サインや展示解説等にアイヌ語を積極的に使用することともに、最大8言語の多言語対応により、多様な来館者のアイヌの歴史と文化の理解促進とアイヌ語に触れる機会の創出を図っている

ことも特徴の一つです。
(詳細は「ちらを御覧ください。 <https://ainu-upopoy.jp/>)
(※テンパテンパとは、「触ってね」という意味のアイヌ語)

地域における文化の振興

1 多様な文化を生かした地域づくり

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方公共団体を支援し、国全体が活性化するための基盤づくりや、地方公共団体が、地域住民や地域の芸・産学官とともに地域の文化芸術資源を活用した取組を支援しています。

国民文化祭は、地域の文化資源等の特色を生かし、一層の地域の文化の振興に寄与するため、観光をはじめとした様々な施策と有機的に連携した文



みやざき大会マスコットキャラクター みやざき犬

を国内外へ発信しています。

2 生活文化等の振興・普及

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、それを支える土台として機能しています。また、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでおり、我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図ります。



©Reborn-Art Festival

文化財の保存と継承

さらに、訪日外国人の増加や活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭等を中心として観光、関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成の取組を支援し、全国各地の多様で豊かな文化

1 文化財保護制度の改革

過疎化や少子高齢化などを背景に文化財の確実な継承が危機に瀕していることを受け、平成29年5月に文部科学大臣から文化審議会に對して諮問がなされ、同年12月に「文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について」(第一次答申)が答申されました。これを踏まえ、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が国会での審議を経て、平成30年に公布され、平成31年4月に施行されました。

改正法においては、文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくため、文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るべく、まず、都道府県が、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応等を記載した文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できることとしました(令和2年3月末現在15件策定)。次に、市町村が、文化財の保存・活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)を作成し、国の認定を申請できるとしました(令和2年3月末現在9件を認定)。地域計画では、できる限り域内の文化財を網羅的に把握し、域内の文化財の保存及び活用に関する基本的な方針、保存・活用のために市町村が講ずる措置の内容等を記載することとなつており、作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対しても登録文化財とすべき物件を提案できることとしています。また、国指

定等文化財の現状変更の許可等、文化庁長官の権限である一部の事務について、現在、移譲されている都道府県・市のみならず認定町村にも特別的に自ら事務を実施できることとしています。

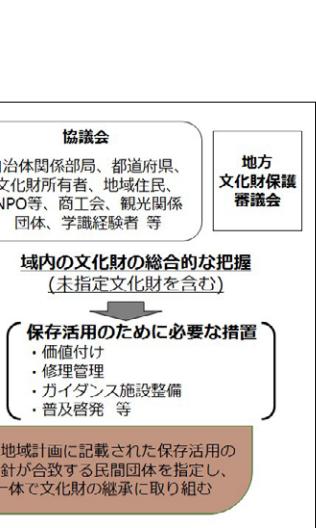
さらに、文化財の扱い手の拡大を図るため、市町村が、地域において文化財保存・活用の事業や調査研究を行つたりする民間団体を「文化財保存活用支援団体」として指定できる仕組みを創設しました。

一方、個々の文化財を確実に継承するため、国指定等文化財の所有者又は管理団体は、文化財の現状、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針などを記載する当該文化財の「保存活用計画」を作成し、国の認定を申請できることとしています。計画で修理等の行為の内容や具体的な部位が特定され、かつ適切な行為であること等が認められ文化庁長官の計画認定を受けた場合には、通常個別に要する現状変更等の許可を事後届出で良いとするなど手続を弾力化しています。

さらに、文化財の所有者を支援する体制を充実させるため、「特別な事情があるとき」に選任することができるようになっており、文化財の「適切な管理のため必要があるとき」に選任できるよう要件を拡大しました。

地方公共団体において上述のような取組を推進し、地方文化財行政の一層の進展を図つていくためには、芸術文化分野を含む文化行政全体としての一体性を確保したり、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組が重要となります。このため、教育委員会が行うこととされている文化財の保護に関する事務について、各地方公共団体が効果的と考える場合には、条例に

より、地方公共団体の長が担当できることとしています。ただし、地方公共団体の長が担当する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡などを担保するため、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置くこととしています。



2 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

文化財保護法に基づき、重要文化財、重要無形文化財、重要有形・無形民俗文化財、史跡・名勝・天然記念物、重要伝統的建造物群を指定し、重点的に保護するとともに、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区を選定して地方



選定保存技術「美術工芸品鎔金具製作」
保持者：松田聖



国宝清水寺本堂 檜皮葺屋根葺替



重要無形文化財「講談」
保持者：神田松鶴



南さつま市加世田麓伝統的建造物群
保存地区（令和元年12月23日選定）
(写真提供：南さつま市教育委員会)



重要文化的景観 今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観（令和元年10月16日選定）
(写真提供：今帰仁村教育委員会)



天然記念物 養老川流域田淵の地磁気逆転地層（平成30年10月15日指定）

公共団体の取組みを支援しています。また、登録制度による緩やかな保護制度により、多種多様な文化財の保存・活用を図っています。さらに、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術・技能のうち、保存の措置を講ずる必要のあるものを選定保存技術として選定するとともに、その保持者・保存

団体を認定しています。

また、これらの文化財について、保存と活用を図るために所有者、管理団体等が実施する事業に対し補助を行い、保存整備や活用等を引き続き推進します。

あわせて、国民の財産である文化財の散逸・滅失を未然に防ぐとともに、国民の鑑賞機会の充実を図るため、国による適切な保存・活用が必要な国宝・重要な文化財等の買上げを実施するとともに、貴重な史跡等を国民共有の財産として大切に保存し、その後の整備・活用に対応することを目的として、地方公共団体が緊急に史跡等を公有化する事業に対し補助を行います。

東日本大震災や平成28年熊本地震等の大規模災害への対応として、被害を受けた国指定等文化財について、早期の保存・修復を図るため、文化財の所有者等が実施する被災文化財の復旧事業に対する指導、経費の補助など、必要な措置を講じます。

3 埋蔵文化財の保護

土地に埋蔵された文化財を保護するため、文化財保護法に基づき、開発等により破壊されるおそれのある遺構等の発掘調査、記録作成等の事業に対し、補助を行っています。また、水中に存在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護体制の整備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活用を円滑に推進するための『発掘調査のてびき－水中遺跡調査編』（仮称）の作成を進めます。

加えて、地域の特色ある埋蔵文化財活用事業によ

り、埋蔵文化財を活用した体験学習会等の実施による理解促進・普及啓発や、埋蔵文化財の保管・展示や活動拠点のための施設として、廃校等を転用したり運用を図ることによって、地域活性化を促進します。

4 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存管理・活用等が行われています。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において令和元年度まで保存修理作業等を実施してきました。

引き続き壁画の保存管理を行なながら、施設内に保管している壁画の公開を実施します。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、平成28年にオープンした「キトラ古墳壁画体験館 四神の館」において、石室から取り外した国宝キトラ古墳壁画の保存と活用を推進し、整備された古墳の公開を進めます。

5 世界文化遺産と無形文化遺産

我が国を代表する固有の文化遺産を、ユネスコの世界遺産一覧表に記載することは、日本文化を世界に向けて発信することともに、国民の歴史と文化を尊

ぶ心を培う上で大きな意義を有します。令和元年7月には、「百舌鳥・古市古墳群－古代日本の墳墓群－」が世界遺産一覧表に記載されたところです。引き続き、一覧表に記載された世界遺産を適切に保護するとともに、我が国の誇る貴重な文化遺産の世界遺産一覧表への記載を推進します。

また、国際的な無形文化遺産の一層の認知やその重要性に関する意識の向上等に貢献するため、我が国の無形文化遺産の多様性や豊かさ、保護の取組等について、国際社会に積極的にアピールしていくことが求められます。平成31年3月に、「伝統建築工芸の技木造建物を受け継ぐための伝統技術」を、（令和2年審査予定）、令和2年3月に「風流踊」を無形文化遺産の代表一覧表に提案しています。引き続き、我が国の無形文化遺産を適切に保護・振興することもにユネスコ無形文化遺産への登録を推進します。

6 文化財の防火対策

火災により、平成31年4月15日（現地時間）にノートルダム大聖堂や令和元年10月31日に首里城正殿等が焼損したことによく人が心を痛めました。これらの火災を受け、令和元年に国宝・重要文化財の管理状況等の現状を把握するため調査を実施しました。この調査の結果、国宝・重要文化財における消火設備の老朽化による機能低下の恐れ等が明らかになりました。このような結果を踏まえ、文化財の総合的な防火対策の検討・実施に資するよう国宝・重要文化財（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドラインを作成し

ました。加えて、世界遺産や国宝を対象とした総合的・計画的な防火対策を重点的に進めるため、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元年12月23日大臣決定)を策定しました。今後は同計画に基づき文化財の防火対策を進めていくこととしています。

文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中心とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力向上させる取組への支援を行っています。

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されています。

文化財についても地域固有の文化資源として、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信すべく、国際観光旅客税を充当し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう「磨き上げる」取組を支援しています。

2 日本遺産の魅力発信

我が国の文化財や伝統文化を通じた地域の活性化を図るためにには、その歴史的経緯や、地域の風土に根差した世代を超えて受け継がれている伝承、風習などを踏まえたストーリーの下に有形・無形の文化財をパッケージ化し、地域全体として一体的に整備・活用し国内外に積極的・効果的に情報発信等の取組を進めることが必要です。

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産(JapanHeritage)」に認定するとともに、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信する取組を支援することにより、地域の活性化を図ります。

令和2年4月現在、全国で83のストーリーを認定しており、日本遺産を通じた地域活性化に資する情報発信や人材育成事業、普及啓発事業、活用整備に係る事業等に対して支援を行っています。

また、近年、興行入場券の高額転売が社会問題となつていることを踏まえ、興行入場券の適正な流通を確保し、もつて興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興、並びに国民の消費生活の安定等を目的とした「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律」が平成30年12月に成立し、令和元年6月14日から施行されました。本法律の適切な運用を図るため、国民への周知等を行い、興行を通じた文化及びスポーツの振興を推進します。

文化芸術によるイノベーションの創出、国家ブランドの構築

1 文化経済戦略の推進



「日本遺産 (Japan Heritage)」
ロゴマーク

2 企業等による芸術文化活動への支援

我が国における文化芸術活動を振興するために、

日本作家及び現代日本アートの国際的な評価を高め、世界のアート市場規模に比して小規模にとどまつてゐる我が国アート市場の活性化と我が国アートの持続的発展を可能とするシステムを形成します。

あわせて、公益社団法人企業メセナ協議会との連携の下、同協議会が主催する「メセナアワード」の一環として、「文化庁長官賞」を設け、企業や企業財団による優れたメセナ（芸術・文化振興による社会創造）活動の顕彰を行っています。

3 國際文化交流・協力の推進と日本文化の発信

國際文化交流・協力を推進するとともに、日本文化を戦略的に発信し、文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進及び国家ブランド構築への貢献を図ります。具体的には、我が国の芸術団体と外国の芸術団体との国際共同制作公演、我が国で開催される国際発信力のあるフェスティバル、海外で開催されるフェスティバルへの参加公演や国際展への出展、映画、メディア芸術の海外展開などを支援します。また、「国際文化交流に祭典の実施の推進に関する法律」に基づき、平成31年3月に閣議決定された「国際文化交流の祭典の推進に関する基本計画」を踏まえ、日本で行われる世界の関心を集める国際文化交流の祭典の実施を推進します。

さらに、日本の第一線で活躍する文化人、芸術家等を「文化交流使」として派遣し、日本の優れた芸術文化を広く世界に発信します。また、日中韓やASEAN+3といった枠組みでの文化に関する国際的な閣僚級会合への積極的な参加を通じて、文化面

での日本のプレゼンス向上を目指します。特に日中韓文化大臣会合の下では、3か国から1都市ずつを選定し、様々な文化芸術イベントを通じて都市間で交流を行う「東アジア文化都市」事業等の実施を通じて、東アジア諸国との交流の拡大に努めます。

そのほか、国内のアーティスト・イン・レジデンス実施団体が行う国内外芸術家の滞在型創作活動等を支援することにより、海外のアーティスト・イン・レジデンス実施団体との国際的な協力関係を活発にし、双方の国際文化交流を促進します。

また、我が国の知見を生かした文化遺産国際協力を推進し、人類共通の財産である世界各地方の文化遺産の保護に貢献します。



平成29年度文化交流使・種田道一氏による能のワークショップ
(スペイン・バルセロナ)



ブータン王国の歴史的建造物保存活用に関する拠点交流事業
(写真提供：(独法) 国立文化財機構東京文化財研究所)

1 博物館の振興

博物館は、歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及等の本来の役割や機能に加え、観光・まちづくり・教育等の関連分野との有機的な連携を図りつつ、地域の文化振興の拠点となることが期待されています。

令和元年9月には ICOM(国際博物館会議)京都大会2019が開催され、大会史上最高となる4,590名の参加者があり、関西を中心に能や日本舞踊等の文化発信行事が開催されたほか、和歌山県立博物館と工業高校の連携の様子など、世界各地の博物館関係者に日本文化を実感してもらう絶好の機会となりました。また、大会では、博物館の定義をはじめ多角的な議論がなされました。文化庁は博物館全体を所管する立場から、こうした国際的な議論も反映しながら博物館のさらなる振興を図るべく、同年11月、文化審議会博物館部会を新設しました。今後も博物館に関する継続的かつ総合的な議論を進めています。

①博物館への支援

博物館職員の資質向上を図り、博物館活動を充実させるため、学芸員の資格認定試験や、博物館長及び学芸員等を対象とした専門的な研修等や博物館等を中心とした文化クラスター（集積地区）創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備、国際交流、地

博物館・劇場等の振興

域へのアウトリーチ活動、人材育成等、博物館を活用・強化する取組を行います。

② 国立館における取組

国立美術館・博物館は、今般の新型コロナウイルスの影響を踏まえ、各国立博物館や劇場の取組をオンラインで配信する等、来館できない方にも作品や公演を楽しんでもらえるよう取組を進めています。2020年4月現在は、開館状況や取組等に一部変更がありますが、平時は開館時間を延長して週2回の夜間開館（金・土曜日は20時まで）と、それに連動したコンサート・野外シネマなどの参加・体験型各種イベントを実施しています。また、東京国立博物館では、我が国文化資源の魅力を広く発信することを目的として、インバウンドを含む来館者の満足度を高めるためのプラン（トーハク新時代プラン）を公表しており、さらなる充実に取り組みます。

③（独）国立美術館について

独立行政法人国立美術館は、6館（東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館）が、それぞれの特色を生かしつつ、連携・協力し、国民のニーズや研究成果を踏まえ、魅力ある質の高い所蔵作品展、企画展及び企画上映を実施しています。

また、美術作品の収集・保管、教育普及活動やこれらに関する調査研究等を通じ、我が国の美術振興の拠点として、国内外の研究者との交流、学芸員等の資質向上のための研修、公私立美術館への助言、地方への巡回展などを行います。なお、東京国立近代美術館工芸館は、令和2年夏に東京から石川県金沢市に移転・開館します。

④（独）国立文化財機構について

独立行政法人国立文化財機構は、国立博物館4館（東京・京都・奈良・九州）を設置し、貴重な国民的財産である文化財の保存と活用を図ることを目的とし、有形文化財を収集・保管して広く観覧に供するとともに、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、アジア太平洋無形文化遺産研究センターを加えた7施設において調査・研究などを行っています。同機構では、国宝・重要文化財を含めて約13万件の文化財を所蔵しています。これらの文化財を活用した平常展、企画展などとともに、平成30年7月に開設した文化財活用センターでの新たなコンテンツやプログラム開発等の取組を通じて日本の歴史・伝統文化や東洋文化の魅力を国内外に発信する拠点としての役割も担っています。なお、同機構は、平成26年7月に「文化財防災ネットワーク推進本部」を設置し、今後に起こり得る大規模災害に対応した文化財等の救出・救援体制を確保するため、文化財の防災・救援業務に係る調査・研究等を行っています。

⑤（独）国立科学博物館について

独立行政法人国立科学博物館は、科学系博物館のナショナルセンターとして、自然史・科学技術史に関する調査研究、ナショナルコレクションとしての標本資料の構築・継承を行うとともに、それらの成果を活かした展示や学習支援活動を行っています。上野

地区（上野本館）、筑波地区（筑波実験植物園、筑波研究施設）、白金台地区（附属自然教育園）の3地区で活動を展開し、国民の自然科学や科学技術に関する理解の増進に努めています。また、平成31年4月に「科学系博物館イノベーションセンター」を設置し、同法人の有するコレクション等を有効活用するとともに、地域振興にも貢献するなど、新たな事業を実施しています。

に、地域振興にも貢献するなど、新たな事業を実施しています。

⑥ 国立近現代建築資料館について

国立近現代建築資料館では、我が国近現代建築資料における劣化、散逸、海外流出防止を目的として、情報収集、資料の収集・保管及び調査研究を行っています。あわせて、展覧会の開催を通じて、我が国建築文化に対する国民への理解増進を行っています。（詳細は、こちらを御覧ください。<http://nama.bunka.go.jp/>）

2 劇場・音楽堂等の振興

① 劇場・音楽堂等の活性化

「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年6月公布・施行）」を踏まえ、我が国文化拠点である劇場・音楽堂等が行う、音楽、舞踊、演劇等の実演芸術の創造発信や専門的人材の養成、普及啓発のための事業、劇場・音楽堂等間のネットワーク形成に資する事業やバリアフリー・多言語対応の整備を支援することで、劇場・音楽堂等が地域の核として文化の発信をけん引することを目指しています。

② 国立の劇場における取組

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、文楽、能楽、大衆芸能、組踊などの伝統芸能を、各種の演出や技法を尊重しながら、できる限り古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供して

います。また、伝統芸能の伝承者養成や調査研究等の事業を実施しています。

新国立劇場は、現代舞台芸術の振興と普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの自主制作の公演を行い、国民が現代舞台芸術を鑑賞する機会を提供しています。また、現代舞台芸術の実演家等の研修や調査研究等の事業を実施しています。

これらの劇場の運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行っています。効率的かつ効果的に事業の充実に努めています。

社会の変化に対応した国語・日本語教育に関する施策の推進

1 国語施策の推進

国語に関する問題は、文化審議会国語分科会（前身は国語審議会）が中心となって検討を行い、様々な改善を図っています。具体的には、国語の表記に関する、「一般の社会生活における「目安」又は「ようどころ」として、「常用漢字表」「現代仮名遣い」「外来語の表記」などを制定してきました。最近では、平成26年2月に「異字同訓」の漢字の使い分け例（報告）、28年2月に「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」、30年3月に「分かり合うための言語コミュニケーション（報告）」をまとめています。また、30年11月には、「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」を確認しました。現在

は、官公庁における文書作成について及び常用漢字表について審議を進めています。

また、国民全体の国語に対する関心と理解を深めるため、「国語問題研究協議会」の開催（令和2年8月3日・4日・山形県山形市、8月20日・21日・佐賀県佐賀市）や「国語に関する世論調査」の実施、加えて、文化庁ウェブサイト上で「国語施策情報」、文化審議会答申「敬語の指針」に基づく動画「敬語おもしろ相談室」、「国語に関する世論調査」に基づく動画「ことば食堂へようこそ！」の公開など、必要な施策に取り組んでいます。

さらに、平成21年2月にユネスコが消滅の危機にあると発表した、国内のアイヌ語など八つの言語・方言及び東日本大震災の影響が懸念される被災地の方言の実態把握と保存・継承のための調査研究や、その支援を行っています。令和2年度も引き続き、調査データが不十分な地域の方言調査をはじめ、危機言語・方言を抱える地域相互と研究者の連携を図るための協議会や危機言語・方言の状況とそれらの価値を認識する場としてのサミット（11月7日・8日・宮城県気仙沼市）等の開催、被災地方言の保存・継承のための取組支援、加えてアイヌ語のアナログ音声資料のデジタル化やアーカイブ作成支援、アーカイブ作成推進のための人材育成、民族共生象徴空間でのアイヌ語体験プログラムの更新を進めています。

2 外国人に対する日本語教育施策の推進

コミュニケーションの手段、文化発信の基盤としての日本語教育の推進を図るために様々な取組を行ってきました。これまでの考

います。

具体的には、文

化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し、

日本語教育や日本

語に関する様々な

課題について検討を

行っています。例え

ば、外国人が日本

社会の一員として日

本語を用いて円滑

に生活を送ることができるよう、「生活者としての外

国人」に対する日本語教育の内容及び方法について示

した「日本語教育の標準的なカリキュラム案について」

等、五つの報告を平成25年2月までに取りまとめ

した。また、日本語教育人材に求められる資質・能

力及び養成・研修における教育内容やモデルカリキュ

ラムを示した「日本語教育人材の養成・研修の在り方

について」（報告）改定版を平成31年3月に取りま

めました。この報告を踏まえ、日本語教育能力の判

定について審議を行い、令和2年3月に、「日本語教

育の資格の在り方について」（報告）を取りまとめまし

た。今後は、ヨーロッパ言語共通参考枠（CEFR）

を参考に「日本語教育の参照枠」の作成に向けた検討

を行うとともに、日本語能力の判定基準についても審議を行う予定です。

また、「カリキュラム案」等を活用し、地域の実情に応じた日本語教育の実施等を支援する「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施するとともに、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業



文化庁事業による地域の日本語教室の例

を実施し、都道府県や政令指定都市が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するための総合的な体制を整備するための支援を行っています。

さらに、日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人に対してインターネット等を活用した日本語学習教材の開発・提供（令和2年4月公開予定）などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

このほか「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発・活用事業」を実施し、日本語教育に携わる人材の資質・能力の向上を図るとともに、多様な活動分野における日本語教育人材の育成と研修の担い手の育成を推進しています。

これら事業における取組の優れた実践事例等については、文化庁日本語教育大会などを通じ、周知・広報に努めています。加えて、日本語教育に関する各種コンテンツ（教材、カリキュラム、報告書等）に関する情報を横断的に検索できるシステム「日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）」を運用しています。このほか、難民に対する日本語教育、日本語教育に関する調査・調査研究等の取組を行っています。

日本語教室が設置されていない地方公共団体にアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設を支援するほか、日本語教室の設置が難しい地域に住む外国人に対してインターネット等を活用した日本語学習教材の開発・提供（令和2年4月公開予定）などを行う「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業」を実施し地域の日本語教育を推進しています。

新しい時代に対応した著作権施策の展開

今日、デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等の創作、流通及び利用をめぐる状況は急速に変化しており、時代のニーズに対応した制度や環境整備が求められています。

1 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案

令和2年3月10日に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第201回通常国会に提出されました。主な内容は以下のとおりです。

①インターネット上の海賊版対策の強化

昨今、深刻化している海賊版被害に対応するため、ユーザーを海賊版に誘導するリーチサイト等や海賊版のダウンロードに対する規制を行います。

本法案については、昨年提出が見送りとなつた経緯がありますが、パブリックコメントや国民アンケート、有識者検討会における検討等を通じて、漫画家をはじめとする関係者や国民の皆さまの声を丁寧に伺いながら検討を重ねた結果、「海賊版対策としての実効性確保」と「国民の正当な情報収集等の萎縮防止」のバランスが取れた内容になつていてものと考えております。

2 平成30年改正の円滑な施行に向けた対応

平成31年1月1日、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備や教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備を行う「著作権法の一部を改正する法律」が一部の規定を除いて、関連の政省令等とともに施行されました。

まず、リーチサイト対策については、リーチサイトにおける侵害コンテンツへのリンク提供を著作権侵害

とみなすとともに、サイト運営者に刑事罰を科します。

次に、侵害コンテンツのダウンロード違法化について

ては、対象を著作物全般に拡大しつつ、国民の萎縮防止のため一定の要件を付加します。具体的には、

①スクリーンショットの際の写り込み、②漫画の1コマ～数コマなどの軽微なもの、③二次創作・パロディや④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードを規制の対象外とします。刑事罰については、さらに、正規版が有償で提供されている場合、反復・継続して行う場合に限定します。また、附則に運用上の配慮規定などを設けます。

このほかに、写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡充、行政手続に係る権利制限規定の整備、著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入、著作権侵害訴訟における証拠収集手続の強化、アクセスコントロールに関する保護の強化及びプログラムの著作物に係る登録制度の整備が改正事項となつております。

我が国では、IoT、ビッグデータ、人工知能

(A-I) 等の「第四次産業革命」に関する技術を活用したイノベーションの創出が期待されているところ、改正前の著作権法の権利制限規定には、法律上の要件が一定程度具体的に定められているものが多く、新たなイノベーション創出に対応できないことが指摘されておりました。このような状況を受け、産業界等から、新技術を活用した新たな著作物の利用にも柔軟に対応できる権利制限規定の整備が求められてきたため、平成30年に著作権法を改正し、規定の抽象度を高め、適切な柔軟性を持たせた柔軟な権利制限規定（第30条の4、第47条の4、第47条の5）を整備しました。

本制度は、法律の公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日までに施行することとされておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに緊急に対応するため、当初の予定を早め、令和2年4月28日から制度を施行し、暫定的な運用を開始する方向で調整を進めています。その際、指定管理団体は、教育機関のニーズに配慮し、令和2年度に限った特例的な補償金額を無償とする予定であり、令和3年度における有償の補償金額に基づく本格的な運用に向けては、指定管理団体において別途補償金額の認可申請が行われる予定です。

3 著作権の円滑な流通の促進

インターネット上の普及は、著作物のデジタル化とあいまって、著作物の流通形態を劇的に変化させています。このような状況の中で、著作物の流通促進の観点から、次の施策を行っています。

①「著作権等管理事業法」の的確な運用

著作権等の管理については、著作物等の利用者の便宜を図るとともに、権利の実効性を高めるため、

②教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備に

については、平成30年の著作権法改正により、「授業目

の公衆送信補償金制度」が導入され、教育機関の設

置者が文化庁長官が指定する管理団体に補償金を支払うことを条件として、オンデマンド授業で講義映像

や資料を送信したり、対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信したりすることができるようになります。

和元年度は書籍における著作物や放送番組における実演など50,747件の著作物等の利用について裁定を行いました。なお、平成30年度には、裁判制度の利用円滑化の観点から、国及び地方公共団体等が裁判制度を利用する際、補償金の事前供託を不要とする法改正を行いました（平成31年1月1日施行）。（詳細はいちらを御覧ください。http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/index.html）また、コハントンツの権利処理の円滑化を目的として、平成29年度から令和元年度まで「コハントンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」に取り組んできました。本実証

4 著作権教育の充実

事業では、CDだけでなく、配信音源等の楽曲の権利情報を検索できる「音楽権利情報検索ナビ」を試験公開し、実証事業終了後も、民間主体において運用できないかを検証してきました。

著作権に関する意識や知識を身に付けることはますます重要となっており、現行の中学校や高等学校の学習指導要領においても著作権について取り扱っています。

また、全国各地での講習会の開催や教材の作成・提供を行っています。講習会は、国民一般、都道府県等著作権事務担当者、図書館等職員及び教職員を対象として毎年10数箇所で開催しています。ま

た、文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/>) を通じ、児童生徒や学生、一般等を対象とした著作権学習教材を

提供するとともに、小学校、中学校、高等学校等にハロー・キティを使用した著作権の普及啓発ポスターの送付を行いました。このほか、教材や講習会等の情報収集したポータルサイトを作成して、他の関係団体が作成する著作権学習教材等についても周知を行う予定です。

5 國際的課題への対応

デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、著作物の国境を越えた新たな流通形態が生まれ、我が国コンテンツの海外での侵害形態として、CD、DVD等いわゆる「パッケージ」の海賊版に加え、インターネット上の著作権侵害が深刻な問題となっています。

このような現状に対応した適切な海賊版（違法複製物）対策と国際ルールの構築を積極的に推進しています。

① 海外における著作権侵害対策

アジア地域を中心に、我が国のゲームソフト、アニメ、音楽などに対する関心が高まる一方で、これらを違法に複製した海賊版の製造・流通及びインターネット上の著作権侵害が、放置することのできない深刻な問題となっています。そのため、権利者が海外において適切に権利執行するための環境整備を目的として、主に以下の取組を行っています。

(イ) 政府間協議の場を通じた侵害発生国・地域への働きかけ

(ロ) アジア・太平洋諸国の政府職員を対象とした研修

(ハ) 侵害発生国・地域における一般消費者を対象とした研修

した普及啓発活動

② 國際的ルールづくりへの参画

国際的ルールづくりへの参画としては、現在W I P O（世界知的所有権機関）において放送機関に関する新条約の策定に向けた議論などが行わられており、我が国は積極的に参画しています。また、「視聴覚的実演に関する北京条約」の締結について平成26年5月に国会承認されたことを踏まえ、同年6月に加入書を寄託しました。この度、令和2年4月28日から同条約が効力を生ずることとなり、我が国においても同日から効力を生ずることとなりました。さらに、E P A（経済連携協定）交渉等においてアジア諸国を中心に著作権等関係条約の締結を働き掛けています。

宗教法人制度と宗務行政

我が国には、多種多様な宗教団体が存在しており、それらの多くは宗教法人法に基づく宗教法人です。文化庁では、宗教法人制度を円滑に進めるため、次のとおり様々な取組を行っています。

1 宗教法人の管理運営の推進

2 不活動宗教法人対策の推進

宗教法人の中には、設立後、何らかの事情によって活動を停止してしまった、いわゆる「不活動宗教法人」が存在します。不活動宗教法人は、その法人格が売買の対象となり、第三者が法人格を悪用して事業を行うなど社会的な問題を引き起こすそれがあります。ひいては宗教法人制度全体に対する社会的信頼を損なうことにもなりかねません。このため、文化庁と都道府県は、不活動状態に陥った法人について、活動再開ができない場合には、吸収合併や任意解散の認証によって、またこれらの方針で対応できない場合には、裁判所に解散命令の申立てを行うことによって、不活動宗教法人の整理を進めています。

毎年度、宗教界の協力を得て宗教法人に関する「宗教統計調査」を実施し、『宗教年鑑』として発行するほか、宗教に関する資料の収集を行っています。

都道府県事務担当者研修会、宗教法人のための実務研修会の実施、手引書の作成などを行っています。また、我が国における宗教の動向を把握するため、



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省「情報ひろば」

NAVI Navigation

皆さん！「情報ひろば」を知っていますか？



「文部科学省 情報ひろば」新庁舎2階エントランスにおいて 新たな企画展示を開始しました！

「文部科学省 情報ひろば」新庁舎2階エントランスでは、文部科学行政に関する様々な展示と情報発信を行っています。この度、令和2年4月から新たに以下の大学・研究機関等による企画展示を開始しました。文部科学省への来省の際は是非お立ち寄りください！

[開催期間] 令和2年4月1日～5月8日

東京工科大学

「セラミックス複合材料(CMC)の実用化に向けた研究紹介」

CMCは、セラミックスの母材にセラミックス繊維を複合化することにより、優れた損傷許容性を付与した複合材料であり、軽量かつ高い耐熱性を有するなどの特長から、航空機用エンジンをはじめ、発電用ガスタービン、原子力用燃料被覆管といったエネルギー関連部材、自動車部品など、幅広い分野への適用が想定されています。今後、我が国の産業界の競争力を強化していくためにも、いち早く実用化が望まれる重要な工業材料の一つと言っても過言ではありません。

東京工科大学セラミックス複合材料センターでは、CMCの実用化に向けた課題の解決に向けて取り組んでおり、その研究のプロセスをパネル、各種CMCの展示及び映像を通して分かりやすく紹介しています。

【主な展示物】

- 実物展示 炭素ケイ素繊維(SiC繊維)、SiC/SiC大型複合材料部材、Ox/Ox複合材料、民間機航空機エンジン模型
- 映 像 CMCの実用化に向けた取組
- パ ネ ル セラミックス複合材料センター ほか



[開催期間] 令和2年4月1日～5月11日

日本原子力研究開発機構

「そうだ中性子があった!! 研究炉JRR-3が拓く多彩な中性子利用」

日本原子力研究開発機構のJRR-3は、世界トップレベルの高性能な研究用原子炉です。原子炉で発生する中性子はその波の性質を利用してミクロな結晶構造の解析ができます。また、金属に対する透過力の高さや、水素やリチウムといった軽い元素を感じやすい能力などを利用し、リチウムイオン電池や高燃費エンジンの開発など、基礎科学から産業利用まで幅広い分野に貢献してきました。現在、新規制基準に対応中であり、令和3年2月の運転再開を目指しています。

本企画展示では、新しく生まれ変わったJRR-3における多彩な中性子利用について紹介します。

【主な展示物】

- 実物展示 JRR-3ビームライン模型、燃料棒模型
- 映 像 JRR-3紹介動画
- パ ネ ル JRR-3について



情報ひろば INFO

所在 地：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
交通案内：銀座線「虎ノ門駅」11番出口 直結

千代田線「霞ヶ関駅」A13番出口 徒歩5分

開館時間：月曜～金曜 10時～18時

※入館は閉館の30分前まで ※土曜日、日曜日、祝日、年末・年始休館

入館 料：無料

〈お問い合わせ・団体見学申込先〉 文部科学省大臣官房総務課広報室事業第2係
TEL: 03-6734-2170 Email: hiroba@mext.go.jp



情報ひろばホームページへGO!→<https://www.mext.go.jp/joho-hiroba/>
皆様のお越しをお待ちしています。是非、お気軽にお立ち寄りください。

文部科学広報



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学広報 令和2年4月号 No.245

(発行・著作)

文部科学省大臣官房総務課広報室

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL : 03-5253-4111 (代表)

URL : <https://www.mext.go.jp/>

E-mail : mextjnal@mext.go.jp